メキシコ・リスクマネジメント
研究会報告書

2016 年 1 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部　米州課

【免責条項】

本調査レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

まえがき

このレポートは 2014 年度に 3 回（10 月 10 日、11 月 21 日、1 月 30 日）に渡って開催されたメキシコ・リスクマネジメント研究会の議論及び 2015 年度に実施した米州課員の文献・出張調査を基に同国におけるビジネスリスク、ハードルについてまとめたものである。

メキシコは、日系企業が米州域内で事業展開するにあたり、多くのメリットを有している。例えば、低廉で豊富かつ若い労働力、米国と陸続きであること、太平洋側、大西洋側双方に港湾、46 カ国・地域と締結された FTA 網を有することなどだ。それゆえ、米州における製造・輸出拠点としての地位を年々高めている。

日系企業の進出も 2014 年 10 月時点で 814 社に達し、4 年前と比較して 386 社増加した。自動車組み立てメーカーのメキシコ国内での生産拡大に応じて Tier2 や Tier3 など日本の中小企業の投資も近年増加傾向にあり、まさにメキシコ投資ブームの様相を呈している。現在進められているエネルギー改革に応じた投資も今後は増加することがみこまれ、日本とメキシコの経済関係はますます深化・拡大することになろう。

投資面で多くのメリットを有するメキシコであるが、同国で事業展開を検討する日本企業が留意しておくべきポイントも依然少なくない。例えばロジスティック面では、国内トラック輸送に関する保護主義的規制を背景とする陸送コストの高さ、治安問題を背景とする貨物破損の割合の高さなどがある。また、税制・税務手続きの問題や労働者寄りの労務制度なども進出済みの日系企業が苦労している点として挙げられる。

本研究会では、メキシコビジネスに長年関わってきた研究会委員および外部の方々の知見をもとに、そうしたリスク、ハードルとその対応について整理した。本レポートがメキシコにおける事業展開に役立てれば幸いである。

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部　米州課

目次

Ⅰ. 総論 1

1. メキシコのビジネスチャンス、主要なリスクとハードル 1

(1) メキシコのビジネスチャンス 1

(2) 進出日系企業が抱える経営上の問題点 6

Ⅱ. ビジネス環境の体系的整理と対応策 11

1. カントリーリスクの概要と対応策 11

(1) 政治・政策の予見性 11

① 強力な大統領制 11

② NAFTA が経済政策を大きく転換 12

③ 構造改革の推進と TPP 合意で GVC におけるメキシコの立場が強固に 14

④ 安全対策の面からも州政府との関係構築を 16

(2) 経済 17

① マクロ経済動向と中期展望 17

② 経済法 31

③ メキシコでの資金調達事情および日系企業の現状 39

(3) メキシコのインフラ整備状況 43

① 国際的な位置付け 43

② 部門別インフラ整備状況と国家インフラ計画 44

2. オペレーション上の課題と対応策 49

(1) 外資規制と会社設立 49

① 国際的位置付け 49

② 企業設立 50

③ 外国企業による土地所有 54

(2) 知的財産権保護 55

① 国際的位置付け 55

② 管轄機関度 55

③ 国際条約への加盟状況 55

④ 関連法規 56

⑤ 産業財産権の登録 56

⑥　海賊版、模倣品の取り締まり 56
(3) 許認可・基準認証制度 58
①　基準認証制度 58
②　建設許可における留意点 69
(4) 生産・販売 72
①　現地生産オペレーションにおける課題 72
②　現地販売オペレーションにおける課題 75
(5) 労働・雇用面における課題 77
①　労働・雇用面におけるハードル 77
②　連邦労働法における留意点 78
③　労働組合との関係 84
④　駐在員のビザ取得手続 86
⑤　進出日系企業の労務における主要課題とその対策 88
(6) 国内物流と輸出入手続きにおける問題点 90
①　国内物流上の主要課題 90
②　物流リスク対策 94
③　通関における問題点 95
(7) 財務・税務 104
①　メキシコの会計制度 104
②　メキシコの税制 104
③　日系企業が留意すべき事項 107
④　インフラプロジェクト（政府調達）受注における留意点
～為替や税制に起因するリスク～ 111

Ⅲ. セキュリティーリスクの概要と対策 114

1. 治安と従業員の安全管理 114
(1) 進出日系企業の 7 割が安全面でのリスクとして治安悪化を問題視 114
(2) 局所的に悪化するメキシコの治安 116
(3) 情報収集と防犯対策の徹底が基本 120

Ⅰ．総論

1. メキシコのビジネスチャンス、主要なリスクとハードル

(1) メキシコのビジネスチャンス

在メキシコ日本国大使館によると、2014 年 10 月 1 日時点の在メキシコ日系企業数は 814 社であり、4 年前（2010 年 10 月 1 日）と比較すると 386 社増えている。同様に在留邦人も 3 年間で 2,249 人増加しており、9,186 人に達している（図 1 参照）。1 年に 50 社を超えるスピードで日本企業の進出が進んだのはメキシコでは今までにあまり例がないことであり、この 4 年間は日系企業のメキシコ進出ブームの様相を呈している。

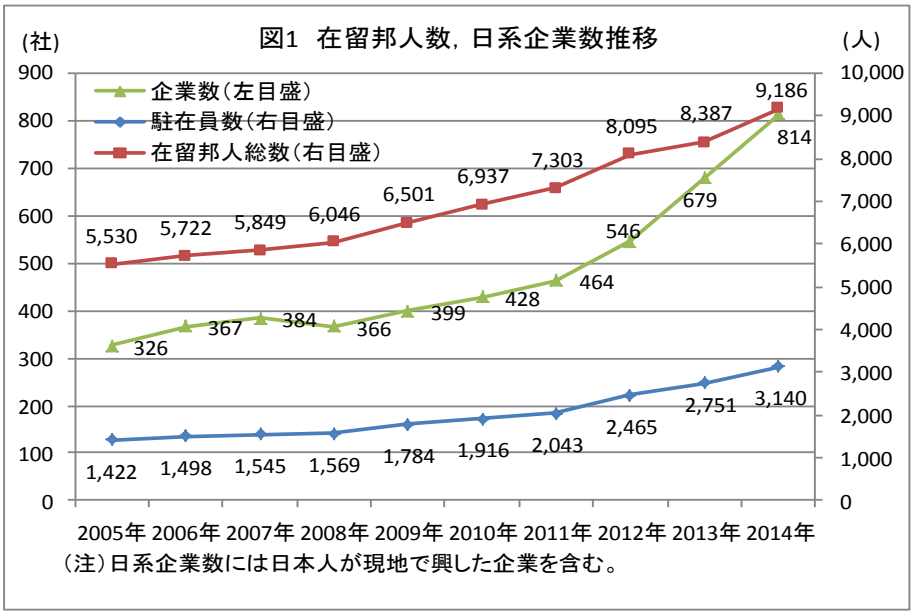

ジェトロが 2011 年 1 月以降にプレスリリース等で公式に発表された日本企業の対メキシコ投資案件をカウントしたところ（報道されていても企業自らが公式に発表していない投資案件は除く）、2011 年初～2015 年 12 月末までに 249 件の投資が発表されている。その大半が自動車部品製造や鉄鋼・金属製品製造など、自動車産業に関連する製造投資である。日系自動車産業の進出ラッシュは、同産業向けに資材や機械設備などを販売する販売会社や商社、自動車産業を顧客に持つ運輸・倉庫業のメキシコ進出も牽引している（表 1 参照）。

地理的な分布としては、マツダやホンダが新工場を建設したグアナファト州（ホンダは現時点で未稼働）、日産自動車が新工場を建設したアグアスカリエンテス州、両州に隣接するサンルイスポトシ州などに投資が集中している。新規投資が大半を占めており、ここ数年で新たにメキシコに進出した企業が多いことが分かる。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

2011年1月以降公式に発表された投資計画

＜州別＞ （単位：件）

州名	投資件数
グアナファト	91
アグアスカリエンテス	38
サンルイスポトシ	29
メキシコ市	26
ケレタロ	25
ハリスコ	13
ヌエボレオン	11
コアウイラ	3
メキシコ州	3
サカテカス	3
バハカリフォルニア	2
イダルゴ	1
オアハカ	1
タマウリパス	1
シナロア	1
チワワ	1
モレロス	1
全国	249

＜新規/拡張（別工場含む）＞ （単位：件）

新規／拡張	投資件数
新規	179
拡張・別工場	70
合計	249

（出所）各社プレスリリース、
投資家向け資料などから作成

＜業種別＞ （単位：件）

業種	投資件数
自動車部品製造	109
鉄鋼・金属製品製造	22
輸入販売（資本財）	22
輸入販売（中間財）	20
運輸・倉庫	20
化学品製造	7
自動車製造	6
販売事業（国内製造品）	5
熱処理・表面処理	5
繊維資材製造	5
総合・技術・専門商社	4
アフターサービス	3
金融	3
エンジニアリング	3
金型製造	2
医薬品（製造/販売）	2
駐在員事務所	2
人材派遣・人材紹介	1
市場調査・マーケティング	1
輸入販売（消費財）	1
不動産仲介	1
鉱山開発	1
小売	1
電気機器製造	1
コンサルティング	1
発電事業	1
全国	249

既にメキシコに進出している企業も拡張投資を行っており、今後も事業を拡大していく傾向がみられる。ジェトロが 2014 年秋に実施し、2015 年 1 月末に結果を発表した「2014 年度（第 15 回）中南米進出日系企業経営実態調査」によると、メキシコ進出日系企業の 81.6%が今後 1～2 年の事業展開の方向性として「拡大」と答えている。この比率はアジアなど他地域も含めたジェトロの日系企業実態調査の全対象国の中で、コロンビア（88.9%）に次いで 2 番目に高い。

具体的に拡大する機能としては「販売機能」が最も高く、「拡大」と答えた企業の 60.2%（ブラジルは 83.8%）に及ぶが、メキシコの場合、「生産」を拡大すると答えた企業の比率も高く、「汎用品の生産」が 37.6%（ブラジルは 13.1%）、「高付加価値品の生産」が 31.2%（ブラジルは 15.2%）となっている。メキシコはブラジルと比べても生産拠点として注目されていることがうかがえる。

同調査の中の「投資環境面でのメリット（長所）は何か」という問いに対しては、「市場規模／成長性」という回答が 81.6%で最も多いが、メキシコで特徴的なのは「取引先（納入先）

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

企業の集積」という回答比率（38.6%）がブラジル（9.4%）や中南米平均（16.9%）と比べるとずば抜けて高いことだ（図 2 参照）。これは日系自動車産業の集積を指していると思われる。この比率を ASEAN 諸国と比べてみると、タイ（45.9%）には及ばないものの、インドネシア（24.3%）、シンガポール（16.6%）、ベトナム（10.7%）を大きく上回る。メキシコは既に ASEAN 並みの日系自動車産業の集積がみられる国になったといえる。

図2　中南米・ASEAN新興国の投資環境上のメリット

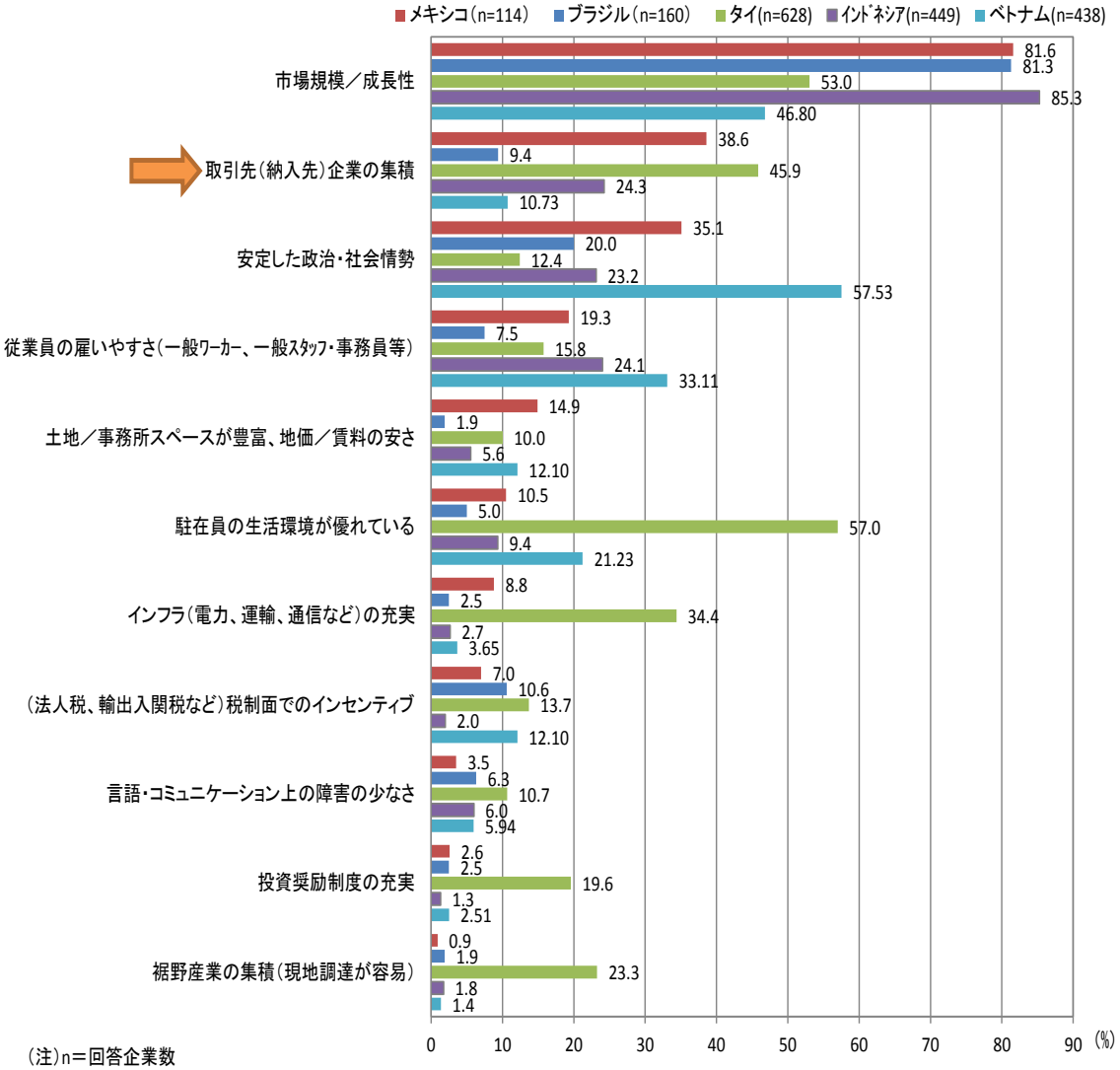

（注）n＝回答企業数
（出所）ジェトロ「第15回中南米日系進出企業経営実態調査」,「2014年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」

国際自動車工業会（OICA）によると、メキシコは 2014 年にブラジルを抜いて世界第 7 位の自動車生産国となり、大型バス・トラックを合わせると 336 万 5,306 台を生産した（ブラジルは同 314 万 6,118 万台）。日系メーカーの生産台数でみると、メキシコは 102 万 1,101 台、ブラジルは 36 万 6,233 台であり、ブラジルに大きく差をつけている。日産の第 3 工場が 2013 年 11 月、マツダの第 1 工場が 2014 年 1 月に稼動を開始し、ホンダの第 2 工場が同年 2 月に稼動を開始したため、2014 年の日系メーカーの生産台数は終に 100 万台の大台を超えた。今

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

後も日系メーカーの生産拡大は続くため、中期的には 150 万台の水準を超え、190 万台近くに達するとみられている。

メキシコは日本の自動車産業にとって重要な拠点となりつつあるが、生産された自動車や自動車部品は、国内のみならず米国や中南米など多くの国に輸出されている。輸出製造拠点としてのメキシコの魅力としては、豊富で競争力のある労働力と地理的優位性が挙げられる。

メキシコの平均年齢は 2015 年時点で 27 歳であり、20 歳未満の人口が全体の 4 割、30 歳未満で 55%強と若い人口構成が特徴であり、人口は 2050 年までは増加を続けるとみられている。人口ボーナスのピークは 2020 年代前半であり、今後も豊富な労働力が期待できる。また、労働市場の 6 割弱が社会保険登録されていない非正規労働力ということもあり、労働市場は全国的にみれば買い手市場といえる。

このような状況のため、メキシコでは中南米他国に比べると労働コストの上昇が緩やかになっている。為替相場がペソ安に推移していることも有利に働き、アジアと比べるとまだ高いものの、米州域内では競争力のある水準を保っている（表 2 参照）。

表2　製造業労働者（一般工レベル）の月給比較（2014～2015年）

（単位：ドル）

米州		欧州		アジア大洋州	
国名	月給	国名	月給	国名	月給
カナダ	3,680	ドイツ	4,013	オーストラリア	3,823
米国	2,958	英国	3,349	日本	2,216
アルゼンチン	1,375	フランス	2,851	韓国	1,729
ブラジル	1,012	スペイン	2,368	中国	443
チリ	660	トルコ	2,261	マレーシア	418
コロンビア	602	ロシア	1,091	タイ	363
ペルー	464	ハンガリー	974	インドネシア	241
パラグアイ	392	ポーランド	917	インド	233
メキシコ	316	ルーマニア	510	ベトナム	165

（注）1ヵ国複数都市が調査対象となっている場合は平均値を用いた。
メキシコの給与は基本給のみであり、ベネフィットや社会保障等を含めた企業のコストは基本給の5～6割増し。
（出所）日本貿易振興機構「投資コスト比較調査」

人件費が中長期的に上昇していくことは避けられないが、メキシコが米国の南に隣接するという地理的条件は変わらない。世界最大の米国市場に隣接するというメリットは、メキシコの永遠のメリットといえる。加えて、太平洋、大西洋に面し、両岸に近代的なコンテナ港を有するため、欧州、南米西海岸、南米東海岸、アジアなど海路を用いた主要輸出先にパナマ運河を経由せずに輸出することが可能である。

これらの地理的優位性に加え、世界 45 カ国との間で締結された自由貿易協定（FTA）、南米諸国との間で締結された 8 本の経済補完協定（ACE）の存在により、メキシコで生産され

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

た工業製品の多くについて、相手国における関税が減免されていることも魅力の一つだ。メキシコの往復貿易額に占める FTA 締結相手国との貿易比率は 2014 年時点で 81.1%に及ぶ。輸出だけでみれば、FTA 締結相手国向け比率は 92.8%に達する。

輸出製造拠点として注目されるメキシコだが、国内市場も決して小さくはない。国連統計局（UNStats）の 2013 年のデータによると、メキシコの国民経済計算上の総需要[1]に占める家計消費の割合は 51.3%に及び、ブラジルを除く BRICs 諸国やインドネシア、南アフリカよりも比率が高い（図 3 参照）。家計消費は国の経済を支える重要な要素だ。

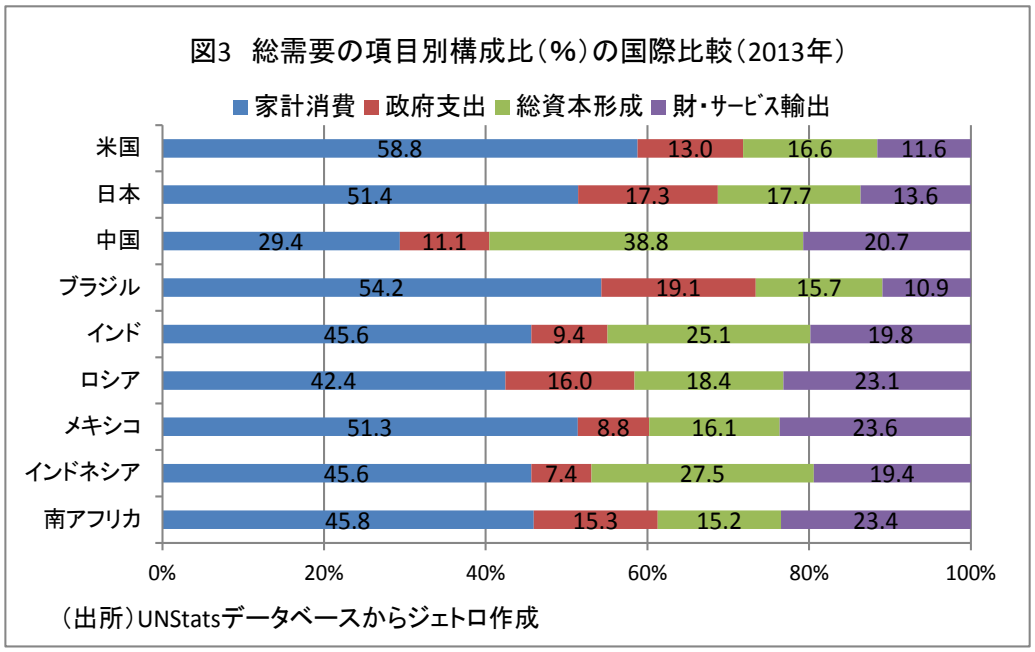

リーマンショック後の雇用環境の悪化で実質賃金の上昇が低く抑えられているため、内需の活性化は遅れているものの、人口は 1 億 2,000 万人弱、1 人当たり GDP は 1 万ドルを超える国内市場のポテンシャルは大きい。

メキシコ国内消費市場の特徴としては、AV 家電や白物家電の分野で韓国企業、自動車の分野で日系企業の影響力が強いことを除けば、アジア系企業の影響力がそれほど大きくなく、米国企業の勢力が強いことである。チリやペルーとは異なり、アジア諸国との FTA が日本メキシコ経済連携協定（日墨 EPA）しかないこともあり、中国製品、韓国製品との競合はチリやペルーなど南米諸国よりも小さい。特に、自動車市場において現代自動車のシェアが中南米他国と比べると小さいのが特徴的だ。

日用品や加工食品などの消費財の分野においても、日本企業の競合相手は主に米国企業であり、米国製品に対してはコストパフォーマンス面で有利に戦えることもある。ある日本の

[1] 総需要（消費需要＋投資需要＋輸出需要）＝総供給（国内総生産＋輸入）であり、総需要から輸入を控除すると GDP に等しくなる。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

日用品メーカーによると、米国企業が支配的な市場においては、米国企業の設定価格が比較的高いため、価格面で大きく不利になることはないという。ライバルよりも安い価格で高品質なものを販売できるため、後発企業にもチャンスはあるという。

米国企業が支配的だった市場を攻めて成功した事例としては、トラックのいすゞの事例が挙げられる。いすゞは日墨 EPA が発効した 2005 年にトラック販売市場に参入、メキシコにおけるトラック販売業者としては後発である。2005 年当時はフォードや GM が支配していた「クラス 4」（車両総重量 6,350kg 超 7,257kg 以下）の小型トラック市場に、キャブオーバー・タイプの操作性も良く燃費効率も良い日本製のディーゼルエンジントラックを投入した。積極的なディーラー網の整備も奏功し、2012 年には同クラスの市場シェア 38.4%を獲得し、同クラスで第 1 位のブランドとなった（日野自動車がシェア 23.9%で第 2 位）。

⑵ 進出日系企業が抱える経営上の問題点

ジェトロの「2014 年度（第 15 回）中南米日系進出企業の経営実態調査」によると、メキシコ進出日系企業が投資環境面でリスク（問題点）と感じているのは、「税制・税務手続きの煩雑さ」（回答率 66.7%）、「行政手続きの煩雑さ」（48.6%）、「インフラの未整備」（36.0%）などだ（図 4 参照）。各項目で問題視する企業の比率をブラジル進出企業や ASEAN の新興国と比べるとタイと比べると総じて高いが、「税制・税務手続の煩雑さ」を除き、インドネシア、ベトナムよりは低い数字になっており、アジア新興国と比べても取り立てて投資環境面におけるリスクや問題点が高い国とはいえない。

メキシコで特徴的なのは、「人件費の高騰」（23.7%）を問題視する企業が少ないことだ。メキシコの失業率は 2014 年平均で 4.8%。失業率自体はさほど高くはないが、メキシコの就業人口（2014 年第 4 四半期時点で約 4,982 万人）のうち 57.9%は合法的な雇用契約がなく、社会保険登録もされていない非正規労働者だ。そのうちの約半数（就業人口の 27.5%）が露天商・行商人など非合法な事業を営むインフォーマルセクターに属している。これらの非正規労働者の収入は相対的に低く、不安定である。したがって、メキシコには明らかに失業している約 228 万人の失業者に加え、厳しい状況下で労働している約 2,885 万人の非正規労働者がいるため、労働市場はいまだに買い手市場となっており、人件費の上昇圧力が他の新興国と比べると低い。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

図4　中南米・ASEAN新興国進出日系企業が投資環境面で感じるリスク（問題点）

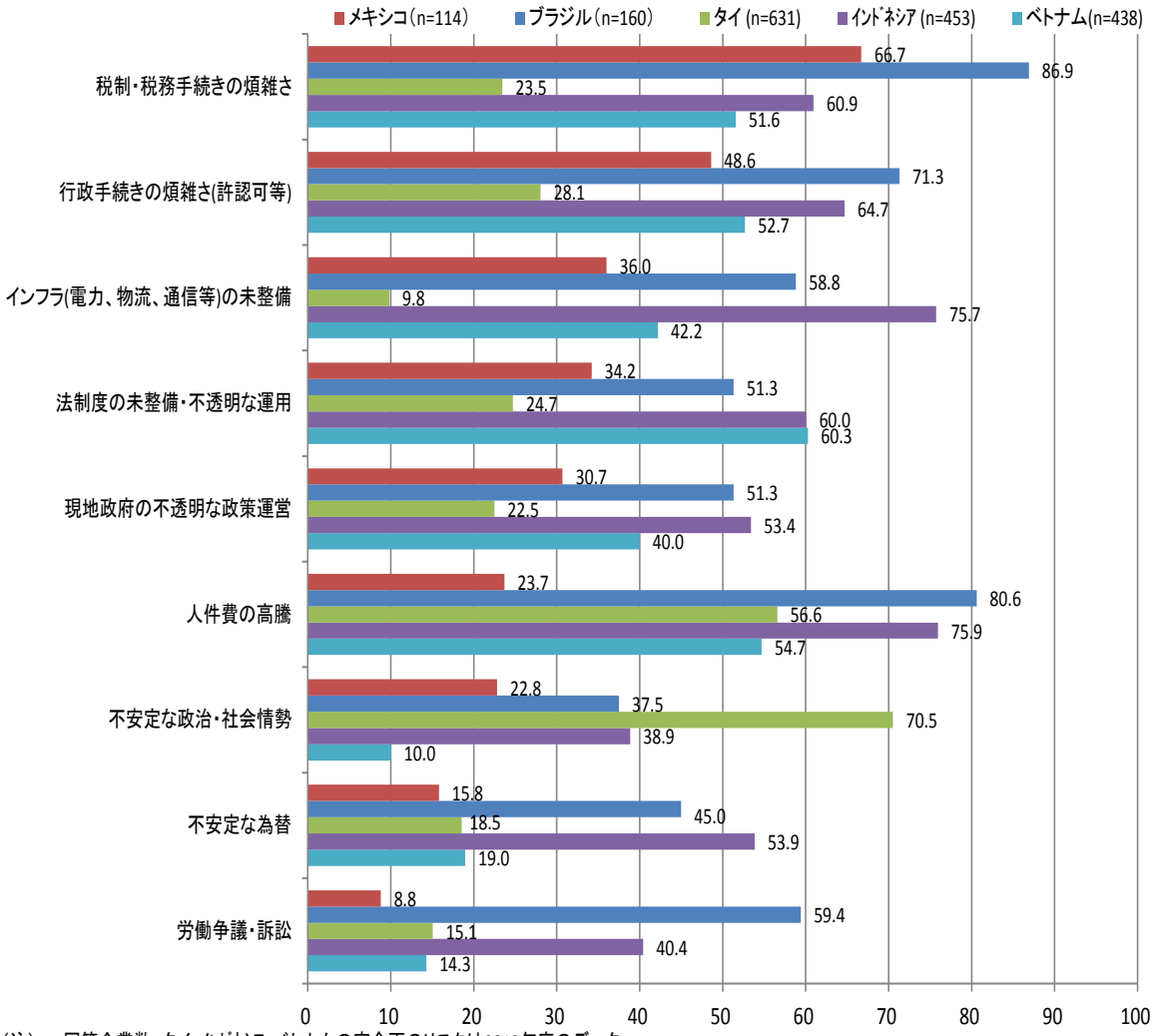

(注)n＝回答企業数，タイ・インドネシア・ベトナムの安全面のリスクは2013年度のデータ。
(出所)ジェトロ「第15回中南米日系進出企業経営実態調査」，「2014年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」

分野別に日系進出企業が抱える経営上の問題点をブラジル、中国、タイ、インドネシアとの比較でみると、労働雇用面（図 5）では「従業員の定着率」を問題視する企業がメキシコには多く（36.8%）、中国（34.1%）、タイ（32.0%）、ブラジル（26.9%）、インドネシア（21.4%）の比率を上回っている。他方、「従業員の賃金上昇」を問題視する企業の比率は 42%に過ぎない。

販売・営業面（図 5）に関しては、「競合相手の台頭（コスト面で競合）」と「売掛金回収の停滞」を問題視する企業の比率が他国に比べると僅かに高いが、それ以外は総じて他国よりも問題視する企業の比率が低く、販売・営業面での問題はさほど大きくない。

財務・金融・為替面（図 6）ではブラジルほどではないものの「税務の負担」が大きな課題となっており、メキシコ進出企業の 43.0%が問題視する。その他の項目については、総じて他国よりも問題視する比率が低い。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

貿易制度面（図 8）では、「通関等諸手続きが煩雑」という回答比率がブラジルに次いでメキシコでも高い（59.6%）。また、「通関に時間を要する」と答えた企業の比率も 45.6%に達し、ブラジル（58.8%）、インドネシア（62.7%）に次いで高い比率となっている。「通達・規則内容の周知徹底が不十分」と指摘する企業も 29.8%あり、インドネシア（47.3%）に次いで高い比率となっている。メキシコでは、高関税や非関税障壁を問題視する声は少ない。

生産面の問題（図 9）では、「原材料・部品の現地調達の難しさ」を問題視するメキシコ進出日系企業が多く（68.9%）、インドネシア（61.1%）、ブラジル（44.4%）、タイ（41.1%）、中国（33.4%）を大きく上回る。メキシコでは従来からマキラドーラ制度や FTA、産業分野別生産促進プログラム（PROSEC）など、輸出製造業が必要とする部品・原材料の無関税輸入を可能とする制度を積極的に導入してきたため、メキシコを代表する製造業の自動車産業においても裾野産業は現時点で未成熟といえる。しかし、近年は日系のサプライチェーンが Tier2、Tier3 のレベルまで構築されつつあるため、中期的には現地調達の拡大が進むものと思われる。品質管理の難しさを問題視する企業もメキシコには多い（59.0%）が、この問題は他国の日系進出企業も抱える問題であり、メキシコ固有の問題ではない。

世界銀行のビジネス環境調査である Doing Business 2016（2015 年 10 月発表）によれば、メキシコのビジネス環境は世界 38 位。マレーシア（18 位）には劣るものの、タイ（49 位）、中国（90 位）、インドネシア（114 位）、ブラジル（120 位）と比べるとビジネス環境は総じて良好だ。

図5　中南米・アジア新興国日系進出企業の労働・雇用面の問題点

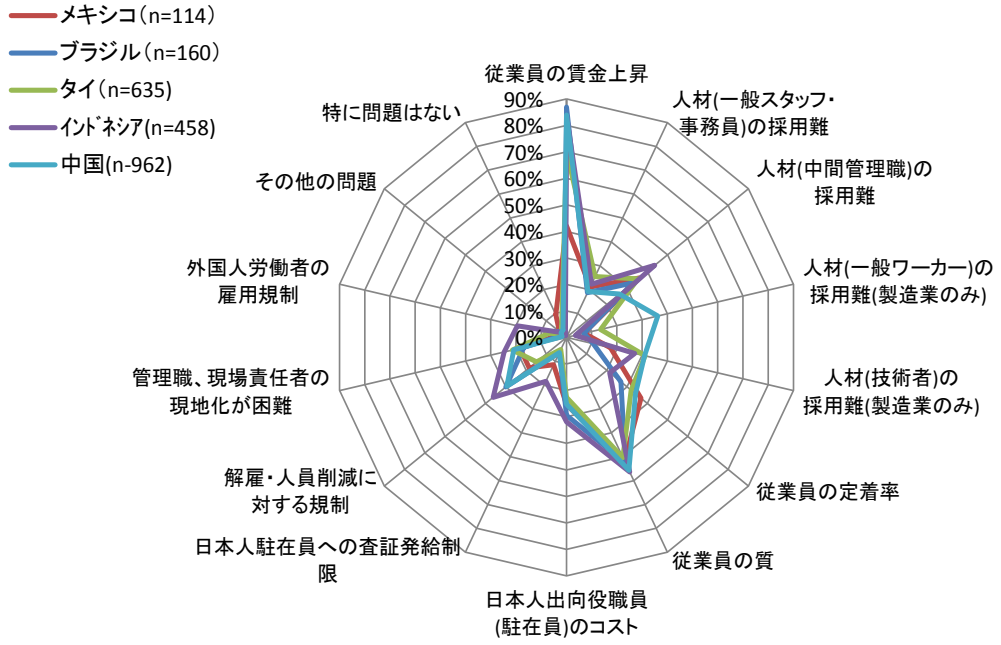

（注）n＝回答企業数
（出所）ジェトロ「第15回中南米日系進出企業経営実態調査」,「2014年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

図6　中南米・アジア新興国日系進出企業の販売・営業面の問題点

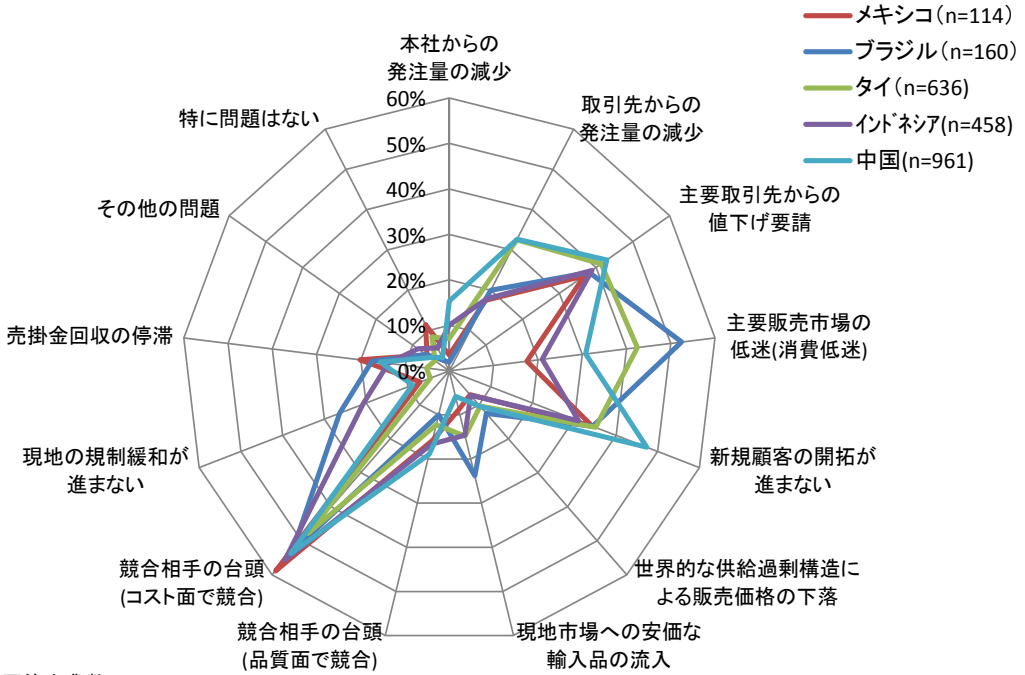

（注）n＝回答企業数
（出所）ジェトロ「第15回中南米日系進出企業経営実態調査」,「2014年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」

図7　中南米・アジア新興国日系進出企業の財務・金融・為替面の問題点

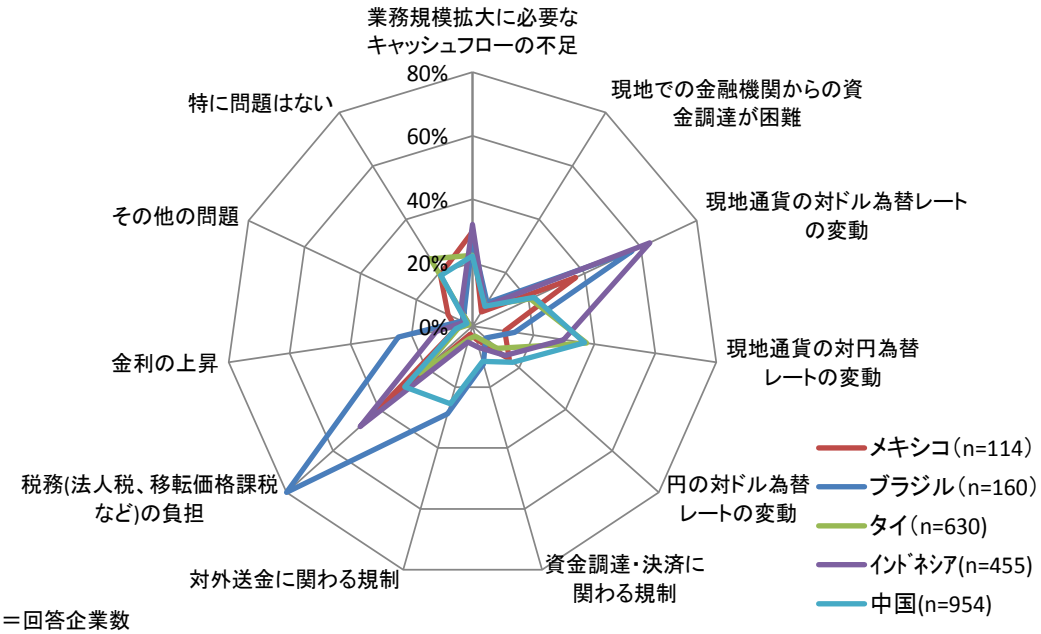

（注）n＝回答企業数
（出所）ジェトロ「第15回中南米日系進出企業経営実態調査」,「2014年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

図8　中南米・アジア新興国日系進出企業の貿易制度面の問題点

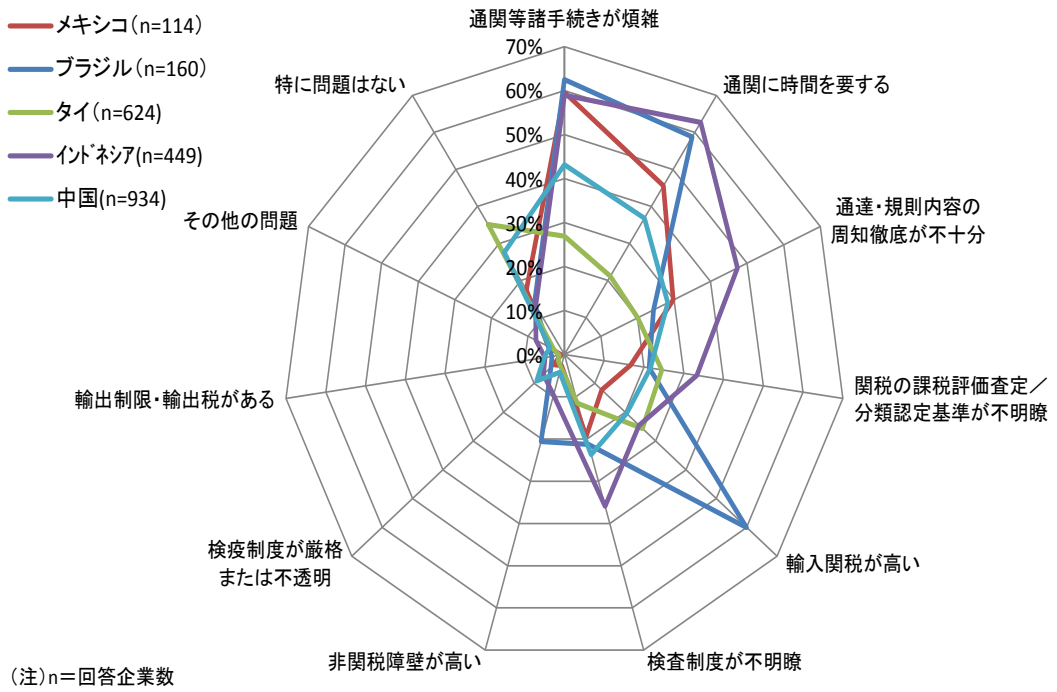

(注)n＝回答企業数
(出所)ジェトロ「第15回中南米日系進出企業経営実態調査」,「2014年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」

図9　中南米・アジア新興国日系進出企業の生産面の問題点

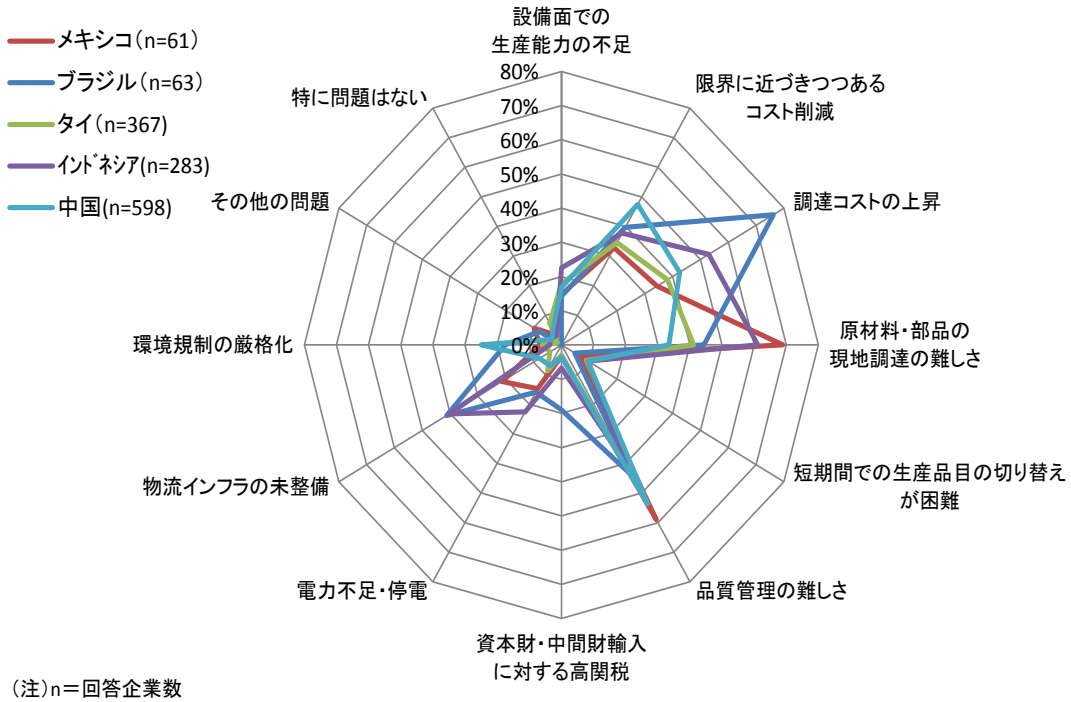

(注)n＝回答企業数
(出所)ジェトロ「第15回中南米日系進出企業経営実態調査」,「2014年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

Ⅱ．ビジネス環境の体系的整理と対応策

1. カントリーリスクの概要と対応策

(1) 政治・政策の予見性

海外でビジネスを行う上でのリスクを考える際、政治や政策の予見性がどの程度あるのかが重要なポイントとなる。この予見性という観点から、メキシコを政治、経済、社会の 3 面で考えるとどうなるか？　特に重要と思われる点に絞って記述したい。

① 強力な大統領制

正式な国名であるメキシコ合衆国（Estados Unidos Mexicanos）が示すように、メキシコは連邦国家である。しかし、同じく正式国名に「合衆国」を付す米国に比べてビジネス環境に関する法制度を州政府が規定する割合が少ない。貿易・外国投資制度はもとより、会社法、税法、労働法、知的財産保護など重要な法的規律は連邦政府が定めている。

メキシコには内閣制度はなく、大統領が閣僚任免権を持っている。あらゆる法律について施行の指揮監督を行い、国家公務員の任免権、陸海空軍の統帥権、条約締結権、恩赦権、連邦最高裁判事の人事提案権等が大統領権限として憲法で定められている。また、法案成立の条件として行政府の同意を憲法は定めており、これは大統領の法案拒否権を意味している。

一度大統領に就任したら再び大統領にはなれないという「絶対再選禁止」制度が適用されているが、これは大統領の権限が強力であることの裏返しであり、独裁を防ぐという歴史的な経緯から定められたものである（なお、国会議員は連続再選禁止となっている）。

大統領に任期は 6 年で、“sexenio”（6 年間）という表現で各政権期間を表現する。大統領の経歴、ブレーン、発言、議会対策などを丹念にフォローすれば、政策についての予見性を高めることは可能だ。その際、議会（2 院制）において、与党が占める議席によって、大統領が進める政策の実現可能性が左右されることに留意が必要だ。

メキシコの主要な政党は、制度的革命党（PRI）、国民行動党(PAN)、民主革命党(PRD)の 3 党。PRI、PAN が中道、PRI から分離した PRD は左派と分類される。PRI は 2000 年 11 月まで前身の政党時代を含めて 71 年間政長期権を維持してきたが、同年 12 月に PAN に政権交代。PAN の政権は 2 期（12 年）続いたが、2012 年 7 月の大統領選挙で、ペニャ・ニエト現大統領が当選し PRI が政権に返り咲いた。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

《メキシコの政治制度》

- 正式国名：メキシコ合衆国(Estados Unidos Mexicanos)
- 元首・政体：大統領を元首とした連邦共和制。大統領は国民の直接選挙で選出。多数票を得た者が大統領に選出される（一定の得票率が得られない場合の決戦投票制度は採用されていない)。任期 6 年。
- 連邦の構成：31 の州と連邦特別区（メキシコシティ）
- 国会：上院、下院の 2 院制
  - ✓ 上院：任期 6 年、定員 128 名。各州（31）・連邦特別区（1）（合計 32）から各 3 名（最多得票政党に 2 名、次点得票政党に 1 名割り当て)、比例代表から 32 名選出。専管権限：条約の承認、海外派兵の承認等。
  - ✓ 下院：任期 3 年、定員 500 名。小選挙区から 300 名、残り 200 名を比例代表で選出。専管権限：予算の承認、国債発行・課税・徴兵に関する法案の先議権等。

（出所）メキシコ憲法、総務省大臣官房企画課「メキシコの行政」（2010 年 3 月）を基に作成

国民の大統領の対する評価は任期半ばに行われる中間選挙（全下院議員の改選、一部の州知事）の結果で判明する。

ペニャ・ニエト大統領は 2012 年 12 月に就任、任期は 2018 年 11 月まで。同大統領の評価が結果として現れる中間選挙は､2015 年 6 月 7 日に実施された｡同中間選挙の結果について、在メキシコ日本大使館は以下のとおり「善戦」と分析している。

《中間選挙（2015 年 6 月 7 日）の注目ポイント》

- 与党制度 PRI は単独で議席数を減らしたものの、選挙協力を行った緑の党(PVEM)とあわせて 250 議席獲得し、ほぼ現状維持。国会運営において協力関係にある新同盟党(PANAL)を合わせれば 260 議席と引き続き過半数を確保。
- 1997 年以降,いずれの政党も単独で下院議会における過半数を獲得しておらず、特に中間選挙では与党が苦戦してきたこと、且つ、昨年（2014 年）後半よりペニャ・ニエト権が治安・汚職問題で逆風に直面していたことに鑑みれば、与党 PRI にとって十分な善戦と言える。

（出所）在メキシコ日本国大使館「2015 年メキシコ中間選挙（6 月 7 日実施）　～注目のポイント～」

② NAFTA が経済政策を大きく転換

経済、特にメキシコでのビジネス展開に重要な要素となる貿易・投資に関する経済政策の面での予見性は高いと考えられる。メキシコは 1994 年に NAFTA（北米自由貿易協定）に加盟したことが予見性を高めることになった。NAFTA は米国、カナダとの貿易自由化のみならず、メキシコの経済政策を大きく変革させるものとなった。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

NAFTA に対するメキシコの期待は、米国向け輸出の増加を通じた経済発展の実現と諸外国からの直接投資の拡大であった。メキシコにとって NAFTA は自由化路線の退路を断つと同時に、域外に対しては自由化推進の姿勢を明確に示した。これは、米国、カナダ以外からも直接投資を呼び込む要因になったといえよう。

NAFTA によるロックイン効果としては外国投資の規制緩和がある。メキシコは外資の出資比率を原則 49%まで制限していたが（1973 年外資法）、NAFTA 加盟を睨んで 1993 年 12 月に外資法を改正した（1993 年外資法）。1993 年外資法では、外資出資比率の一律上限（49%）を撤廃し、以下の分野のみ外資が制限された。

- 国が独占する分野（石油、電力、郵便、貨幣鋳造など）
- メキシコ人に排他的に留保される分野（国内旅客輸送、ガソリン小売り、テレビ・ラジオ放送など）
- 外資に出資制限(10%、25%、49%)を設定する分野（国内航空輸送、金融、保険など）
- 外資出資比率が 49%超の場合外資委員会の承認が必要となる分野（港湾サービス、私立学校、法務サービスなど）

NAFTA では投資・サービスについて原則自由とし、例外分野を規定するネガリストが採用された。NAFTA の投資（第 11 章）、クロスボーダー・サービス取引（第 12 章）、金融サービス（第 14 章）の各章には、1993 年外資法が反映され、メキシコの非自由化分野が規定されている。メキシコは NAFTA 発効後の一定期間において、非自由化分野の一部については自由化を約束し、NAFTA 発効後に 1993 年外資法を数回改正した。

外国投資の自由化により、NAFTA 発効以降対内直接投資が増加した。NAFTA 前後 10 年タームで対内直接投資額（国際収支ベース）をみると、NAFTA 発効前 10 年（1984～1993 年）は年平均 40 億ドルに対し、発効後 10 年（1994～2003 年）は同 149 億ドル、発効後 11～20 年（2004～2014 年）は同 456 億ドルと大幅に拡大した。

対内直接投資がどの程度経常収支赤字を補っているかの割合(カバー率)をみると、NAFTA 発効前 10 年が 23%であるのに対し、同発効後 10 年は 114%と 100%を超えた。短期資本の流入に頼らない国際収支構造が確立した。1997 年のアジア通貨危機がメキシコに波及しなかったのは、この構造変化によるところが大きい。

NAFTA 発効後 11～20 年（2004～2014 年）でみると、対内直接投資は年平均 456 億ドルに増加し、経常収支赤字も 386 億ドルに増加したが、経常収支赤字のカバー率は 118%と引続き 100%を超えている。直接投資の継続的流入で、メキシコ経済が、対外的ショックに打たれ強い構造になった。こうした点を三大格付け機関は評価し、ムーディーズ（2000 年 3 月）、S&P（2002 年 2 月）、フィッチ（2002 年 1 月）は、メキシコを投資適格国に格付けした。これ以降、メキシコは投資適格国としての格付けを維持している。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

《経常収支赤字と対内直接投資（NAFTA 前後の比較）》

項目		NAFTA 発効前 10 年	NAFTA 発効後 10 年	NAFTA 発効後 20 年
		(1984-1993 年)平均	(1994-2003 年)平均	(2004-2014 年)平均
経常収支赤字	A	17,483	13,066	38,561
対内直接投資	B	4,044	14,858	45,578
カバー率	B／A	23.1%	113.7%	118.2%

(出所)メキシコ中央銀行資料を基に作成

NAFTA によるメキシコの貿易・投資の自由化は、メキシコが NAFTA 以降に締結した EU との FTA（2000 年発効）、日本との EPA（2005 年発効）、中南米諸国との FTA にも反映されており、メキシコが自動車産業や航空機産業などのグローバル・バリュー・チェーン（GVC）の中核を占めることになった最大の要因である。

③ 構造改革の推進と TPP 合意で GVC におけるメキシコの立場が強固に

現ペニャ・ニエト政権下で、NAFTA で構築したメキシコの GVC における立場をさらに強固にしたのが、一連の構造改革の推進と TPP の大筋合意である。

ペニャ・ニエト大統領は、2012 年 12 月 1 日の就任翌日に、主要野党の PAN、 PRD と「メキシコのための協定（Pacto por Mexico）」を成立させ、この協定をベースに一気に構造改革を実現してきた。2013 年中には、公教育改革、金融改革、財政改革の関連法を成立させた。寡占状態にあった通信業界の競争促進を狙った通信改革の関連法案は、2014 年 7 月に成立した。

構造改革の要と位置付けたエネルギー改革も大きく進展させた。同改革は外資を含む民間企業が石油・天然ガスなどの資源開発や電力事業への参入することを認めるもの。2013 年 12 月に憲法が改正され、2014 年 8 月に関連法案が成立した。炭化水素は従来どおり国が所有するが、炭鉱・採掘については、PEMEX（石油公社）の独占が崩れることになった。2015 年に入り、鉱区の入札が実施された。電力部門についても、CFE（連邦電力公社）の独占となっていたが、民間企業の参入機会が拡大することになった。

この一連の構造改革は、マクロ的にはメキシコの潜在成長力の上昇や国家財政余力の向上に繋がる一方で、メキシコでのビジネス展開に直結するミクロ的観点からは、メキシコの弱点となっていたエネルギー高コスト構造を是正し、メキシコの国際競争力の向上に大きく寄与するものとなる。

メキシコの構造改革の進展を評価して、2014 年 2 月にムーディーズは、フィッチ（2013 年 5 月）、S&P（2013 年 12 月）に引き続いて、メキシコの格付けを引き上げた（外貨建長期格付 Baa1→A3）。その際、「一連の改革による信用力の改善は 1994 年の NAFTA への加盟に匹敵する」とムーディーズは評価している。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

メキシコ、日本、米国、カナダ、ペルー、チリ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア、ベトナム、ブルネイの 12 カ国で構成される TPP（環太平洋経済連携協定）は、2015 年 10 月に大筋合意となった。

TPP 協定の内容は、NAFTA＋α（電子商取引、国有企業及び指定独占企業、中小企業）となっている。対米市場向けに行っているメキシコでの現地生産において NAFTA を日系進出企業は活用しているが、TPP が発効すればこの NAFTA のメリットに日本製の材料・部品の関税撤廃が加わる。将来的には、TPP が発効すれば実質的に TPP が NAFTA に代わるものとなる。我が国企業の対メキシコ投資の最大分野である自動車・自動車部品の原産地規則が TPP と NAFTA では異なっているなど、TPP と NAFTA との相違点をしっかり把握する必要があり、ジェトロとしても、この面での情報収集・情報発信に注力していく所存である。

《TPP と NAFTA との比較（規定分野）》

分野	NAFTA	TPP
物品市場アクセス	○	○
原産地規則	○	○
繊維・線維製品	○	○
税関当局・貿易円滑化	○	○
貿易救済	○	○
衛生植物検疫（SPS）	○	○
貿易の技術的障害（TBT）	○	○
投資	○	○
越境サービス	○	○
金融サービス	○	○
ビジネス関係者の一時的な入国	○	○
電気通信	○	○
電子商取引		○
政府調達	○	○
競争政策	○	○
国有企業・指定独占企業		○
知的財産	○	○
労働	○	○
環境	○	○
中小企業		○

（出所）協定文を基に作成

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

④ 安全対策の面からも州政府との関係構築を

予見性に疑問符が付くのが社会面である。特に我が国企業の対メキシコ進出におけるビジネス環境の重要な要素である治安（安全対策）に関しての不確実性が高まっている。

在日本国大使館が作成している「安全対策の手引き」（2015 年 6 月改定）では、冒頭、以下の記述がある。

> メキシコは、政治的には安定していますが、治安面では良い状態とはいえず、邦人の犯罪被害件数は、大使館に届出のあったものだけでも、2012 年 77 件、2013 年 111 件、2014 年には 95 件が確認されています。また、2007 年後半からは、比較的安全とされていた地方都市でも邦人に対する犯罪が増加しており、地方都市での日系企業及び邦人数の増加に伴う犯罪被害のさらなる増加が懸念されます。

このように最近の傾向として、自動車産業を中心に日系企業の進出が急速に拡大しているメキシコの地方都市における犯罪被害の増加が懸念されている。同手引きはさらに、「地方は安全」という神話は崩れているとした警告を発している。

> 2007 年後半以来顕著となったのが、邦人被害の地方拡散傾向です。これまで「メキシコ市以外の多くの地方都市は安全」と言われていましたが、邦人被害の発生地について、2006 年にはメキシコ市以外の地方が占める割合が 25%で あったのに対し、2013 年及び 2014 年には、約 77%の邦人被害が地方で発生しているため、「地方は安全」という神話は崩れています。

こうした安全対策面での不確実性に対処するにはどうしたら良いか？「自らの安全は自ら守る」という意識を常に持つことが必要であるのは当然のことであり、企業として駐在員にこうした意識を植え付けることが必要であるが、同時に進出先の州政府と良好な関係を持つことを忘れてはならない。メキシコの警察制度は連邦警察と州警察に分かれているが、一般犯罪は州政府の管轄であり、メキシコに進出する外国企業に対して十分な安全対策を取るかどうかは州政府、なかんずく州知事のイニシアティブに依るところが大きい。

税制の面で州政府が管轄するものは多くなく、従業員所得税、地租・固定資産税、不動産取得税にとどまっている。州政府が投資インセンティブの一貫として減免措置を行っているが、安全対策の観点から州政府との関係構築を図ることは、駐在員や現地雇用者の生活に直結するという観点からみれば、この減免措置を得る以上に重要なことと言えるのではないか。州政府に対して、地域社会に貢献しているという効果的なプレゼンテーションを行っていくかが、リスク対策上重要となってくると言える。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

⑵ 経済

① マクロ経済動向と中期展望

A) メキシコの市場規模と産業・需要構造

IMF によると、2014 年時点のメキシコの名目ドル建ての GDP は 1 兆 2,911 億ドルであり、世界第 15 位である。中南米ではブラジルに次ぐ経済規模だが、名目ドル建てでブラジルの経済規模と比較するとメキシコは約 2 分の 1 の規模となり、1 人当たり GDP もブラジルが 1 万 1,573 ドルでメキシコの 1 万 784 ドルを上回る。しかし、名目ドル建ての統計は為替レートが大きく影響するため、その国の通貨の実際の購買力を基に適正な為替レートで換算した購買力平価（PPP）調整の GDP 統計も発表されている。PPP 調整ドル建て GDP でみると、メキシコの経済規模は世界第 11 位、ブラジルの約 3 分の 2 の経済規模となり、1 人当たり GDP は 1 万 7,950 ドルでブラジル（1 万 6,155 ドル）を上回る。なお、メキシコの人口は 2015 年 3 月時点で 1 億 1,953 万人と推定され、こちらも世界第 11 位である。

表1　国内総生産（GDP）の国際比較

（単位：10億ドル，ドル）

順位	国名	GDP総額（名目）		一人当り
		2013年	2014年	2014年
1	米国	16,663.2	17,348.1	54,370
2	中国	9,490.8	10,356.5	7,572
3	日本	4,919.6	4,602.4	36,222
4	ドイツ	3,746.5	3,874.4	47,774
5	英国	2,678.4	2,950.0	45,729
6	フランス	2,811.1	2,833.7	44,332
7	ブラジル	2,391.0	2,346.6	11,573
8	イタリア	2,137.6	2,147.7	35,335
9	インド	1,875.2	2,051.2	1,608
10	ロシア	2,079.0	1,860.6	12,718
11	カナダ	1,839.0	1,785.4	50,304
12	オーストラリア	1,497.2	1,442.7	61,066
13	韓国	1,305.6	1,410.4	27,970
14	スペイン	1,393.5	1,406.5	30,272
15	メキシコ	1,261.9	1,291.1	10,784
16	インドネシア	912.5	888.6	3,524
18	トルコ	823.0	798.3	10,381
24	アルゼンチン	622.1	543.1	12,735
30	タイ	420.2	404.8	5,896
32	コロンビア	380.0	377.9	7,928
33	南アフリカ	366.2	350.1	6,483
42	チリ	276.7	258.0	14,480
51	ベネズエラ	218.4	206.3	6,772
53	ペルー	201.9	202.6	6,449

(注) 2014年はIMF推定値。

(出所) IMF, *World Economic Outlook Database, October 2015*

表2　購買力平価ベース国内総生産（GDP）の国際比較

（単位：PPP調整10億ドル，ドル）

順位	国名	GDP総額（PPP）		一人当り
		2013年	2014年	2014年
1	中国	16,585.0	18,088.1	13,224.0
2	米国	16,663.2	17,348.1	54,369.8
3	インド	6,796.1	7,411.1	5,808.4
4	日本	4,694.9	4,767.2	37,518.8
5	ドイツ	3,630.1	3,748.1	37,518.8
6	ロシア	3,498.0	3,576.8	24,448.7
7	ブラジル	3,218.2	3,275.8	16,155.3
8	インドネシア	2,516.1	2,685.9	10,651.3
9	フランス	2,544.7	2,591.2	40,537.5
10	英国	2,454.2	2,569.2	39,826.1
11	メキシコ	2,069.8	2,148.9	17,950.0
12	イタリア	2,109.8	2,135.4	35,131.1
13	韓国	1,698.9	1,784.0	35,379.0
14	サウジアラビア	1,530.5	1,609.6	52,311.0
15	カナダ	1,532.8	1,596.0	44,967.3
17	トルコ	1,448.2	1,514.9	19,698.3
21	タイ	1,043.3	1,069.6	15,578.6
24	アルゼンチン	931.3	951.0	22,582.5
29	南アフリカ	685.2	707.1	13,093.9
31	コロンビア	604.6	642.5	13,479.7
34	ベネズエラ	554.3	540.9	17,759.4
43	チリ	396.9	410.9	23,057.0
47	ペルー	358.3	372.7	11,860.0

(注) 2014年はIMF推定値。

(出所) IMF, *World Economic Outlook Database, October 2015*

メキシコの産業構造上の特徴を挙げると、製造業の比率が相対的に高い。開発途上国も発展段階が先進国に近づくにつれて産業構造が先進国化し、サービス産業のウェイトが高くな

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

るが、メキシコは製造業のシェアが比較的高く、ものづくりの国であることがわかる。また、需要構造をみると、ブラジルと比較すると輸出依存度が高いものの（2013 年の総需要に占める輸出需要の割合はブラジルが 10.9%、メキシコが 23.6%）、家計消費のシェアは他国と比べても決して小さくはない。メキシコはブラジルを除く BRICs と比べるとどこよりも家計消費の総需要に占める比率が高く、実は大きな国内消費市場を有している。様々な要因により、現時点で消費市場が活性化しているとは言い難いが、国内需要を刺激することで景気が上向く可能性を示唆している。

図1　日米BRICsメキシコ等の国内総付加価値（≒GDP）の産業別構成比（%）比較（2013年）

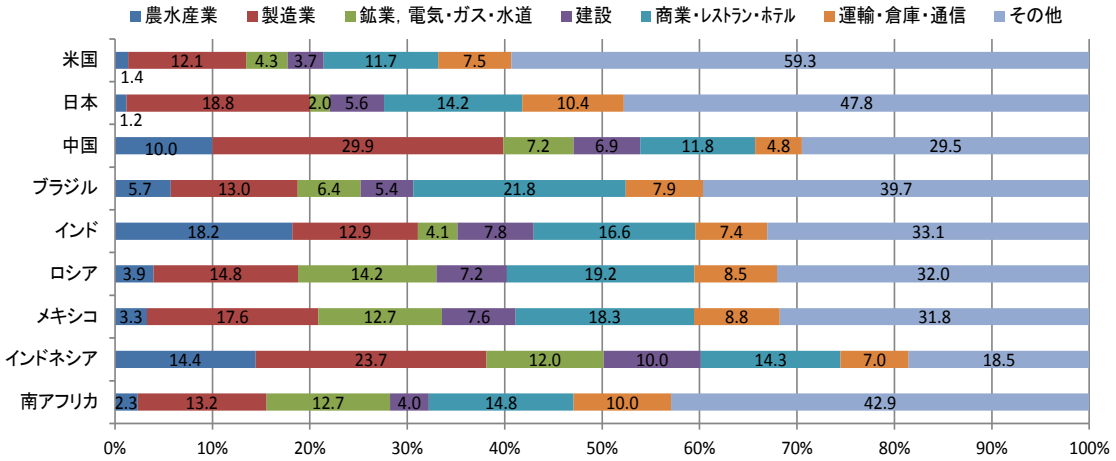

（出所）国連統計局（UNStats）データベースからジェトロ作成

図2　総需要の項目別構成比（%）の国際比較（2013年）

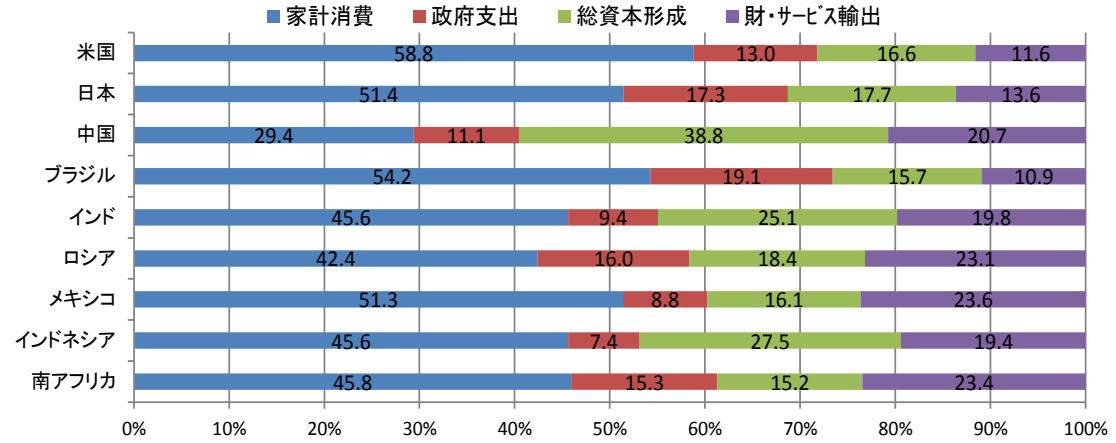

（出所）UNStatsデータベースからジェトロ作成

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

B) 財政・金融指標

メキシコの財政、金融指標は健全である。財政プライマリー収支（債務の元利払いを除く基礎収支）は、1983～2008 年まで常に黒字を維持し、リーマンショック後の経済危機対策として 2009 年以降は僅かな赤字予算を組んでいるものの、プライマリー収支で 0～1%、総収支で 2～3%の赤字に抑えている。2016 年には均衡予算に戻す予定だ。公的債務総額は 2014 年末時点で 3,965 億ドルであり、GDP 比では 38.3%と健全な水準にある。その内訳をみても 7 割弱が対内債務であり、公的対外債務は GDP の 11.5%に相当する 1,477 億ドルに過ぎない。債務の中身も健全であり、対外債務を抑制するだけでなく、高金利の債務を前倒し返済して低金利のものに借り替えたり、短期国債の発行を減らして長期を増やしたりし、毎年の債務返済負担を減らすことに成功している。健全な財政指標と債務運営に対する格付け機関の評価も高く、ムーディーズ、S&P、フィッチともメキシコの国際には投資適格を付与している。

インフレも上手く抑制しており、ここ数年では中央銀行の目標である 4%以下を達成した年が多い。インフレ低下により金利も下っており、政策金利は 3.0%、インターバンクレートは 3.0～3.5%、市中銀行の貸出金利も 2015 年 9 月末時点で 7.48%まで下っている。国の経済規模からするとまだ十分な規模とはいえないが、民間商業銀行の企業向けの貸付残高も増加傾向にある。2015 年 8 月末時点の商業銀行の自己資本比率は全銀行（45 行）で 12%以上、平均で 15.3%と健全な水準だ。

図3　インフレ率と短期金利の推移

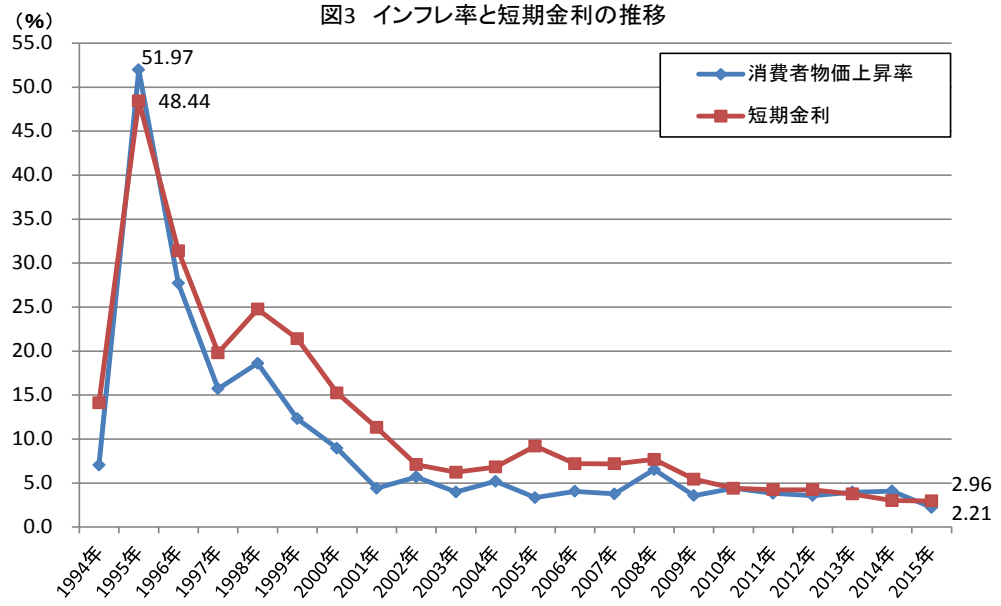

（注）消費者物価上昇率の2015年の数値は11月末時点の前年同月比。
指標金利は短期国債（CETES）28日ものの年平均利回り。2015年は1-9月のデータ。
（出所）INEGI「経済情報バンク（BIE）」より作成

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

C) メキシコ経済の中長期的課題

財政・金融指標に不安要素がないことから、メキシコは短期的に大きなリスクがある国ではないが、経済成長率が他の新興国と比較すると見劣りするという実体経済の問題を抱えている。2000 年代の GDP 成長率を平均すると 1.8%に過ぎず、中国（10.3%）やインド（6.9%）はおろか、南アフリカ（3.7%）やブラジル（3.3%）にも及ばない。人口が増加を続けている国であり、平均年齢は 27 歳と人口構成も若いことから、メキシコの潜在成長率は 4%以上といわれている。

表3 主要新興国のGDP成長率の推移

（単位：%，10億ドル，購買力平価調整（PPP）10億ドル）

国	実質GDP成長率（%）															GDP総額		
	1980年代	1990年代	2000年代	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	2010年代	80年	2020年	
																名目	名目	PPP
中国	9.8	10.0	10.3	10.4	9.3	7.8	7.7	7.3	6.8	6.3	6.0	6.1	6.3	6.3	7.3	202	17,100	28,921
ブラジル	3.0	1.7	3.3	7.6	3.9	1.8	2.7	0.1	△ 3.0	△ 1.0	2.3	2.4	2.5	2.5	2.0	149	2,054	3,828
ロシア	N.A.	△ 3.8	5.5	4.5	4.3	3.4	1.3	0.6	△ 3.8	△ 0.6	1.0	1.5	1.5	1.5	1.4	N.A.	3,444	3,998
インド	5.5	5.8	6.9	10.3	6.6	5.1	6.9	7.3	7.3	7.5	7.5	7.6	7.7	7.7	7.4	181	1,792	12,706
メキシコ	2.4	3.5	1.8	5.1	4.0	4.0	1.4	2.1	2.3	2.8	3.1	3.2	3.3	3.3	3.2	227	1,496	2,844
インドネシア	5.7	4.5	5.0	6.4	6.2	6.0	5.6	5.0	4.7	5.1	5.5	5.8	6.0	6.0	5.7	86	1,194	4,103
トルコ	4.2	4.0	3.8	9.2	8.8	2.1	4.2	2.9	3.0	2.9	3.7	3.5	3.5	3.5	4.3	94	906	2,044
アルゼンチン	△ 0.9	4.3	3.6	9.5	8.4	0.8	2.9	0.5	0.4	△ 0.7	0.0	0.1	0.2	0.2	2.0	209	634	1,056
コロンビア	3.4	2.9	4.0	4.0	6.6	4.0	4.9	4.6	2.5	2.8	3.2	3.6	3.9	4.1	4.0	46	421	866
南アフリカ	2.2	1.4	3.7	3.0	3.2	2.2	2.2	1.5	1.4	1.3	2.1	2.5	2.6	2.6	2.3	81	395	887
チリ	3.6	6.3	4.0	5.7	5.8	5.5	4.3	1.9	2.3	2.5	2.9	3.1	3.3	3.5	3.7	29	292	541
ベネズエラ	△ 0.4	2.5	4.0	△ 1.5	4.2	5.6	1.3	△ 4.0	△ 10.0	△ 6.0	△ 4.5	△ 3.0	△ 1.0	N.A.	△ 1.9	70	184	465
ペルー	0.6	3.2	5.1	8.5	6.5	6.0	5.8	2.4	2.4	3.3	5.5	5.2	4.3	4.0	4.9	21	235	526

（注）2014年以降のGDPはIMF見通し。80年代は80～89年の平均，90年代，00年代，2010年代も同様。

(出所)IMF, *World Economic Outlook Database, October 2015*

メキシコが潜在成長率以下の成長に甘んじてきた背景には、従来から抱えている構造的な問題が経済成長の足かせになっていることが挙げられる。代表的な構造的問題としては、①非正規労働が 6 割を占める労働市場、②乏しい税収、③国家が独占していたエネルギー部門、の 3 つがある。

①については、2014 年第 3 四半期時点の就業者総数に占める非正規労働の比率が約 6 割（58.1%）に達しており、その約半数（全就業者の 27.2%）が非合法な事業所で働く「インフォーマル部門」（露天商、行商人、犯罪組織など）である。さらに、政府・企業・団体など合法的な事業所で働いていても社会保険登録していない労働者が就業人口の 13.6%もおり、農牧業や家内労働における非正規雇用などを加えると非正規比率は就業人口の 6 割に及ぶ。6 割の労働者が税金にも社会保険にも貢献していないばかりか、「インフォーマル部門」は国の経済にもほとんど貢献していない。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

表4　メキシコの就業人口の内訳（2014年第3四半期）

（単位：1,000人，%）

就労の場・事業所	就業形態と正規・非正規の区分												合　計
	従属・報酬労働者				雇用主		自営業・専門職		無報酬労働者		小　計		
	給与労働者		非給与労働者										
	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	
インフォーマル部門	3,758	0	777	0	803	0	7,052	0	1,113	0	13,503	0	13,503
（就業人口に占める比率）	7.6		1.6	0	1.6		14.2		2.2		27.2	0	27.2
家内労働（報酬有り）	2,218	62	19	0	0	0	0	0	0	0	2,238	62	2,300
（就業人口に占める比率）	4.5	0.1	0.0	0.0				0			4.5	0.1	4.6
企業、政府、団体	5,323	17,635	805	182	0	977	0	1,344	656	0	6,784	20,138	26,922
（就業人口に占める比率）	10.7	35.5	1.6	0.4		2.0	0	2.7	1.3		13.6	40.5	54.2
農牧業	2,231	303	113	12	0	314	2,812	0	1,192	0	6,348	629	6,977
（就業人口に占める比率）	4.5	0.6	0.2	0.0	0	0.6	5.7	0	2.4		12.8	1.3	14.0
小　計	13,531	18,001	1,714	195	803	1,291	9,864	1,344	2,961	0	28,873	20,830	49,702
（就業人口に占める比率）	27.2	36.2	3.4	0.4	1.6	2.6	19.8	2.7	6.0	0	58.1	41.9	100.0
合　計	31,531		1,909		2,094		11,208		2,961		49,702		
（就業人口に占める比率）	63.4		3.8		4.2		22.6		6.0		100.0		

（注）従属・報酬労働者における「非賃金」労働者とは、報酬を手数料やチップなど「給与」以外かたちで受け取る労働者。
「就業人口に占める比率」はそれぞれの部門が全就業人口に占める割合。
（出所）国立統計地理情報院（INEGI）「全国就業雇用調査（ENOE）」から作成

②については、歳入の 3 割強を石油公社（PEMEX）などから徴収する公課などの石油収入に依存しており、税収は GDP の 10%弱に過ぎない。OECD 諸国平均や中南米主要 20 カ国の平均と比べると税収規模はかなり小さい。税収が乏しいため、国の発展に必要な経済・社会インフラへの投資が十分に行えないだけでなく、経済危機に直面した際に減税や公共事業で国内消費を刺激することができない。税収が乏しい中で財政規律は遵守しているため、歳入以上に歳出を増やすことはできず、2009 年はリーマンショック後の国際的な不況の影響を強く受けることとなった。

表5　OECD，ラテンアメリカ，メキシコの税収構造
（2013年，社会保障負担を除く，対GDP比，%）

	OECD平均	中南米	メキシコ
所得税	11.4	5.5	5.9
間接税	10.8	10.6	3.5
資産税	1.8	0.8	0.0
その他	0.6	0.5	0.4
税収合計	25.1	17.5	9.7

（注）中南米は主要20ヵ国の平均。
（出所）OECD，ECLAC，メキシコ大蔵公債省（SHCP）

税収が乏しいこともあり、メキシコはブラジルのような貧困層向けの直接所得補助（条件付現金給付）政策を大規模に行うことはできない。そのため、所得格差が硬直化し、中間層の台頭が遅れている。また、失業率は高くないものの、就業人口の 6 割弱の非正規労働者の存在により、￥労働市場が未だに買い手市場になっており、賃金の上昇圧力が低く、正規労働者の実質賃金の伸びが抑えられているため、家計の実質所得の伸びも緩慢である。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

③については、憲法第 27 条が炭化水素資源開発の国家独占を定めていたため、石油開発の上流から下流までを PEMEX が独占していた。税収が乏しく、資金力がない国の力では、深海油田やシェールガスなどコストの高い資源開発を十分に行うことはできず、メキシコ湾深海に豊富に眠るとされる石油資源や世界第 6 位の埋蔵量が推定されるシェールガスの開発には手が付けられなかった。資源開発を呼び水に成長するという開発モデルは、今までのメキシコにはなかった。また、公共発電や送配電も電力庁（CFE）が独占しているため、工場や商業施設などのエンドユーザーは割高な電力を購入せざるを得ず、エネルギーコスト高が競争力を削ぐ要因となっている。

しかし、エンリケ・ペニャ・ニエト現政権は 2013 年 8 月、憲法改正を含むエネルギー改革法案を発表した。炭化水素資源の国有は維持しながらも、生産分与やライセンス方式などの新たな契約方式の導入や下流部門の民間開放を行う内容だ。エネルギー改革法案は国会の委員会審議の過程を経て、より革新的な野党国民行動党（PAN）の提案が盛り込まれて民間企業との生産分与方式や許認可方式による探鉱・開発契約の導入も可能な内容に変更され、12 月 12 日に国会上下両院を通過した。そして、全 31 州 1 連邦区の過半数の州議会における承認を早々に終え、12 月 20 日に憲法改正が公布された。2014 年 8 月には施行法も公布され、2014 年 12 月には民間企業に解放する初の鉱区入札が公示された。電力分野では大口の電力需要家が自由に電力の調達先を選ぶことができる電力卸売市場のモデル構築が進められており、2016 年にはスタートする予定だ。エネルギー改革が順調に進めば、様々な分野で民間企業の参入が促進されるとみられ、資源開発が加速化することが期待されている。

D) 直近のマクロ経済動向と中期展望

メキシコの経済は 2009 年にリーマンショックの影響を強く受けてマイナス 4.7%のマイナス成長を記録した後、2010 年に 5.1%と V 字回復を遂げ、2011 年と 2012 年は 4.0%と堅調に推移してきた。しかし、2013 年は 1.3%、2014 年は 2.3%と低い成長率にとどまっている。

2013 年の経済が低迷した要因としては、2012 年 12 月に国民行動党（PAN）から制度的革命党（PRI）への政権交代があり、行政府の高官の人事も刷新されたため、各省庁の体制整備が送れ、公共事業等の政府投資が 2012 年後半から 2013 年前半にかけてほぼストップしてしまったことがある。このため、公共事業などの官需が大きい建設業界に大きな影響が出た。また、建設業界では住宅建設大手 3 社が経営不振で会社更生法を適用したこともあり、住宅建設部門も大きなマイナスとなった。さらに、同年前半には米国における「財政の崖」の問題が再浮上し、米国経済の先行きに不透明感があったことから、メキシコの消費者マインドも暗く、国内消費もぱっとしなかった。

2014 年の経済が振るわなかった要因としては、2013 年末に実施された税制改正による増税の影響を受けて年初の消費が低迷したこと、主要油田の生産減退や金属鉱物資源の価格低迷などの影響で鉱業部門がマイナス成長となったことがある。石油部門の生産は、2014 年後半

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

から原油の国際相場の下落の影響も受け、2015 年に入っても前年同月比でマイナスの状況が続いている。

表6　産業別実質GDP成長率（前年同期比）

（単位：%，ポイント）

		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年			2015年	
		通年	通年	通年	通年	通年	通年	構成比	寄与度	1-9月	寄与度
GDP全体		△ 4.7	5.1	4.0	4.0	1.3	2.3	100.0	2.25	2.5	2.51
農牧・林業・水産		△ 2.5	0.8	△ 2.3	7.4	0.9	4.3	3.1	0.13	3.1	0.09
鉱工業	鉱業	△ 4.0	0.9	△ 0.4	0.9	△ 0.1	△ 1.5	7.3	△ 0.11	△ 6.3	△ 0.47
	電気・ｶﾞｽ・水道	1.3	4.5	6.9	2.1	0.5	8.2	2.3	0.18	3.9	0.09
	建設	△ 6.1	0.8	4.1	2.5	△ 4.8	2.0	7.3	0.15	3.6	0.26
	製造業	△ 8.4	8.5	4.6	4.1	1.1	3.9	16.8	0.65	3.1	0.52
	自動車産業	△ 26.8	45.1	15.2	13.0	5.2	12.0	2.9	0.31	7.5	0.22
	全体	△ 6.2	4.6	3.4	2.9	△ 0.5	2.6	33.7	0.86	1.2	0.40
サービス産業	商業	△ 12.5	11.9	9.7	4.8	2.2	3.1	15.4	0.48	4.7	0.72
	運輸・郵便・倉庫	△ 7.2	7.7	4.0	4.1	2.4	3.4	5.8	0.19	3.4	0.20
	通信・ﾏｽﾒﾃﾞｨｱ	8.5	1.0	4.4	16.3	5.0	0.2	3.3	0.01	6.5	0.21
	金融・保険	3.4	21.0	7.1	7.7	10.4	△ 0.9	4.5	△ 0.04	0.3	0.01
	不動産・賃貸	1.1	2.8	2.9	2.5	1.0	2.0	11.9	0.24	2.4	0.29
	専門ｻｰﾋﾞｽ	△ 5.0	△ 0.1	5.1	1.1	1.2	1.7	2.2	0.04	3.7	0.08
	教育	0.2	0.2	1.6	2.2	0.8	0.1	3.6	0.00	0.3	0.01
	ﾎﾃﾙ・ﾚｽﾄﾗﾝ	△ 9.6	1.9	1.5	5.4	1.8	2.9	2.1	0.06	5.1	0.11
	政府・行政	2.0	2.4	△ 1.4	3.7	△ 0.5	2.9	3.6	0.10	3.4	0.12
	全体	△ 3.9	5.7	4.7	4.5	2.4	1.9	60.5	1.13	3.1	1.89

（注）2008年基準の成長率。サービス業は主要な産業のみ記載した。寄与度は各分野のGDP全体に対するもの。
（出所）国立統計地理情報院（INEGI）「国民経済計算」2015年11月20日発表値より作成

近年の季節調整済みの経済指標をみると、2008 年 1 月時点を 100 とした場合、2015 年 10 月時点で輸出が 132.5 の高水準にあるのに対し、小売販売は 110.5 の水準にとどまっており、輸出と比べると国内の消費の伸びが緩慢なことがわかる（図 4）。この要因としては、①完全失業率が同月時点で 4.37%と 2008 年以前の 3%台の水準と比較するとまだ高止まりしており、雇用環境の改善が遅れていること、②雇われていても賃金が実質的にあまり増えていないこと、などが挙げられる。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

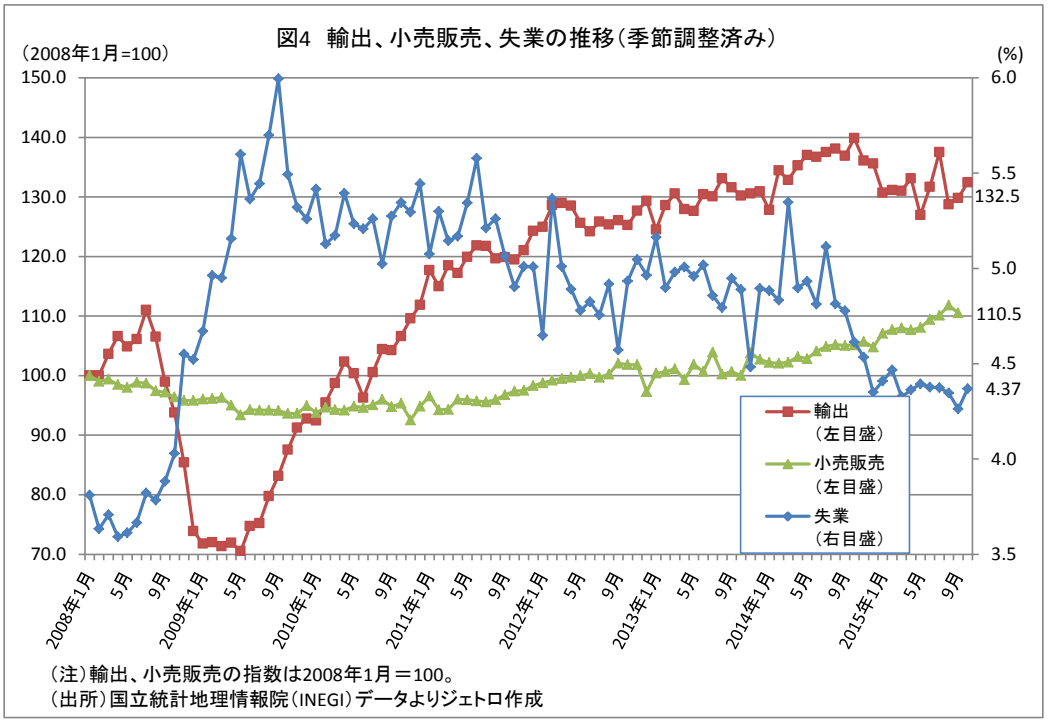

②については、社会保険庁（IMSS）に加入する全正規労働者の平均賃金（日給）を 2010 年の消費者物価指数で調整した実質賃金でみると、2008 年に 243.8 ペソであったものが、2009 年、2010 年と減少し、2011 年以降増加に転じてはいるものの、2014 年平均でみても 242.7 ペソと 2008 年の水準まで回復していない。つまり、財布の中身を実質的に比べると増えていないかったことを意味し、消費を増やせない要因となっている。実質賃金は 2015 年になって漸く 2008 年の水準を回復し、国内消費の伸びがここ数カ月は顕著になりつつある。

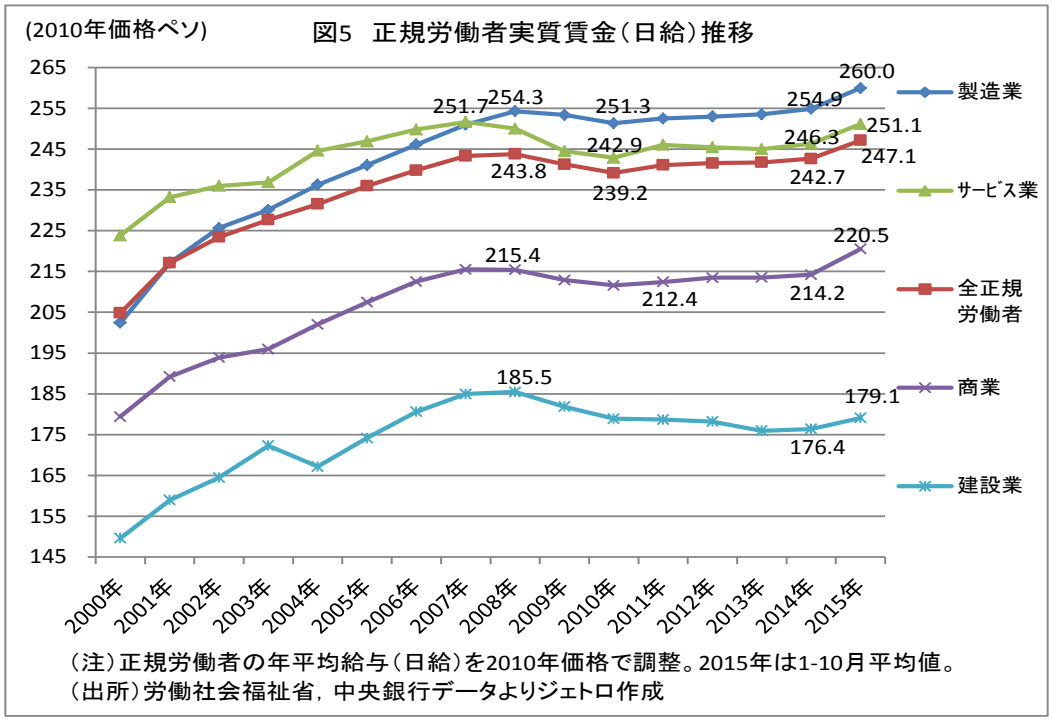

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

今後 1～2 年の GDP 成長率見通しとしては、2015 年が 2.5%前後、2016 年は 3%弱の見通しが一般的だ。インフレ率は過去最高の低水準で推移しており、物価の安定は今後も続きそうだ。問題なのは、正規雇用創出数が少ないことだ。国内外 37 のシンクタンクの見通し平均値によると、2015 年の正規雇用創出見通しは 69 万 3,000 人、2016 年は 69 万 7,000 人となっている。メキシコは若い人口構成の国であるため、毎年約 100 万人の就業可能人口の増加がある。そのような環境下で 70 万人しか正規雇用が創出されないとすると、残りの 30 万人は仕事に就けないか、インフォーマル部門などの非正規労働者として働くことになる。100 万人以上の正規雇用を生み出すためには 3%台の GDP 成長率では不十分であり、5%近くまで成長率を高める必要があるだろう。

表7　政府，中銀，民間部門の2015～2017年マクロ経済見通し

（単位：%，1,000人）

	GDP成長率			インフレ率			正規雇用創出	
	2015年	2016年	2017年	2015年	2016年	2017年	2015年	2016年
政府	2.0～2.8	2.6～3.6	N.A.	3.00	3.00	3.00	N.A.	N.A.
中銀	1.9～2.4	2.5～3.5	3.0～4.0	2.00～3.00	2.50～3.50	3.00	560～660	600～700
民間部門	2.44	2.74	3.22	2.40	3.34	3.34	693	697

（注）民間部門の見通しは中銀が国内外37のシンクタンクに対して実施したアンケート結果の平均値（12月1日発表）。「正規雇用」は社会保険庁（IMSS）加入労働者。
（出所）大蔵公債省，中銀

E) 貿易・直接投資動向

貿易動向をみると、米国への輸出依存度の高さが懸念されるメキシコも、10 年前と比較すれば輸出先の多角化がみられる。2014 年の非石油輸出総額に占める米国向けの比率は 81.3%であり、2004 年時点の 88.7%と比較すると 7.4 ポイント下っている。メキシコの代表的な輸出工業製品は、自動車、自動車部品、PC・周辺機器、テレビ、医療機器等だが、自動車は北米以外に中南米、欧州、アジア、中東などにも輸出されており、テレビも米国以外にコロンビア、ペルー、チリ、中米などブラジル、アルゼンチンを除く中南米諸国に広く輸出されている。PC 関連や医療機器等は依然として対米依存度が高いが、メキシコは米国以外に向けた工業製品輸出拠点としても活用されつつある。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

表8　メキシコの非石油製品主要輸出先

（単位：100万ドル，%）

品名	2004年		2014年		伸び率
	輸出額	構成比	輸出額	構成比	14/04年
米国	145,684.1	88.7	288,128.1	81.3	97.8
カナダ	2,961.0	1.8	10,032.2	2.8	238.8
中国	972.6	0.6	5,474.7	1.5	462.9
ブラジル	853.2	0.5	4,592.9	1.3	438.3
コロンビア	764.6	0.5	4,452.8	1.3	482.4
ドイツ	1,662.8	1.0	3,499.4	1.0	110.5
日本	1,190.3	0.7	2,393.6	0.7	101.1
チリ	424.2	0.3	2,117.9	0.6	399.3
ベネズエラ	789.7	0.5	1,545.9	0.4	95.8
アルゼンチン	565.1	0.3	1,292.0	0.4	128.6
中南米・カリブ合計	6,609.1	4.0	24,449.5	6.9	269.9
欧州合計	5,045.5	3.1	15,321.6	4.3	203.7
非石油輸出総額	164,335.5	100.0	354,556.4	100.0	115.8

（注）伸び率は2013年の2003年比

（出所）国立統計地理情報院（INEGI）貿易統計

表9　メキシコの主要輸出工業製品

（単位：100万ドル，%）

品名	2004年		2014年		伸び率
	輸出額	構成比	輸出額	構成比	14/04年
自動車	19,755.2	10.5	61,272.3	15.4	210.2
自動車部品	22,357.6	11.9	49,180.7	12.4	120.0
PC・周辺機器	10,882.7	5.8	20,737.9	5.2	90.6
カラーテレビ	7,462.2	4.0	14,532.3	3.7	94.7
医療機器	2,735.1	1.5	7,090.9	1.8	159.3
トレーラー	1,244.8	0.7	7,316.2	1.8	487.7
冷蔵庫・冷凍庫	938.5	0.5	3,981.6	1.0	324.3
携帯電話	1,862.0	1.0	2,145.5	0.5	15.2
工業製品全体	157,768.2	83.9	337,288.9	84.8	113.8
輸出総額	187,998.6	100.0	397,657.7	100.0	111.5

（注）伸び率は2014年の2004年比

（出所）国立統計地理情報院（INEGI）貿易統計

日本との貿易関係をみると、メキシコは日本の第15番目の輸出先であり、中南米ではブラジル向けを大きく上回る輸出額で第1位となっている。自動車、自動車部品、熱延鋼板、工作機械の中南米最大の輸出先であり、自動車部品の輸出先としては世界第4位、工作機械では世界第8位であり、日本にとって重要な輸出先の一つである。他方、輸入をみると、農産物、鉱物資源、工業製品など多様な産品をメキシコから輸入しているが、特に特定の農畜産品においてメキシコ産の存在感は大きい。メキシコは牛肉でも豚肉でも日本にとって第5位の輸入相手国となっており、メロン、アボカド、アスパラガスの最大の輸入相手国となっている。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

表10　日本の中南米主要国向け品目別輸出額（2014年）

（単位：100万ドル）

輸出総額（注1）			自動車（注2）			自動車部品（注3）		
順位	国名	輸出額	順位	国名	輸出額	順位	国名	輸出額
15	メキシコ	10,628.5	11	メキシコ	1,472.0	4	メキシコ	1,647.6
24	ブラジル	4,741.7	25	チリ	689.7	12	ブラジル	582.2
34	チリ	1,722.9	32	コロンビア	548.4	21	アルゼンチン	277.4
40	コロンビア	1,371.7	40	ブラジル	396.2	39	コロンビア	39.9
51	アルゼンチン	1,055.6	41	ペルー	393.4	41	ベネズエラ	30.1
集積回路			熱延鋼板			工作機械（注4）		
順位	国名	輸出額	順位	国名	輸出額	順位	国名	輸出額
12	コスタリカ	171.5	9	メキシコ	276.1	8	メキシコ	528.1
17	メキシコ	60.4	15	コロンビア	123.2	16	ブラジル	144.7
21	ブラジル	19.3	20	エクアドル	63.2	27	アルゼンチン	38.6
―	―	―	25	チリ	41.9	41	エクアドル	11.6
―	―	―	26	エルサルバドル	37.4	54	コロンビア	4.2

（注1）パナマ向け便宜地籍船の輸出（国籍の変更）を除く。
　　順位は全世界における日本の輸出仕向け地としての順位。
（注2）HS8702（バス）、HS8703（乗用車）、HS8704（貨物自動車）の合計。
（注3）HS8708項に分類される部品の合計。
（注4）HS8456～8466項，8477項に分類される工作機械
（出所）財務省「貿易統計」（通関ベース）

外国直接投資をみると、過去 15 年間で平均 250 億ドルの対内直接投資が行われており、経常収支の赤字をほぼ直接投資だけでカバーできる安定的な額が入ってきている。日本の対メキシコ直接投資をみると、2012 年以降は 10 億ドル以上の投資が実行されており、そのうちの 8 割以上が製造業における投資であり、大半が自動車産業における製造投資である。

図6　日本の対メキシコ直接投資額推移（2015年9月末確認分）

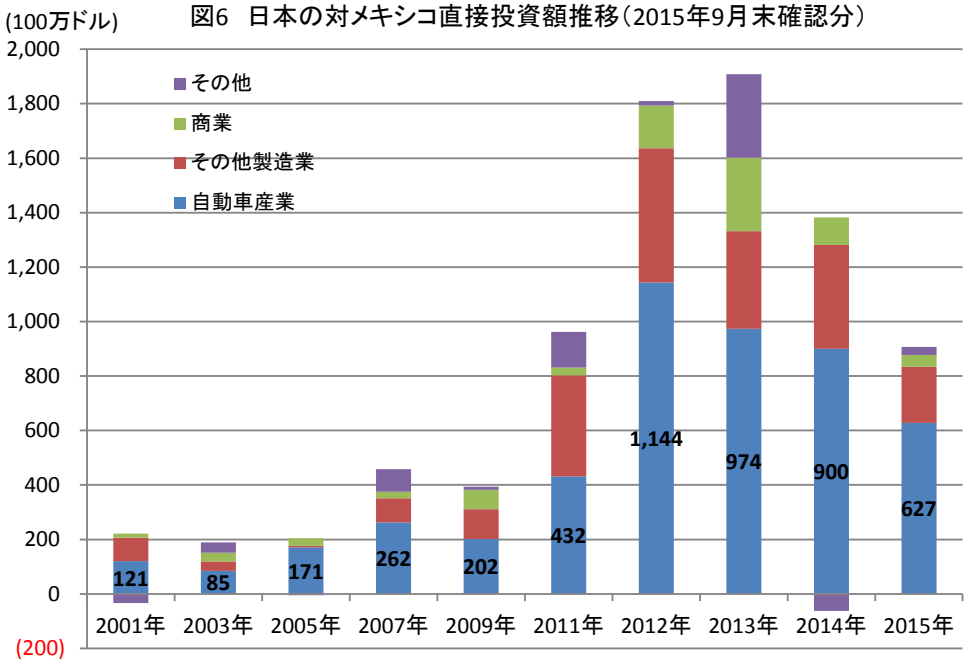

（注）2015年は1-9月のデータ。
（出所）経済省外国投資局

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

F) 輸出製造拠点としてのメキシコの魅力

メキシコは自動車産業、電気電子産業、航空機産業、医療機器製造業などの外資系企業の製造拠点として発展を続けているが、メキシコで生産された製品の大半は輸出される。つまり、輸出製造拠点としての位置づけが強い。自動車産業を例に挙げると、その輸出比率は 8 割以上に達する。

メキシコの輸出製造拠点としての魅力としてまず挙げられるのは、競争力のある労働コストである。メキシコの労働コストは、2015 年時点でインドネシアやインドよりは高いが、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビアなどの南米新興国に比べると低く、米州における低コスト製造拠点としては競争力がある。さらに、労働コストの上昇が他国と比べると穏やかなのが特徴だ。The Conference Board によると、メキシコの製造業のドル建て平均労働コスト（ベネフィット・社会保険込）は、2013 年時点で 1 時間当たり 6.82 ドル。過去 13 年間の年平均上昇率をみると 2.91%であり、ブラジル（7.18%）やアルゼンチン（7.13%）はおろか、米国（2.93%）と比較しても上昇率が低い。

表11　製造業労働者（一般工レベル）の月給比較（2014～2015年）

（単位：ドル）

米州		欧州		アジア大洋州	
国名	月給	国名	月給	国名	月給
カナダ	3,680	ドイツ	4,013	オーストラリア	3,823
米国	2,958	英国	3,349	日本	2,216
アルゼンチン	1,375	フランス	2,851	韓国	1,729
ブラジル	1,012	スペイン	2,368	中国	443
チリ	660	トルコ	2,261	マレーシア	418
コロンビア	602	ロシア	1,091	タイ	363
ペルー	464	ハンガリー	974	インドネシア	241
パラグアイ	392	ポーランド	917	インド	233
メキシコ	316	ルーマニア	510	ベトナム	165

（注）1ヵ国複数都市が調査対象となっている場合は平均値を用いた。
メキシコの給与は基本給のみであり、ベネフィットや社会保障等を含めた企業のコストは基本給の5～6割増し。
（出所）日本貿易振興機構「投資コスト比較調査」

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

表12　主要国の製造業労働コスト（ベネフィット・社会保険込み）

（単位：ドル／時間，%）

国名	00年	02年	04年	06年	08年	10年	11年	12年	13年	年平均上昇率
米国	24.95	27.35	29.30	30.47	32.78	34.75	35.50	35.64	36.34	2.93
アルゼンチン	8.16	3.01	4.51	6.63	10.04	12.77	15.99	18.96	19.97	7.13
ブラジル	4.34	3.08	3.82	5.99	8.44	10.00	11.63	10.84	10.69	7.18
メキシコ	4.70	5.59	5.26	5.88	6.48	6.13	6.49	6.35	6.82	2.91
日本	25.03	21.45	25.26	24.03	27.48	31.75	35.66	35.35	29.13	1.17
韓国	9.62	10.24	12.63	17.36	16.80	17.88	19.19	20.44	21.96	6.55
フィリピン	0.99	1.01	1.08	1.33	1.74	1.85	1.99	2.08	2.12	6.03
中国	N.A.	0.60	0.74	0.95	1.59	1.98	2.62	3.07	N.A.	N.A.
インド	0.70	0.73	0.85	0.95	1.26	1.46	1.59	N.A.	N.A.	N.A.
ドイツ	25.37	27.42	37.67	39.31	47.27	44.25	47.61	45.89	48.98	5.19
フランス	21.33	23.04	32.11	33.85	41.63	39.04	42.77	40.67	42.85	5.51
英国	20.63	22.03	28.47	31.17	33.91	28.99	30.54	30.87	31.00	3.18
スペイン	12.38	13.79	19.79	21.77	27.60	26.61	28.35	26.85	28.09	6.51
ハンガリー	2.96	4.18	6.17	6.85	9.77	8.40	9.15	8.80	9.44	9.33
ポーランド	3.52	4.19	4.91	6.32	9.81	8.46	9.06	8.67	9.25	7.72

（注）年平均成長率は2001年～2013年のもの。

（出所）The Conference Board, *International Labor Comparisons program*, December 2014

46 カ国・地域との間で締結された自由貿易協定（FTA）や 8 本の経済補完協定の存在も輸出製造拠点としての魅力の一つだ。日米欧といった先進各国との間では FTA が存在し、中南米諸国とは FTA を締結していないブラジル、アルゼンチンなどとの間でも自動車協定など経済補完協定を締結している。多くの製品はこれらの国々に無税で輸出することができる。中南米の主要輸出先であるブラジル、アルゼンチン、コロンビアなどは、自動車に 35%の高関税をかけており、さらにブラジル、アルゼンチンは先進国を含めた自動車生産各国との FTA を持っていないことから、輸入車同士の競争としてはメキシコ製に有利である。

地政学上の優位性もある。米国の南に隣接しているというのは大きなメリットだ。ロジスティクス上では、特にかさばる商品を米国に輸出する場合、アジアから持ってくるよりも有利になる。白物家電や航空機部品、自動車産業で対米輸出競争力があるのはこの点が大きい。また、太平洋、大西洋の両洋に港をもち、パナマ運河を通らずとも欧州や西アフリカ、ブラジル・アルゼンチンなど大西洋岸諸国に輸出することが可能だ。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

表13　メキシコの自由貿易協定（FTA）締結状況

	協定	締結相手国	発効年月日	重要性（注1）	
				貿易額	GDP
1	NAFTA(2ヵ国)	米国、カナダ	1994年1月1日	67.20%	24.85%
2	G3(2→1ヵ国)	コロンビア，ベネズエラ（注2）	1995年1月1日	0.71%	0.50%
3	コスタリカFTA	コスタリカ	1995年1月1日	0.44%	0.06%
4	ボリビアFTA（注3）	ボリビア	1995年1月1日	0.03%	0.04%
5	ニカラグアFTA	ニカラグア	1998年7月1日	0.19%	0.02%
6	チリFTA	チリ	1999年8月1日	0.44%	0.33%
7	イスラエルFTA	イスラエル	2000年7月1日	0.10%	0.39%
8	EU(28ヵ国)	ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、ギリシャ、オランダ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、ポルトガル、英国、スウェーデン、キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア、クロアチア	2000年7月1日	10.86%	23.93%
9	中米北部(3ヵ国)	グアテマラ，エルサルバドル、ホンジュラス	2001年3月15日	0.49%	0.14%
10	EFTA(4ヵ国)	アイスランド、ノルウエー、スイス、リヒテンシュタイン	2001年7月1日	0.46%	1.59%
11	ウルグアイFTA	ウルグアイ	2004年7月15日	0.08%	0.07%
12	日墨EPA	日本	2005年4月1日	2.53%	5.97%
13	ペルーFTA	ペルー	2012年2月1日	0.36%	0.26%
14	中米単一FTA（5ヵ国）	グアテマラ，エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ（注4）	2012年9月1日 2013年1月1日 2013年7月1日 2013年9月1日	1.12%	0.21%
15	パナマ	パナマ	2015年6月1日	0.13%	0.06%
全FTA締結相手国合計				84.02%	58.21%

（注1）2014年のメキシコの往復貿易総額及び世界のGDP総額に占める締結相手国のシェア。
（注2）ベネズエラは2006年11月19日にG3を脱退。
（注3）1999年2月に公布されたボリビア新憲法に基づき政府調達でメキシコ産品・企業に内国民待遇を与える同FTAが違憲となったため、2010年6月にFTAは失効し、代わりに政府調達の章を含まないラテンアメリカ統合連合（ALADI）経済補完協定（ACE）66号（名称はFTAと呼ばないが、実質的に全ての貿易を自由化するFTAに近い）が発効した。
（注4）それまで3本に分かれていたメキシコと中米5ヵ国のFTAを一本に纏めたもの。批准を済ませた国の間で段階的に発効し、それらの国とメキシコとの既存FTAは単一FTA発効時点で失効した。
（出所）メキシコ経済省，国立統計地理情報院（INEGI），GDPはIMFのデータ。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

② 経済法

A) インサイダー取引規制

メキシコでインサイダー取引について規制しているのは証券市場法（Ley del Mercado de Valores、以降 LMV）である。LMV 第 105 条は、上場企業は株価に影響を及ぼす「重要な出来事(Eventos relevantes)」が起きた場合、速やかに証券取引場を通じて情報を公開しなければならないと規定している。その上で LMV 第 362 条は、証券市場を通じて公開されていない「重要な出来事」に関する知識を「優先的に得られる情報」と定義している。LMV 第 363 条は、「優先的に得られる情報」は以下のものが持っていると仮定している。

I. 取締会の役員及び書記、監事、社長その他の重要な執行役員、外部監査人及び外部監査人が所管している法人
II. 当該上場企業の 10%以上の株式を直接あるいは間接的に所有する者
III. 当該上場企業の 10%以上の株式を直接あるいは間接的に所有する法人の取締役員及び書記、監事、社長その他の重要な執行役員、外部監査人及び同等の者
IV. 優先的に得られた情報の基となった重要な出来事において、上場企業に対して株式の仲介や人的サービスの提供を行った者、あるいは重要な出来事に関連して上場企業と資金・経営・運営・経済・法的な側面において関係がある法人の取締役員及び書記、社長、社長の直属の配下、法律顧問等
V. 上場している金融機関の株式を直接的、あるいは間接的に 5%以上持つ株主
VI. グループ企業の少なくとも 1 社が上場している金融グループの持ち株会社の 5%の株式を持つ株主、あるいは同グループの系列金融機関の 10%以上の株式を持つ株主
VII. VI の取締役員及び書記、社長、社長の直属の配下、法律顧問等
VIII. 当該上場企業、あるいは同企業が所属する企業グループやコンソーシアムに重大な影響力を持つ人物あるいはグループ
IX. 当該上場企業の指揮権を持つ者
X. 今までの歴史的なパターンとは異なるかたちで株の取引を行ったもので、上記 I. ～ IX に挙げられた人物の配偶者、親類、共同経営者・出資者などであるため、自然に優先的な情報を得ることができたと考えられる者

LMV は第 363～364 条で、上記優先的な情報が得られる者は、証券市場を通じて正式に公開されるまでは当該情報の秘密性を保持しなければならず、また、自ら当該上場企業の株式を取引したり、第 3 者に優先的に得られた情報を提供したりしてはならないと規定している。そして、第 365 条で、第 363 条 I～IX に該当するものは、最後に優先的に得られた情報を持つと想定される企業の株式を取引してから 3 カ月以内に同企業の株式を取得することを禁止している。LMV は優先的に得られた情報の守秘義務違反として 3～15 年の禁固刑、優先的に得られた情報を利用して利益を得た場合、その得た利益の額に応じて 2～6 年、4～12 年の禁固刑を科している。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

なお、メキシコ証券市場（BMV）で株式を上場している企業は 2015 年 6 月末時点で 141 社に過ぎないため、LMV によるインサイダー取引の規制を受ける企業は現状では僅かである

B) マネーロンダリング規制

新興国の中ではビジネス環境が比較的良好なメキシコにおいて、投資家や進出企業から厳しい評価を受けているのが同国の治安状況である。麻薬組織を中心とする犯罪組織の影響力はいまだに強く、前カルデロン政権で本格化した治安当局の組織犯罪対策の影響で、犯罪組織と治安当局、勢力関係が崩れた犯罪組織間の抗争が激化しており、カルデロン前大統領が就任した 2006 年末以降、メキシコの治安は以前と比べると悪くなっている。2012 年 12 月に就任したエンリケ・ペニャ・ニエト大統領の政権下でも、麻薬組織の大物ボスの逮捕など一定の成果は上がっているものの、治安改善の点で大きな成果は生まれておらず、ミチョアカン州やゲレロ州など一部の州においては、前政権下よりもさらに治安が悪化した地域もある。犯罪組織の資金源を断つことは、政府の組織犯罪対策の重要な柱となっており、その意味でマネーロンダリングの規制が強化される方向にある。

メキシコは、2000 年に世界 34 の国・地域及び 2 つの国際機関が参加するグループである金融活動作業部会（FATF）の加盟国になった。そしてカルデロン前政権下の組織犯罪対策強化の流れを受けて 2009 年以降、金融機関法の施行規則などを改定し、金融機関など犯罪組織が資金洗浄を行う可能性がある事業所における一定水準を超える現金による取引など疑わしい取引の監視と当局への報告義務を強化していった。具体的には商業銀行、証券会社、ノンバンク、両替商、送金サービス業、信用組合、年金基金、投資ファンド、保険会社、保証会社、質屋、自動車や航空機（プライベートジェット）などのディーラーなどにおける監視・報告体制を強化した。2010 年 6 月には銀行でのドル現金両替などに規制を設けた。外国人旅行者などが銀行で両替する際、パスポートと滞在許可証（入国カードの半券など）の提示が必要になったほか、1 日 300 ドル、1 カ月に累計で 1,500 ドルを超す両替が認められなくなった。法人の金融機関におけるドル現金の両替も原則禁止されたため、現金を顧客から受け取ることが多いホテルなどの観光サービス関連企業に悪影響が出たため、現金両替規制は 2014 年 9 月に一部緩和されたが、依然として顧客や取引に関するデータ収集と当局への報告など厳格な監視体制が維持されている。

2012 年 10 月 17 日には、これまで施行規則として導入されていたマネーロンダリングに関する監視・報告体制を法律により義務かする目的で、「違法な資金取引の防止・特定に向けた連邦法」が公布され、関連機関における監視報告体制が法律で法制化された。

また、2013 年の国会で審議され、2014 年に一連の法案の改正として公布された金融改革において、各金融監督機関における罰金適用プロセスが統一・効率化されるとともに、テロリズムや組織犯罪への資金供与に対する罰則が強化された。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

C) 連邦経済競争法による独占・寡占対策

競争の促進はメキシコ経済にとって大きな意味をもつ中長期的な課題の一つだ。世界経済フォーラムが 2014 年 9 月に発表した国際競争力レポート 2014-15 年（Global Competitiveness Report 2014-15）によると、メキシコの競争力順位は世界 144 カ国中 61 位だが、国際競争力を構成する 12 の柱の一つである「6. 財市場の効率性」では第 86 位、同柱を構成する要素の一つである競争環境（6A.）についての順位は 110 位となっており、競争の欠如はメキシコの国際競争力を引き下げる要因ともなっている。

連邦経済競争委員会（COFECE，原典は世界銀行のデータ）によると、メキシコの 1981～2011 年の 30 年間の GDP の年平均実質成長率は 2.4%であり、韓国の 6.2%やチリの 4.9%に大きく及ばない。その背景には生産性が伸びていないことがあり、同期間のメキシコの全要素生産性伸び率は年平均マイナス 0.7%（韓国は同 2.4%、チリは 1.1%）となっており、特定市場における独占や寡占の存在、市場参入障壁などが生産性に悪影響を与えていると分析している。民間シンクタンクである開発のための調査センター（CIDAC）によると、米国とメキシコの特定産業における寡占指数（ハーフィンダール・ハーシュマン・インデックス[2]）を比べると、国家独占が続いていた石油や電力以外の分野でもメキシコの寡占状況が深刻なのが分かる（図 1）。

図1 メキシコと米国の産業分野別寡占指数（2010年）
（ハーフィンダール・ハーシュマン・インデックス）

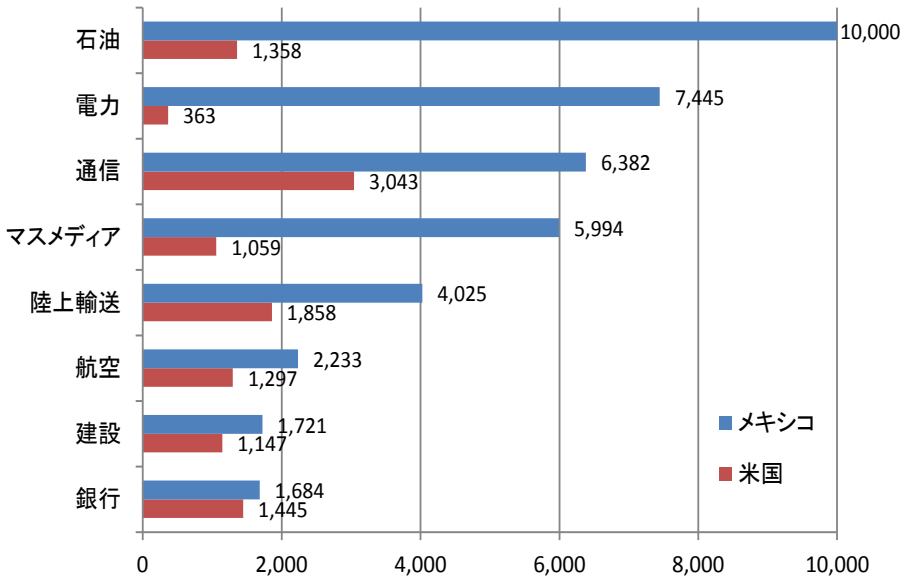

（出所）CIDAC, *¿Qué tan abierta es en realidad la eonomía mexicana?*, 2012

[2] ある産業の市場における企業の競争状態を表す指標の一つ。その産業に属する全ての企業の市場占有率の 2 乗和と定義される。HHI は独占状態においては 10,000（100(%)×100(%)）となり、競争が広くいきわたるほど 0 に近づく。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

メキシコは 1993 年に連邦競争法（Ley Federal de Competencia）を公布し、連邦競争委員会（CFC）が独占・寡占や経済力の集中を監視してきたが、必ずしも効率的・効果的な取締りが出来ていなかった。競争法・競争政策の専門誌である Global Competition Review 誌（英国ロンドン）は 2000 年以降毎年、各国国￥競争当局の格付けを実施しているが、2013 年 6 月号の格付けによると、メキシコの CFC は 2.5 となっており、EU 競争総局・フランス競争委員会・英国競争委員会・ドイツ連邦カルテル庁・米国連邦取引委員会（5.0）、日本公正取引委員会（4.5）、ブラジル経済防衛行政審議会（CADE，4.0）、韓国公正取引委員会（3.5）、ロシア連邦反独占局（3.0）などと比べると低い評価にとどまっている。

2012 年 12 月に発足したエンリケ・ペニャ・ニエト現政権は、同政権の経済政策の要として競争の促進を掲げ、憲法改正や新法の公布を含む抜本的な制度改革に乗り出した。2013 年 6 月には憲法の関連条項の改正を公布し、CFC に代わり、省庁から独立した決定権・運営権・予算体系を有する自治機関として連邦経済競争委員会（COFECE）を設立した。2014 年 5 月には新法である新連邦経済競争法を公布し、憲法改正の内容を具現化させた。

COFECE は以前の CFC のような経済省の外郭団体ではなくなるとともに、COFECE 内で独占・寡占行為の調査を行う当局と独占・寡占行為が存在するかどうかを決定する当局が分離され、組織としての透明性や効率性が高まった。さらに、独占・寡占審査の専門法廷が設置されるとともに、独占・寡占行為に対する罰則が強化され、最終手段として独占的企業の一部資産の分割（譲渡）を命じることも可能となった。

連邦経済法及び刑法に基づく主な罰則は表 1 のとおり。

表1　反競争的行為に対する主な罰則

対象行為	根拠法	
	連邦経済競争法（127条）	刑法（254条bis）
誤った情報の提出	最低賃金の17万5,000倍の罰金	－
絶対的独占行為	前年度の総売上高の10%	5～10年の禁固刑＋最低賃金の1,000～1万倍の罰金
相対的独占行為	前年度の総売上高の8%	－
禁止されている経済力集中	前年度の総売上高の8%	－
経済力集中の通知義務違反	最低賃金の5,000倍＋前年度の総売上の5%	－
経済力集中に際しCOFOCE設定した条件に違反	前年度の総売上高の10%	－
経済的主体を代表し、あるいは上司の指示により同主体のために独占的行為や禁止された経済力集中を直接実施した役員	5年間は役員の職に就けない＋最低賃金の20万倍の罰金	－
独占的行為や禁止された経済力集中に協力・加担した者	最低賃金の18万倍の罰金	－

（注）2015年の最低賃金（日給）は、70.10ペソ（約567円）
（出所）連邦経済競争法及び刑法から作成

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

なお、メキシコの連邦経済競争法にもリニエンシー（制裁金減免制度）は設けられている。連邦経済競争法第 103 条は、以下の条件を満たせばリニエンシーを認めるとしている。

I. 反競争的行為に関与している経済主体あるいは個人のうち、COFECE が調査プロセスを開始したり、あるいは絶対的独占行為の存在を仮定したりするに足る十分な情報を最初に提供する
II. 調査の遂行や場合によっては裁判プロセスにおいて全面的に継続的に協力する
III. 法律に反する行為への自らの参加を終わらせるために必要な措置を採る

上記 3 つの条件を満たす場合、COFECE による罰金は最低限のものになるほか、上記 3 条件のうち、I. の条件を満たさない場合（最初に通告した者でない場合）、他の 2 条件を満たすのであれば、COFECE が通告した順番や提出した証拠の内容等を考慮し、適用する罰金の額を最高額から 50%、30%、20%削減する。

2013 年 6 月公布の憲法改正により設立された COFECE は憲法第 28 条第 19 項 VIII に基づき、年次の事業計画と四半期毎の活動報告書を行政府及び立法府に提出する必要がある。同四半期毎の活動報告書を基に、COFECE の独占・寡占対策に関する数値指標の推移は表 2 のとおりである。

表2　COFECEの反競争的行為取締りに関する数値実績

（単位：件）

審査項目	分類		2013年	2014年				2015年		
			通年	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q
経済力集中	前期から繰越		13	23	17	11	25	32	20	32
	当期受理		44	29	22	36	41	36	34	36
	審査終了	許可	44	29	27	20	30	47	33	47
		条件付許可	0	3	0	1	2	1	1	1
		却下	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	4	3	1	1	2	0	0	0
		小計	48	35	28	22	34	48	34	48
	継続審査中		23	17	11	25	32	20	20	20
反競争的行為	前期から繰越		16	20	23	24	24	20	27	26
	当期受理	職権探知	2	1	0	0	0	4	0	0
		告発	11	7	14	11	7	2	1	0
	審査終了	制裁	2	1	1	0	0	0	1	0
		是正措置	0	0	0	0	0	1	0	0
		告発無効	N.A.	4	12	11	7	2	1	2
		その他	7	0	0	0	4	0	1	2
		小計	9	5	13	11	11	3	3	4
	継続審査中		20	23	24	24	20	27	26	28
入札・許認可	前期から繰越		58	13	12	13	16	7	21	14
	当期受理		11	4	6	14	7	19	27	28
	審査終了	承認	3	5	4	10	11	4	31	4
		条件付承認	0	0	0	0	0	0	0	0
		反対	0	0	0	1	1	0	0	0
		その他	53	0	1	5	4	0	3	0
		小計	56	5	5	16	16	4	34	4
	継続審査中		13	12	13	11	7	21	14	38

（出所）連邦経済競争委員会（COFECE）四半期報告書から作成

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

メキシコの場合、告発により当局の調査が開始されることが多いが、告発自体に不備が多く、却下されることが多いのも特徴的である。また、実際に罰金が適用された事例もここ 2 年では多くないため、COFECE の実質的な機能強化はこれからといった状況のようだ。

なお、既存企業の買収や既存企業との合弁事業など、経済力の集中を招く行為を行うと看做される以下の場合、COFECE に事前に届出を行い、承認を得る必要がある。同届出を怠った場合、最低賃金の 5,000 倍に加えて、前年度総売上の 5%までの罰金が適用されるため、注意が必要だ。

I. その契約地に関らず、直接または間接にメキシコ国内において効果を生じ、かつその規模が連邦区最低賃金の 1,800 万倍相当額（2005 年 3 月末時点で約 102 億円）を超過する事業者の結合（買収・合併等）。それが単一の行為によるものか連続する複数の行為によるものかを問わない。

II. メキシコ国内の年間売上あるいは資産が連邦区最低賃金の 1,800 万倍相当額を超過する規模の事業者の 35%以上の資産、あるいは株式の取得。それが単一の行為によるものか連続する複数の行為によるものかを問わない。

III. 単体あるいは合計の資産あるいは年間売上が、連邦区最低賃金の 4,800 万倍相当額（2005 年 3 月末時点で約 272 億円）を超過する 2 以上の事業者が参加し、連邦区最低賃金の 840 万倍相当額（同 48 億円）を超える規模の資産あるいは資本金の集中がメキシコ国内で生じる結合案件。それが単一の行為によるものか連続する複数の行為によるものかを問わない。

D）贈収賄規制について

NPO のトランスペアレンシー・インターナショナル（Transparency International, TI）が行った 2014 年の調査結果では、メキシコの腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index, CPI）は 35（100 が最高）で世界 175 カ国中 105 位であった。日本の 15 位、米国の 17 位、チリやウルグアイの 21 位はおろか、69 位のブラジル、85 位のインド、94 位のコロンビア、100 位の中国よりも低い数値となっており、メキシコにおける腐敗や汚職が深刻なレベルにあることが分かる。他の新興国と比べた上でのメキシコの特徴としては、政党や立法府などの政治家と警察組織、公務員に対する腐敗認識度が極度に高いことだ。2000～2012 年まで続いた国民行動党（PAN）の政権下において情報公開法が整備され、情報公開制度がある程度定着したことも奏功し、連邦政府官僚の汚職と贈賄は以前よりは少なくなっているが、地方自治体などでは依然として汚職が根深く残っている。2014 年はゲレロ州において、市政府や市警察も関与した麻薬組織による教員候補生の大量拉致殺害事件が発生し、メキシコの地方自治体レベルの腐敗の深刻さが浮き彫りとなった。2012 年 12 月に再び政権の座についた制度的革命党（PRI）の政権下では、PRI が知事を務めている州における汚職だけでなく、大統領の親族や連邦政府の閣僚の関与も疑われる汚職疑惑も明るみになり、国民の PRI を中心とする政党政治への不満が高まりつつある。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

表3　分野別腐敗認識率

（単位：%）

国名	政党	立法府	軍隊	NGOs	メディア	宗教団体	ビジネス界	教育制度	司法府	医療・健康	警察	公務員
アルゼンチン	78	72	32	22	44	34	49	23	65	26	70	77
ブラジル	**81**	72	30	35	38	31	35	33	50	55	70	46
チリ	76	68	36	32	48	45	65	60	67	51	53	58
コロンビア	**81**	79	49	37	39	37	38	37	64	63	61	70
インド	**86**	65	20	30	41	44	50	61	45	56	75	65
インドネシア	**86**	**89**	41	27	19	31	54	49	**86**	47	**91**	79
マレーシア	69	44	10	17	22	6	40	13	35	9	76	46
メキシコ	**91**	**83**	42	43	55	43	51	43	**80**	42	**90**	**87**
ペルー	**81**	**80**	59	45	49	22	50	48	**85**	49	**80**	65
ロシア	77	**83**	70	45	59	40	57	72	**84**	75	**89**	**92**
南アフリカ	77	70	11	43	40	24	54	32	50	55	**83**	74
タイ	68	45	23	18	20	12	37	32	18	21	71	58
トルコ	66	55	30	34	56	41	50	42	43	43	38	42
ベネズエラ	77	66	64	53	55	43	63	49	74	51	**83**	79
世界全体	65	57	34	28	39	29	45	41	56	45	60	57

（注）各分野についてアンケート対象者が「腐敗している」あるいは「極度に腐敗している」と答えた比率。
腐敗認識率が80%を超える項目を太字にした。
（出所）Transparency International, *Global Corruption Barometer 2013*

メキシコの刑法第 222 条及び第 222 条 bis は、メキシコの公務員や外国の公務員に関する贈収賄に関して個人に対する刑事罰を以下のとおり規定している。一方で、法人の犯罪については刑法などで明確な罰則規定が存在せず、取締り体制も十分とはいえなかった。

I. 贈収賄の金額が最低賃金の 500 倍（2015 年 3 月末時点で 283.5 万円）以下の場合
3 カ月～2 年間の禁固刑、最低賃金（約 567 円）の 30～300 倍の罰金、及び 3 カ月～2 年の停職

II. 贈収賄の金額が最低賃金の 500 倍超
2～14 年の禁固刑、最低賃金の 300～1,000 倍の罰金、及び 2～14 年の停職

国民の不満の高まりを受けて 2014 年 11 月以降、野党の複数の議員グループが憲法改正も含む腐敗や汚職に対する抜本的な改革法案を国会に次々と提出した。それらの複数の案を下院の委員会が纏めた憲法改正法案は 2015 年 4 月に国会両院を通過し、過半数の州政府議会による承認を得て 5 月 27 日に公布された。憲法改正の骨子は以下のとおりである。

I. 汚職に関する調査や予算の適切な執行を監視するための制度として国家汚職撲滅システム（Sistema Nacional de Anticorrupción）を構築する。同システムの効果的な運用のため、多省庁・機関が参加する調整委員会を設立する。

II. 日本の会計検査院に相当し、予算の適切な執行について監査する連邦下院の下部機関である連邦高等監査院（ASF）の権限を強化し、事後のみならず予算執行期間中における調査を可能にする。

III. 連邦財政行政司法裁判所を解体し、汚職事件に関する専門司法機関である国内 32 カ所の

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

連邦行政司法裁判所を設立する。

IV. 贈収賄に関する公務員や私人への罰則を強化するとともに、自然人が法人の名代として、あるいは法人を代表して当該法人の利益のために重大な行政法上の違反を犯した場合、法人に対しても行政罰・処分を適用する。国庫や連邦・州・地方自治体などの公的機関に害を与えるような深刻な違反であり、法人がそれにより経済上の利益を獲得し、経営機関や監査機関、出資者の関与が証明される場合、また、重大な違反に関与するために会社などの組織が体系的に利用されている場合、法人は業務停止、解散、経営権の剥奪などを命じられる。

V. 公的機関の腐敗撲滅に向けた連来責任を強化する。

VI. 憲法改正の発効後 1 年以内に関連法（二次法）を国会が成立させる。

詳細は今後制定される二次法案の公布を待つ必要があるが、汚職に関する取締りが強化され、公務員や私人に対する罰則の強化に加えて、法人に対する罰則も導入されるため、日本企業もメキシコの子会社におけるガバナンスや内部統制、コンプライアンス体制の確立がこれまで以上に求められることとなろう。

E) まとめ

麻薬組織など組織犯罪による治安悪化が懸念されるメキシコでは、組織犯罪対策が日々強化されており、マネーロンダリングに対する様々な規制の導入は企業の手続コストを増加させる要因ともなっている。しかし、犯罪組織の資金確保に間接的にでも協力したことが発覚すると、企業イメージの大幅な低下は避けられない。実際、英国の大手銀行 HSBC のメキシコ法人の不十分な対策により、麻薬組織のマネーロンダリングに同行が利用されたことが 2012 年末に発覚し、マスコミ等で大きく報道されることで同行のイメージ低下に繋がった事例があった。

これは、汚職においても同様である。近年、汚職に対する国民の目が厳しくなっている中で、米国の小売大手ウォルマートやメキシコの資源関連大手エンジニアリング会社（Oceanografia）の贈賄事件は大きく報道され、後者の場合、2014 年に経営破綻に陥る結果となった。政府の汚職対策は今後強化される方向にあり、従業員のコンプライアンスに対する考え方も日本など先進国と比べると遅れているメキシコにおいては、法律の整備に遅れをとらないよう、社内の体制整備を急ピッチで進めていく必要があるだろう。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

③ メキシコでの資金調達事情および日系企業の現状

A) 資金調達に係る規制

一般に、海外における資金調達の方法として、
「親会社等からの調達（親会社からの出資及び借入等）」、
「金融機関からの調達（邦銀及び地場銀行からの借入等）」、
「資本市場からの調達（現地法人自身の増資及び社債の発行等）」がある。

メキシコにおいては資金調達に関して外資系企業に対する規制はなく、いずれの方法でも調達が可能である。以下で、それぞれの調達環境について見ていく。

I. 親会社等からの調達

親会社等からの出資による資金調達は、通常、現地法人の資本金が変更されるため、会社設立時と同様の手続きを取らなければならない国が多いが、メキシコにおいては「可変資本制度（Capital Variable: C.V.）」により、会社定款を変更せずに資本金を増減することが可能である。また、親会社等からの借入にも規制はない。（ただし、借入利息への源泉税、過少資本税制等には留意が必要である。[3]。）

II. 金融機関からの調達（メキシコの金融機関）

メキシコの金融システムは、監督・規制当局と金融機関に大きく分類される。
監督・規制当局は大蔵公債省（SHCP）、中央銀行であるメキシコ銀行（Banco de México）等から構成され、金融機関は信用機関（商業銀行、政府系開発銀行等）、証券機関（証券取引所、証券会社等）及びその他の金融機関（限定目的金融会社（SOFOLES）、多目的金融会社（SOFOMES）等）から構成されている。
日系企業が利用する機会の多い民間金融機関の概要は以下の通り。

i. 商業銀行

民間金融機関は、各金融機関が持株会社を組成して金融グループを形成し、各種業務を行っている形態が多く、金融グループの中核は商業銀行である。

メキシコは 1994 年の通貨・金融危機以降、金融部門の外資規制を緩和しており、1999 年 1 月に公布された外国投資法改正によって商業銀行への外国企業の出資比率規制は撤廃された。これにより外国金融機関によるメキシコ国内銀行の買収が相次ぎ、2000 年以降、同国銀行部門の再編が進行している。外国金融機関による買収が進んだ結果、同国銀行の総資産に占めるメキシコ資本の銀行の割合は小さい。2014 年 3 月時点の主要銀行の総資産ベースで全商業銀行合計の 4 分の 3 を占める上位 5 行のうち、メキシコ資本の銀行は Banorte1 行のみである（図表 1 参照）。

他の 4 行（BBVA Bancomer、Banamex、Santander、HSBC）は外資系銀行であり、これ

[3] 資本の増減には株主総会特別決議が必要。日本の親会社から借入れる場合、支払い利息の 15%の源泉税負担が発生する。また、企業の負債が資本の 3 倍を超える場合、その超過額に相応する国外関連会社に対する支払利息の損金算入は不可。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

ら 4 行で同国商業銀行の総資産及び、貸付・預金総額の 6 割以上を占めている。

図表 1 主要銀行グループの概況（2014 年 3 月時点）

（単位: 百万ペソ、%）

銀行グループ名	総資産		貸付		預金	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
BBVA Bancomer	1,562,793	23.3	721,808	25.5	748,054	23.5
Banamex（Citi group）	1,237,404	18.5	472,732	16.7	579,869	18.2
Banorte	1,042,534	15.5	440,704	15.6	481,665	15.1
Santander（BSCH）	867,273	12.9	409,349	14.5	466,230	14.7
HSBC	534,013	8.0	206,151	7.3	295,758	9.3
Inbursa	357,354	5.3	191,654	6.8	159,532	5.0
ScotiaBank Inverlat	259,495	3.9	160,666	5.7	166,202	5.2
Interacciones	171,219	2.6	62,001	2.2	75,575	2.4
Afirme	117,012	1.7	17,326	0.6	26,515	0.8
Banregio	100,010	1.5	46,018	1.6	44,512	1.4
その他	457,606	6.9	101,881	3.6	137,718	4.2
合計	6,706,713	100	2,830,290	100	3,181,630	100

（出所）国家銀行証券委員会（CNBV）より作成

国際決済銀行（BIS）へ報告を行っている銀行[4]のメキシコに対する与信残高は 2013 年末時点で 3,681 億ドルである。うち、邦銀の与信残高は約 134 億ドルで全体の 3.7%を占めており（図表 2 参照）、邦銀の対メキシコ与信残高は増えている。

図表 2 国際与信残高（最終リスクベース）の推移（2009 年末～2013 年末）[5]

（単位: 百万ドル、%）

国名		2009 年末	2010 年末	2011 年末	2012 年末	2013 年末	
						金額	構成比
欧州		186,052	208,228	205,898	220,994	214,318	58.2
	スペイン	126,568	136,002	131,275	148,425	157,941	42.9
	英国	26,517	37,563	43,149	49,990	43,022	11.7
米国		97,356	104,684	101,103	114,092	116,117	31.5
日本		5,301	8,043	8,446	11,953	13,439	3.7
合計		306,022	340,458	334,927	369,432	368,134	100

ii. 多目的金融会社（SOFOMES）

2006 年から認められている多目的金融会社（SOFOMES）は、貸付専門のノンバンク金融機関である。預金を受け入れない点が銀行とは異なる。以前は不動産等の特定部門

[4] 国際決済銀行（BIS）への報告銀行は 24 カ国。
[5] 国際与信は貸出、債券、株式を含む。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

に対する貸付を行う限定目的金融会社（SOFOLES）が存在した。一般から預金を受け入れることができないため、市場での機関投資家への債券発行や銀行からの借入によって資金を調達している。SOFOLES とは異なり、特定の部門に限らず様々な部門に貸付を行い、金融リース業務や金融ファクタリング（債権買取）等の複数業務を行う。

III. 資本市場からの調達

i. 株式市場

メキシコ証券取引所（BMV）は 1933 年に設立され、株式、債券、ワラント等の取引を行う同国唯一の証券取引所である。2013 年時点で 143 社（138 社が国内企業、5 社が外資系企業）が上場しており、株式時価総額は約 5,000 億ドルと南米ではブラジルの BM&F BOVESPA（約 9,000 億ドル）に次ぐ規模。特定銘柄への集中度が高く、取引高は小さいため、株式市場における資金調達は限定的といえる。 WFE（World Federation of Exchanges）によれば、2012 年の取引高上位 10 銘柄が総取引高に占めるシェアは 58.6%。また、総取引高（国内外）は 1,277 億ドルと東証の約 25 分の 1 程度。

ii. 債券市場

メキシコ債券市場は大きく拡大しており、国際決済銀行（BIS）の統計によれば、2013 年 12 月時点におけるメキシコ債券残高は約 7,000 億ドル規模である（図表 3 参照）。

図表 3 債券市場残高の推移

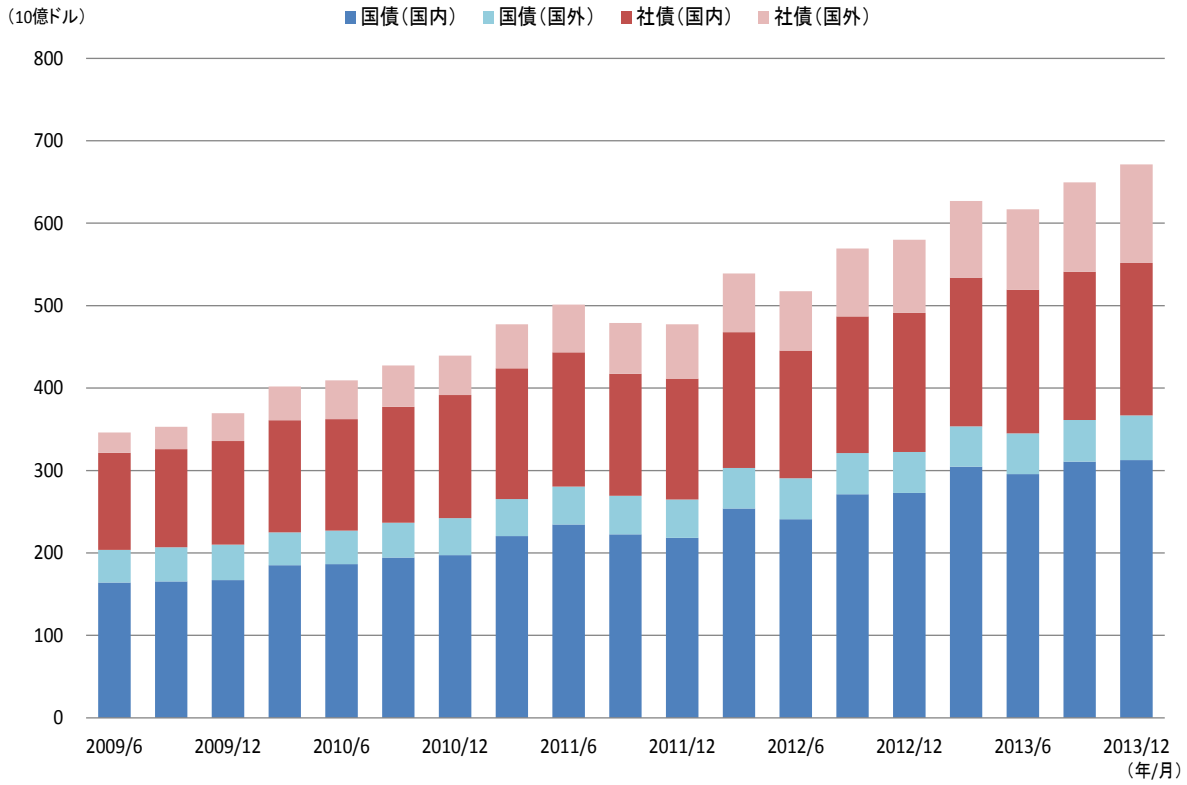

（出所）国際決済銀行（BIS）より作成

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

2013 年末時点の社債（国内・国外）の発行残高は約 3,000 億ドルと、国債を含めたメキシコ債券市場全体の約 45%の規模であり、増加傾向にある。メキシコ企業は世界的な金融危機の影響を懸念して、一時、国際資本市場での資金調達を停止していたが、調達環境の改善に伴って債券発行を再開した。

日系企業に関してみれば、完成車メーカーによる販売金融事業においては社債発行によりペソ資金を調達している。同事業は長期資金を必要とすることから社債発行により調達をしているが、社債の発行にはある程度の規模の金額が必要となり、メキシコの格付機関からの格付を取得する必要もある。

資本市場からの資金調達は、日系企業にとって現状では一般的な調達方法とは言えないが、完成車メーカーをはじめ将来の選択肢の一つとして考えられる。

B) 日系企業の資金調達の現状

日系企業の資金調達の手段としては、まずは親会社からの出資や親会社からの借入（親子ローン）が中心となる。

製造拠点として進出する場合、土地代、工場建設資金は親会社からの出資を充当するケースがほとんど。工場設備資金も親会社からの出資、借入で賄うことが多いが、銀行からの長期借入を利用するケースもある。　運転資金を含む資金調達は、邦銀現地拠点を利用する企業が多い。（邦銀では、2014 年 12 月時点で三菱東京 UFJ 銀行、三井住友銀行、みずほ銀行が進出している[6]。）

進出企業の多くが自動車関連企業であり、完成車の輸出、部品・原材料の輸入、及び米国の親／兄弟会社との決済が米ドル建てであることから、ドル建ての資金調達が多い。また、日系企業がスポンサーとなるプロジェクト・ファイナンスもドル建てがメインである。ペソ建て資金調達は一部の販売金融事業やインフラプロジェクトに留まっている。

上記の通り、ドル建て調達は、支払通貨と受取通貨がマッチできるほか、ペソ建てに比べて調達が容易、金利が低いなどのメリットがある一方、為替相場の変動による為替評価差損益を計上する必要がある点、留意が必要である。

[6]三菱東京 UFJ 銀行は現地法人。三井住友銀行、みずほ銀行は出張所の形態であり、米国拠点からの貸出となる（米国を含む国外からの借り入れに規制はない）。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

⑶ メキシコのインフラ整備状況

① 国際的な位置付け

世界経済フォーラム（WEF）は、「グローバル競争力指数ランキング」を毎年発表している。同報告で発表されるグローバル競争力指数（GCI）は基礎条件、効率性強化、イノベーション・洗練化要素の 3 つのサブインデックスにより構成され、インフラストラクチャーは基礎条件に含まれる。

2015／2016 年版の GCI 総合指数でみると、メキシコは 140 カ国中 57 位（1－7 のスコアで 4.29）に位置し、主要新興国ではブラジル（75 位、4.21）より上位に位置するものの、中国（28 位、4.89）、タイ（32 位、4.64）、インドネシア（37 位、4.52）、ロシア（45 位、4.44）、南アフリカ（49 位、4.39）、トルコ（51 位、4.37）、インド（55 位、4.31）、ベトナム（56 位、4.30）の後塵を拝している（表 1）。インフラの項目をみるとメキシコは 59 位（4.22）で、総合順位と同様の位置付けであり、インドネシア（62 位）、南アフリカ（68 位）、ブラジル（74 位）、ベトナム（76 位）、インド（81 位）は上回るものの、ロシア（35 位）、中国（39 位）、タイ（44 位）などに大きく水をあけられている。

表1　主要新興国の国際競争力比較

	順位		スコア	
	総合	インフラ	総合	インフラ
中国	28	39	4.89	4.73
タイ	32	44	4.64	4.62
チリ	35	45	4.58	4.60
インドネシア	37	62	4.52	4.19
ロシア	45	35	4.44	4.81
南アフリカ	49	68	4.39	4.12
トルコ	51	53	4.37	4.43
インド	55	81	4.31	3.72
ベトナム	56	76	4.30	3.84
メキシコ	57	59	4.29	4.22
ペルー	61	89	4.28	3.49
コロンビア	69	84	4.21	3.67
ブラジル	75	74	4.08	3.92
アルゼンチン	104	87	3.79	3.58
ベネズエラ	132	119	3.30	2.63

（注）スコアは1－7のスケールで評価され、数が大きいほど高評価。
（出所）WEF，*The Global Competitiveness Report 2015 – 2016*

WEF は通信インフラを除くインフラ各分野でそのクオリティを指数化しており、同スコア（1 が最低、7 が最高）をみると、メキシコは鉄道インフラのスコアが 2.8 と相対的に低いが、中国やタイと比べると道路、港湾、電力供給のクオリティも劣っている（図 1）。通信インフラについては携帯電話の普及が他の新興国と比べると遅れており、人口比の普及率は 82.5% にとどまり、タイ（144.4%）、ブラジル（139.0%）、インドネシア（126.2%）、中国（92.3%）の後塵を拝している（WEF による 2015 年時点の推定値）。

鉄道インフラの整備や通信サービスの普及が遅れている要因としては、寡占による競争の

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

欠如が挙げられる。鉄道輸送では、メキシコ資本の鉱山大手グルーポ・メヒコ（Grupo México）が所有するフェロメックス及びフェロスール（Ferromex，Ferrosur）と米国のカンザス・シティー・サザーン（KCS）が所有するカンザスシティー・サザーン・メキシコ（KCSM）の実質 2 社による寡占の状況が続いている。通信サービスでは、世界第 2 位の資産家であるカルロス・スリムが所有するアメリカ・モビル（América Móvil）が 2013 年 6 月末時点の契約者数ベースで固定電話市場の 67.6%、固定データ通信市場の 66.9%、携帯電話市場の 70.1%、移動データ通信市場の 62.0%を占めている。

図1　主要国のインフラのクオリティ

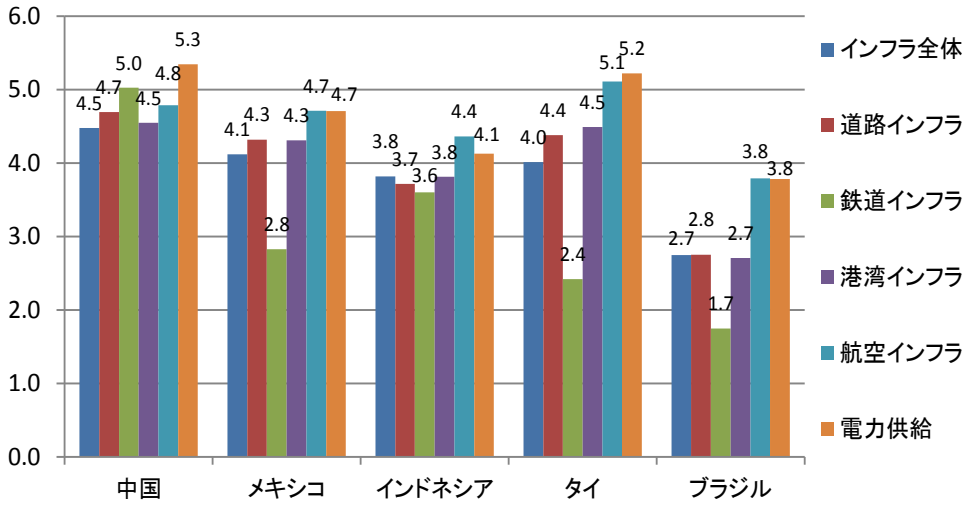

（注）スコアは1が最低で7が最高。
（出所）WEF, *The Global Competitiveness Report 2015 - 2016*

② 部門別インフラ整備状況と国家インフラ計画

A) 主要部門のインフラ整備状況と 2000 年以降のインフラ投資額の推移

メキシコのインフラ整備状況を主要部門別にみると、上水道の普及率は 2014 年に 92.4%に達し、下水道（配管）の普及率も 91.0%まで拡大している。下水道の普及率は過去 20 年間で約 20%ポイント上昇している。ただし、下水配管を通じて回収された排水の処理能力は 2014 年時点でも 52.7%にとどまっており、残りは処理されずに河川等に垂れ流しの状態となっている。州政府を中心に排水処理場の建設が進んでおり、過去 20 年間で排水処理能力は 25%ポイント以上上昇したものの、依然として 5 割程度の処理能力だ。

通信分野では他国同様、固定電話の普及率が携帯電話の普及に伴って低下傾向にあり、逆に携帯電話の普及率が上昇している。連邦通信院（IFT）によると、2014 年時点の携帯電話の普及率（推定値）は 85.4%であり、普及率が 100%を超えるブラジルやアルゼンチン、チリなどのラテンアメリカ先進国に遅れをとっている。インターネットの普及率は近年、モバイルを中心に急拡大しているが、それでも全体の 4 割にとどまっている。電力インフラについ

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

ては、1990 年代までにある程度のレベルまで整備されてきたため、現状で供給能力に問題はないが、自動車産業を中心とする近年の工場建設ラッシュにより、供給予備率はここ数年低下傾向にある。

道路インフラについては、国道の改良率[7]は順調に上昇し、2014 年時点で 82.0%に達しているが、国道以外の道路も含めた道路舗装率でみると、2013 年時点でも 39.9%にとどまっている。鉄道インフラについては、大手 2 社による寡占状況も影響して整備が遅れており、路線延長は過去 20 年間でほとんど変化がない。そのため、貨物の輸送量もここ数年は伸び悩んでおり、平均時速も 2014 年時点で 26.3km／時と遅く、改善していない。

港湾インフラについては、1993 年の新港湾法に基づき、総合港湾管理公社（API）の管理の下でインフラ整備が急速に進展した。ターミナル運営は API からコンセッションを付与された民間企業が担っており、民間投資を中心にインフラ整備が進んでいる。2014 年時点で港湾の数は 101 港、バースの総延長は 216km であり、港湾数で 1995 年比 32.9%増、バース延長で同 78.8%増となる。

表2　メキシコのインフラ整備状況（推移）

項目	単位	1995年	2000年	2005年	2010年	2014年
上水道普及率	(%)	84.2	87.8	89.5	91.2	92.4
下水道普及率	(%)	72.1	76.2	85.9	89.9	91.0
下水処理能力(注2)	(%)	24.5	23.0	35.0	44.8	52.7
固定電話普及率	(%)	9.3	12.2	18.1	17.3	17.2
携帯電話普及率	(%)	0.7	13.9	43.7	79.5	85.4
固定インターネット普及率(注3)	(%)	N.A.	0.1	1.8	12.4	12.8
モバイルインターネット普及率(注4)	(%)	N.A.	N.A.	N.A.	7.6	43.5
電力供給予備率(注5)	(%)	48.0	21.0	40.0	39.0	19.2
国道改良率(注6)	(%)	45.0	61.0	78.0	80.0	82.0
道路舗装率(注7)	(%)	32.7	33.6	34.5	37.2	39.9
鉄道路線総延長距離	(km)	26,613	26,655	26,662	26,715	26,727
鉄道貨物輸送量	(t-km)	37,613	54,776	72,185	78,770	80,683
鉄道輸送平均時速	(km/h)	24.4	23.0	24.0	27.8	26.3
港湾数（海洋港のみ）	(港)	76	91	96	100	101
港湾バース総延長	(km)	120.5	184.9	198.1	211.4	215.5

(注1)下水配管の普及率(人口比)であり、下水処理の普及率ではない。
(注2)下水配管等を通じて回収した下水のうち処理場で処理した水量の比率。
(注3)256kbps以上のブロードバンド回線契約数の人口比。
(注4)256kbps以上のブロードバンドデータ通信契約数の人口比。
(注5)最大需用電力を国内の総発電能力が上回る比率。
(注6)国際的な基準に基づく良好な状態に整備した国道(連邦道)の比率。
(注7)道路舗装率の2014年のデータが未発表のため、2013年の数値を採用。
(出所)Presidencia de la República, *3er Informe de Gobierno 2014-2015*

7 大統領府の定義によると、国際的な基準に基づき「良好」な状態に整備した国道（連邦道）の比率。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

2001 年以降の官民を合計したインフラ投資額をみると、2001～2014 年の投資額累計が最も多いのは通信分野であり、7,826 億ペソに及ぶ。これらの大半は周波数帯のコンセッションを付与された民間通信事業者による投資だ。続いて、道路（6,408 億ペソ）、電力（5,631 億ペソ）、上下水道（2,651 億ペソ）、港湾（1,090 億ペソ）と続く。全体的に右肩上がりで推移しているが、特に上下水道と道路インフラに関する投資額の伸びが著しい。2014 年の投資額はそれぞれ 278 億 7,100 万ペソ、782 億 5,600 万ペソであり、それぞれ 2001 年比 9.7 倍、9.1 倍に拡大している。

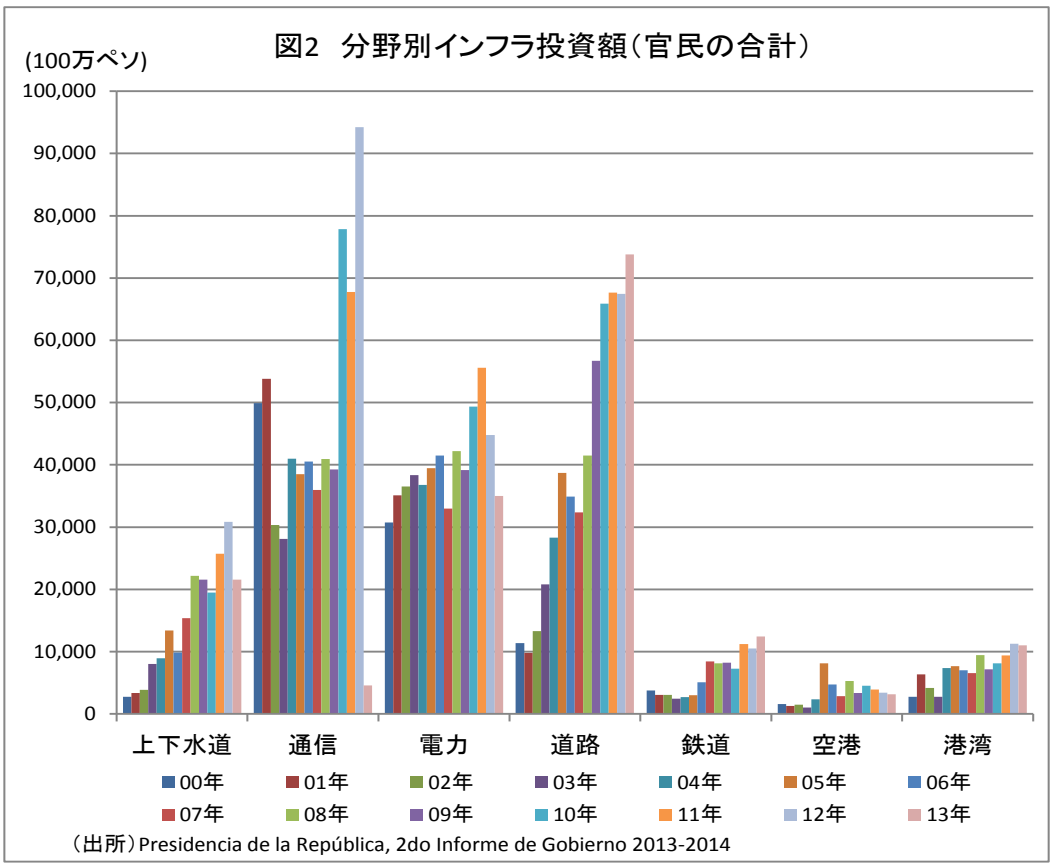

B) 国家インフラ計画（Programa Nacional de Infraestructura：PNI）

メキシコでは各大統領の政権の期間（6 年間）に応じたインフラ投資計画を策定するのが一般的であり、初年度は計画策定に充てるため、通常では就任 2 年目から 6 年目までのインフラ計画を策定する。同計画は国家インフラ計画（Programa Nacional de Infraestructura：PNI）と呼ばれ、分野別の投資額目標が定められるだけでなく、当該期間に実施する重要なインフラプロジェクトリストも策定される。

過去 2 政権の PNI をみると、フェリペ・カルデロン政権の PNI2007-2012 は、フォックス前政権の実績を 50%上回る 2 兆 5,320 億ペソ（2007 年ペソ価格，当時のドル換算で約 2,317 億ドル）の投資計画を策定、国が主体となって行うエネルギー部門のインフラ整備に加え、民

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

間資本も活用するかたちで道路や通信などにおけるインフラ投資を拡大させた。エンリケ・ペニャ・ニエト現政権の PNI2014-2018 は、前政権の 2.3 倍に及ぶ 7 兆 7,505 億ペソの必要投資額を計上し、官民合わせて 743 のプロジェクトを盛り込んでいる。

表3　国家インフラ計画（2007-2012）分野別投資額

（単位：10億ペソ，100万ドル）

分野	ペソ建て（10億ペソ）		ドル建て（100万ドル）	
	投資総額	うち民間資本	投資総額	うち民間資本
非エネルギー部門	**951**	**554**	**87,023**	**50,695**
道路	287	128	26,262	11,713
鉄道	49	22	4,484	2,013
港湾	71	55	6,497	5,033
空港	59	27	5,399	2,471
通信	283	264	25,896	24,158
上下水道	154	46	14,092	4,209
灌漑・洪水対策	48	12	4,392	1,098
エネルギー部門	**1,581**	**0**	**144,672**	**0**
電力	380	0	34,772	0
炭化水素資源開発	822	0	75,218	0
石油精製・ガス・石油化学	379	0	34,681	0
合　計	**2,532**	**554**	**231,694**	**50,695**

（注）投資額は2007年のペソ価格。ドル建ては同年の期中平均レート（1ドル＝10.9282ペソ）でドル換算したもの。電力は民間投資が許されている自家発電を除く。

（出所）Presidencia de la República, *Programa Nacional de Infraestructura 2007-2012*

表4　国家インフラ計画に基づく分野別必要投資額

（出所：2014年価格100万ペソ，100万ドル）

分野	必要投資額								
	公的部門					民間部門		官民合計	
	連邦政府	公営基金	州政府	市長村	小計	ペソ建て	ドル建て	ペソ建て	ドル建て
運輸・通信	476,921	64,667	16,388	0	557,976	762,133	57,336	1,320,109	99,312
エネルギー	2,833,947	0	0	0	2,833,947	1,063,955	80,042	3,897,902	293,241
水利用（上下水道）	265,697	29,491	63,382	11,606	370,176	47,580	3,579	417,756	31,428
医療	59,616	10,919	1,203	0	71,738	1,062	80	72,800	5,477
都市開発・住宅	981,201	0	0	0	981,201	879,539	66,168	1,860,740	139,984
観光	61,159	0	7,880	0	69,039	112,203	8,441	181,242	13,635
合　計	4,678,541	105,077	88,853	11,606	4,884,077	2,866,472	215,646	7,750,549	583,077

（注）投資額は2014年のペソ価格。ドル建ては同年の期中平均レート（1ドル＝13.2925ペソ）でドル換算。

（出所）Presidencia de la República, *Programa Nacional de Infraestructura 2014-2018*

ペニャ現政権の PNI のカルデロン前政権との大きな違いは、①前政権では盛り込まれなかった医療、都市開発・住宅、観光の 3 分野の投資計画が加えられていること、②エネルギー分野に民間資本の活用を想定していること、の 2 つだ。②については、現政権下で 2013 年末に憲法改正を伴うエネルギー改革が実現し、炭化水素資源開発や公共電力発電に民間企業が参画できることになったことが反映されており、画期的といえる。民間資本の活用によりエネルギー分野の必要投資額は、前政権比 87.6%増に及ぶ 3 兆 8,979 億ペソ（約 2,932 億ドル）

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

が想定されている。2014 年 12 月には、石油開発の民間開放第 1 弾となる通称「ラウンドワン」を開始し、2015 年 12 月までに 3 回に分けて 44 鉱区の入札プロセスが公示され、2015 年 12 月までに 30 鉱区で落札者が決まっている。現政権は、運輸・通信、水利用（上下水道）の分野でも投資額を増加させる計画である。運輸・通信部門では、旅客鉄道の整備など前政権比 34.0%増の 1 兆 3,201 億ペソ（約 993 億ドル）の投資額を見込み、水利用の分野では同 57.1%増の 4,178 億ペソ（約 314 億ドル）の投資額を見込んでいる。

しかし、2014 年後半以降、原油の国際価格が低下したことにより、税収の 3 割強を石油収入に依存するメキシコ政府は、2015 年以降の投資計画を見直さざるを得ない事態に陥った。政府は 1 月 30 日、2015 年度予算を 1,243 億ペソ削減する歳出削減策を発表、その中で投資分野での削減項目としてユカタン半島旅客鉄道計画の中止、ならびにメキシコ市～ケレタロ間高速鉄道計画の無期限延期が発表された。原油価格は 2 月以降、幾分か持ち直してはいるものの、2015 年 1-10 月のメキシコ産原油の輸出平均価格は 45.62 ドルであり、前年同期比 50.1%下落している。原油価格の低迷が続けば、政府のインフラ投資計画に大きな影響が出ることは避けられないだろう。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

2. オペレーション上の課題と対応策

(1) 外資規制と会社設立

① 国際的位置付け

世界銀行が 2015 年 10 月末に発表したビジネス環境調査（Doing Business 2016）によると、メキシコの起業（会社設立）の容易さに関するビジネス環境順位は 189 カ国中 65 位であり、主要新興国の中ではマレーシア、ロシア、チリに次いで高位である。

表　主要新興国の起業の容易さに関するビジネス環境比較

国名	都市	順位（注1）	所要手続数	所要日数（暦日）	費用（注2、%）	最低資本金（注3、%）
マレーシア	クアラルンプール	14	3	4	6.7	0
ロシア	モスクワ	41	5	12	1.2	0
チリ	サンティアゴ	62	7	5.5	0.7	0
メキシコ	メキシコシティ	65	6	6	19.2	0
メキシコ	モンテレイ	65	6	8	11.6	0
コロンビア	ボゴタ	84	8	11	7.5	0
トルコ	イスタンブール	94	8	7.5	16.6	11
タイ	バンコク	96	6	27.5	6.4	0
ペルー	リマ	97	6	26	9.8	0
ベトナム	ホーチミン	119	10	20	4.9	0
南アフリカ	ヨハネスブルグ	120	6	46	0.3	0
中国	上海	136	11	30	0.6	0
インド	ムンバイ	155	14	29	17	0
アルゼンチン	ブエノスアイレス	157	14	25	9.7	2.3
インドネシア	ジャカルタ	173	13	46.5	19.4	31
ブラジル	サンパウロ	174	11	101.5	3.7	0
ベネズエラ	カラカス	186	17	144	88.7	0
中南米・カリブ平均	―	―	8.3	29.4	31	2.8

（注1）順位は189ヵ国中の起業の容易さに関するビジネス環境の順位。
（注2）行政手数料、法令が必要と定めるリーガルフィーなど起業にかかる費用の1人当たり所得比。
（注3）最低資本金額の1人当たり所得比。
（出所）World Bank, *Doing Business 2016*

起業の容易さに関する指標の中で、メキシコが他国に比べて劣っている点は会社設立にかかる費用の高さである。所要手続数、所要日数は他の主要新興国と比べて相対的に少ない。また、最低資本金についても多くの主要新興国と同様に規制はなく、商事会社一般法（Ley General de Sociedades Mercantiles）第 62 条が資本金の価額を 1 ペソの倍数と定めている。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

② 企業設立

メキシコに進出する場合、一部の規制業種を除いて 100%による進出が可能である。現地法人、支店、駐在員事務所のいずれかの形態で進出することが可能である。

A) 規制業種

メキシコでは、一部の特殊業種を除いて 100%外資の導入が認められている。制限業種はメキシコ合衆国憲法および外国投資法（外資法、Ley de Inversión Extranjera）に規定されており、Ⅰ.国家に留保される制限業種（外資法第 5 条）、Ⅱ.メキシコ人（自然人）または会社定款に「外国人排除条項」を定めるメキシコ法人に留保される制限業種（同第 6 条）、Ⅲ.外資参加率に上限を設ける制限業種（同第 7 条）、Ⅳ.外資参加率が 49%を超える場合、外資委員会の承認が必要な業種（同第 8 条）の 4 つに分類される。

I. 国家に留保される制限業種（外資法第 5 条）

憲法 27 条第 9 パラグラフおよび 28 条第 4 パラグラフならびにそれぞれの施行法に規定する石油およびその他の炭化水素、憲法 27 条第 6 パラグラフおよび 28 条第 4 パラグラフに規定する国家の電力系統の計画・管理・（公共網としての）送配電、原子力エネルギー、放射性鉱物、電報サービス、無線電信サービス、郵便、紙幣発行、貨幣鋳造、港湾・空港・ヘリポートの管制・管理・監督、その他適用法が明確に定める分野。

II. メキシコ人（自然人）または会社定款に「外国人排除条項」を定めるメキシコ法人に留保される制限業種（外資法第 6 条）

・開発法に基づく開発銀行
・適用法明確に示される専門・技術サービス提供
・旅客・観光・貨物国内陸上輸送（宅配便サービスを除く）

III. 外資参加比率に上限を設ける制限業種（外資法第 7 条）

・10%まで：協同組合
・25%まで：国内航空輸送、エアタクシー輸送、特別航空輸送
・49%まで：爆発物・花火・銃火器などの製造と販売等（鉱・工業活動のための爆発物購入または使用および混合物の製造を除く）、国内のみ流通の新聞の印刷と発行、森林・牧畜・農業用の土地を所有する会社の T シリーズ株式、排他的経済水域漁業・沿岸漁業・淡水漁業（養魚業を除く）、港湾総合管理業（API）、海運法に基づく国内航路の水先案内港湾サービス、観光用クルーザーを除く内国海運会社（沿岸・内航路で商業用船舶操縦に従事、または港湾の建設・維持・運営に従事するもの）、船舶・飛行機・鉄道機器の燃料・潤滑油供給、ラジオおよび地上波テレビ放送（ただし、投資相手国内法で同業種に対し投資比率規制を行っている場合は相互主義として 49%を超えない範囲で同率とする。）

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

IV. 外資参加率が 49%を超える場合、外資委員会の承認が必要な業種（外資法第 8 条）
曳航、係留、用船などの港湾サービス。遠洋運輸の船舶操業に従事する海運会社。公共飛行場の認可またはコンセッション会社。幼稚園、小学校、中学校、高校、上級学校の私立学校サービス。法務サービス。公共鉄道サービスの提供と鉄道の建設・操業・管理。

商業銀行は、1999 年 1 月 19 日付の外資法第 7 条改正により外資参加率の上限が撤廃されたが、新規に子会社方式で設立する場合は、銀行法に基づき、自由貿易協定（FTA）または類似の取り決めがなされている国に居住する銀行のみ、設立が認められる。

B) 進出形態

外資系企業がメキシコに法人を設立する場合、現地法人、支店、駐在員事務所の 3 形態のいずれかでの進出が可能である。ただし、いくつかの業種は先述のとおり外資指定業種に指定されている。

現地法人は、株式会社（Sociedad Anónima：S.A.）と合同会社（Sociedad de Responsabilidad Limitada : S. de R.L.）の 2 形態がある。いずれも会社定款を変えることなく資本金を増減できる可変資本（Capital Variable：C.V.）制度を活用するケースが多い。

合同会社（S. de R.L.）は、日本の合同会社、米国のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー（LLC）に類似したものだが、在米企業の子会社としてこの形態をとる企業が多い。これは、投資先であるメキシコ現地法人が S. de R.L.であれば、メキシコ子会社に赤字が発生した場合、会計の連結により米国親会社の課税所得を圧縮することができるなどの税務効果を視野に入れる企業が多いためだ。このいわゆるパススルー課税効果は米国企業の子会社として S. de R.L.を設立した場合に適用されるものである。

メキシコで発生した赤字を日本の親会社の損金に参入する場合は支店として設立すればよいが、この支店は日本の親会社と同一法人のため、メキシコにおける活動の一切の責任を日本の親会社が負うリスクが生じる。

駐在員事務所も外国法人としての登記が必要である。メキシコでは支店と駐在員事務所を明確に区別していないが、駐在員事務所は金融機関などを除いて、メキシコで営業活動を行わず、メキシコで利益を出さない企業をみなされる。そのため、メキシコで法人所得税を支払わないが、活動は情報収集・提供、商流、物流管理などの業務に留まる。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

C) 企業設立手続き

進出形態で最も一般的な現地法人（株式会社および合同会社）の設立手順をフローチャート（図）に示した。

図　現地法人設立手続きチャート
（横に並列の手続きは同時並行可能）

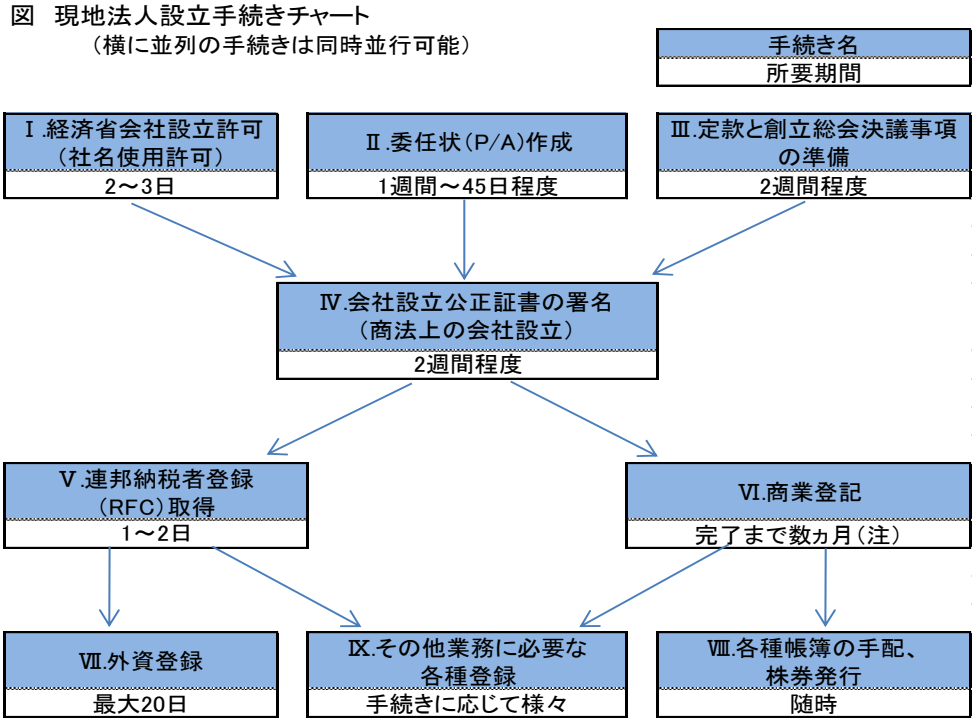

（注）登記を行う地域によってかなりの変動がある。
　　通常、登記が完了しなくても登記申請の確認証があれば以降の手続きが進められる。
（出所）ジェトロ「メキシコにおける会社設立・清算の基本」（2009年9月）等から作成

I.　社名使用許可

Ⅳ.の会社設立公正証書の作成に必要な手続き。経済省に対して行う。社名候補 3 つに優先順位を付して提出して許可を得る。使用しようとする社名が既存企業により使用されていなければ 1～2 日で取得可能だが、既に使用されている場合は前例のない社名とするか、当該名称使用会社による同意書の取得などが必要。

II.　委任状（P/A 証書）の作成

Ⅳ.の商法上の会社設立（会社設立公正証書署名）の代行をメキシコの弁護士等に委任するための書類。会社設立当事者が外国法人、またはメキシコ国籍を有しない自然人で就業許可付き在留許可証を有しない場合、自らはⅣ. に署名できないためこの委任状が必要になる。この委任状は公正証書にする必要があり、同書類の作成は通常、在外のメキシコ大使館領事部に依頼する。

自然人が委任する場合は提出書類が少なく準備期間を含めて 1～2 週間で公正証書謄本を受領できる。また、委任者（会社設立に必要な発起人 2 名）がメキシコへ出張してメキシコの公証人の面前で委任状を作成することもでき、この場合はメキシコ大

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

使館領事部に依頼をする必要がない。ただし、委任者である 2 名がこの現地法人の最初の株主となる。

外国法人が委任する場合、提出書類の点数が多く、スペイン語訳やアポスティーユ認証が必要になるため準備期間を含めて 2 カ月程度の時間を要する。

III. 定款と創立総会決議事項の準備

商法上の会社設立を公証人に依頼するに際して、上記Ⅰ.、Ⅱ.に加えて会社設立公正証書の中核部分を成す定款のドラフトと会社設立当初の資本構成や役員構成、会社代表権授権などの創立総会決議事項の内容を確定して提出する必要がある。会社定款には「外国人排除条項」、または憲法第 27 条第 1 項の「自国政府の保護を求めない」の条項（カルボ条項）を盛り込む必要がある。

IV. 会社設立公正証書の署名（商法上の会社設立）

会社設立（契約）の公正証書化を担当する公証人は、上記Ⅰ.～Ⅲ.の知る意の提出を受けた後、当該会社設立契約の合法性、当事者の資格といった必要事項を審査し、問題がないと判断した場合はそれらを盛り込んだ会社設立公正証書（Escritura Constitutiva）原本を作成し、当事者のそれに署名させた上、公証人本人も署名する。公正証書原本は公証人が保管し、設立された会社とその関係者には謄本（Testimonio）が発給される。

V. 連邦納税者番号（RFC）の取得

各種行政手続きや銀行口座の開設、正規インボイスの発行に必要な連邦納税者番号（Registro Federal de Contribuyentes：RFC）を取得する。新会社の RFC は、会社設立公正証書作成を担当した公証人に依頼すれば、会社設立公正証書署名当日またはその翌日には取得できる。

VI. 商業登記

会社設立契約は会社設立公正証書への署名により成立するが、それが第三者に対しても万全な効力を生じるためには商業登記が必要である。登記を欠く会社は不完全な会社であり、株主や社員の有限責任は第三者に抵抗することができず、無限責任を負わされるリスクがある。商業登記は会社の本店所在地にある登記所で行う。

VII. 外資登録

外資の参入する会社は外資法ならびに同施行規則の定めに従い、設立（外資参入）から 40 営業日以内に経済省外資局に対して外資登録を申請しなければならない。外資登録を有しない外資会社は原則として各種法律行為を有効に行うことができない。

VIII. 各種帳簿の手配、株券発行

会社組織に係る帳簿として、株主総会議事録簿、取締役会会合議事録簿、株式登録簿、可変資本会社であれば資本金増減登録簿を備え置く必要がある。合同会社の場合

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

は社員総会議事録簿、社員登録簿、必要に応じて執行役員会合議事録簿、資本金増減登録簿を備え置く。株式会社の場合は法的要件を満たす株券を発行する。

IX. その他業務に必要な各種登録

輸入を行う企業は輸入業者登録（Padrón de Importadores）や通関士の登録が必要。業務内容に応じて様々な手続きが生じる。不動産の取得や労働者の雇用などの準備も必要である。

③ 外国企業による土地所有

外国企業の土地所有は、一部規制があるものの可能である。「外国人排除条項」を有するメキシコ法人、または当該規定に言及される協約を取り決めたメキシコ法人は直接不動産を取得することができる。なお、協約を取り決めたメキシコ法人は、規制地帯（憲法第 27 条第 1 項が言及する国境沿い 100 キロメートルおよび沿岸 50 キロメートル以内の地帯）については、居住以外を目的とする場合不動産の取得は可能だが、メキシコ外務省に報告する必要がある（外資法第 10 条）。

外国法人・自然人が規制地帯以外で不動産を取得する場合、憲法第 27 条第 I 項の規定に言及される協約を取り決めた書状を事前にメキシコ外務省へ提出し、当該許可を取得しなければならない（外資法第 10-A 条）。

外国法人・自然人、および「外国人排除条項」を有しないが憲法第 27 条第 I 項の規定に言及される協約を取り決めたメキシコの会社は、規制地帯における不動産を信託方式で使用することが可能。信託先の金融機関にはメキシコ外務省の許可が必要。なお信託期間は最高 50 年で更新可能である（外資法第 11、12、13 条）。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

⑵ 知的財産権保護

① 国際的位置付け

世界経済フォーラム（WEF）が毎年公表する「グローバル競争力指数（GCI）ランキング」をみると、メキシコの知的財産権保護（Intellectual Property Protection）の順位は 140 カ国中 76 位と、CGI 総合指数ランキング 57 位に対して低くなっている（表）。主要新興国をみると、南アフリカとインドを除いて、知的財産権保護の順位が CGI 総合順位を下回っている。また、チリを除く中南米の新興国はメキシコを含めて知的財産権保護の順位が下位に位置しており、知的財産権保護に課題を抱えていることがわかる。

表　主要新興国の国際競争力比較

	順位		スコア	
	総合	知財保護	総合	知財保護
中国	28	63	4.89	3.97
タイ	32	113	4.64	3.20
チリ	35	49	4.58	4.24
インドネシア	37	48	4.52	4.26
ロシア	45	124	4.44	3.02
南アフリカ	49	24	4.39	5.41
トルコ	51	82	4.37	3.68
インド	55	50	4.31	4.21
ベトナム	56	88	4.30	3.62
メキシコ	57	76	4.29	3.80
ペルー	61	104	4.28	3.29
コロンビア	69	79	4.21	3.74
ブラジル	75	83	4.08	3.68
アルゼンチン	104	125	3.79	2.99
ベネズエラ	132	140	3.30	1.68

（注）スコアは1－7のスケールで評価され、数が大きいほど高評価。
（出所）WEF，*The Global Competitiveness Report 2015 – 2016*

② 管轄機関度

メキシコ産業財産権庁（Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial：IMPI）が産業財産権関連を、国家著作権庁（Instituto Nacional del Derecho de Autor：INDAUTOR）が著作権関連を管轄している。

③ 国際条約への加盟状況

産業財産権保護関連の国際条約では、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約（Patent Cooperation Treaty：PCT）、世界知的所有権機関（WIPO）を設立する条約、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約、国際特許分類に関するストラスブール協定、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）、外国公文書領事認証免除に関するヘーグ協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書の加盟国である。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

これら国際条約に加えて、北米自由貿易協定（NAFTA）をはじめ数多くの自由貿易協定（FTA）を締結している。これら FTA においても産業所有権に関するルールが定められており、産業財産権保護関連法は先進諸国並みに整備されている。しかし、模倣品や海賊版などの違法行為への対応は立ち遅れているのが実態である。

④ 関連法規

メキシコの知的財産権に関連する主な法規は、産業財産権法（Ley de la Propiedad Industrial）、連邦著作権法（Ley Federal del Derecho de Autor）である。メキシコにおける知的財産権関連法の歴史は古く、特許法が 1890 年に、商標商号に関する法律が 1903 年に制定された。産業財産権関連法規の根幹を成す産業財産権法は 1991 年に公布、1994 年の大幅な改定を経て現在に至っている。

⑤ 産業財産権の登録

特許権や商標権など産業財産権は、所定のルールに従って出願し、審査を受けて登録証等の交付を受けなければならない。メキシコにおける産業財産権の登録手続きは、IMPI に対して行う。

産業財産権の登録手続きに共通して適用される原則は、①公序良俗、道徳あるいは法令に反するものの登録の禁止、②先願主義、③一保護対象一出願の原則（1 つの保護対象物につき 1 つの出願）の 3 つである。

特許の出願については、日本の特許庁とメキシコの IMPI が、海外での早期権利取得を支援する特許庁間の国際審査協力の枠組みである「特許審査ハイウェイプログラム（PPH）」の試行を 2011 年 7 月に開始、2012 年 11 月 1 日から本格実施に移行している。

商標権については、2013 年 2 月 19 日に国際登録に関するマドリッド協定議定書へ加盟したため、現在は国際出願制度を活用した商標登録も可能になっている。

⑥ 海賊版、模倣品の取り締まり

メキシコでは、権利侵害品が販売されていることが明白であっても、権利所有者からの申し立てがない限り、当局は取り締まれなかったが、2010 年に刑法および産業財産権法が改正され、権利者の申し立てがなくても連邦検察庁（PGR）や IMPI など当局が自主的に取り締まることができるようになった。

しかし、産業財産権法は、「街頭や公共の場で商標権侵害品を販売する犯罪」を取り締まり

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

の対象としているが、「商業施設内で組織的にあるいは常時販売されている場合」は、従来どおり商標権者から当局への申し立てが必要になる。メキシコでは、合法的に設立された商業施設の中でも商標権侵害品が販売されていることがあるため、街頭や露天市での模倣品販売は減らせても、商業施設内での販売には取り締まりが及ばない問題がある。

また、刑法により、著作権侵害については販売だけでなく国内への持ち込み（輸入）も当局が自発的に取り締まるべき犯罪として認識されるが、商標権を侵害する犯罪行為を定義する産業財産権法は、「最終消費者に販売する行為」を当局が自発的に取り締まることのできる犯罪と定義している。従って、販売以外の流通過程での取り締まり、例えば税関による水際の取り締まりは、商標権者からの申し立てがないとできない。

メキシコの税関職員には模倣品や海賊版を押収する権限がない。税関では、貨物検査で明らかに模倣品や海賊版だと思われる貨物を発見した場合、当該貨物の輸入通関を 48 時間停止させ、権利所有者に連絡する対策を取っている。著作権や商標権の権利者は、その間に刑事手続きか行政手続きのどちらかを選択し、それぞれ PGR か IMPI を通じて貨物の差し押さえ、押収をしてもらうことになる。48 時間以内に権利者が何の手続きも取らなかった場合、貨物は通関されてしまうため、水際での取り締まり強化には課題が残る。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

⑶ 許認可・基準認証制度

① 基準認証制度

A) メキシコ公式規格（NOM）及びその他の規格

メキシコにおける基準認証制度の根拠法は、1992 年 7 月に公布された連邦度量衡標準化法（Ley Federal sobre Metodología y Normalización：LFMN）である。LFMN はメキシコ国内の規格として、以下の 3 種類を定めている。

I. NOM（Norma Oficial Mexicana）

メキシコ公式規格と呼ばれる強制規格。製品やサービスの安全性、衛生、労働、省エネ、環境保護、測定方法、情報表示（商品ラベル）など幅広い分野について履行を義務付けるものであり、製品規格の場合、輸入通関時に規格を満たしていることが求められるものと、製品販売時までに規格を満たせばよいものに分かれる。

II. NMX（Norma Mexicana）

NOM とは異なり強制規格ではなく、業界団体等が定める任意規格である。NOM と同様、幅広い分野を対象とする。同分野で NOM が存在する場合、強制規格である NOM よりも緩やかな NMR というものは存在しない。任意規格ではあるが、強制規格である NOM の中でさらに細かい特定分野の NMX の遵守を義務付けている場合、その NMX は強制力を持つ。

III. NRF（Normas de Referencia）

行政機関が物品やサービスを調達する際、当該物品やサービスをカバーする有効な国内規格や国際規格が存在しない場合、当該調達行為における参考規格として策定するもの。

規格の策定方法は、Ⅰ.の NOM については、管轄当局が「国家標準化諮問委員会（CCNN）」と呼ばれる委員会を組織し、同委員会により NOM 草案が策定される。草案は連邦官報（DOF）に公示され、60 日間のパブリックコメントの公募が行われる。パブリックコメント公募期間に CCNN に提出された意見については、CCNN がそれぞれについての見解（考慮した結果とその理由）を DOF に公示する。そして最終的に確定した NOM が DOF に公示され、定められた準備期間が経過した後に発効する。CCNN は、管轄政府当局の技術者に加え、対象分野の専門性に応じて、業界団体、民間企業、研究機関、学界、消費者の代表などが委員として招かれる。

Ⅱ. については、経済省基準局（DGN）に登録された国内 10 の国家標準化機関（OMN）、あるいは OMN が存在しない分野の規格については経済省が国家標準化技術委員会（CTNN）を組織して策定する。Ⅲ.については、調達を行う政府機関が策定する。

連邦政府組織、商工会議所、OMN、関連団体などを代表する 43 人のメンバーで構成され

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

る国家標準化委員会（CNN）は毎年、国家標準化プログラム（Programa Nacional de Normalización：PNN）を策定し、NOM や NMR、NRF の改定や新規策定作業を進めている。CNN は少なくとも 3 カ月に 1 回会合を開くが、1 年の最初の会合において、分野別に組織された 24 の CCNN、35 の CTNN、9 の OMN、NRF 策定のための 2 の標準化委員会（CN）から情報を提供してもらい、古くなって時代に合わなくなった規格や適用において不都合を生じている規格の改定計画及び新規格の策定計画も含まれる PNN を策定する。また、第 1 回会合に間に合わなかったものの、早急に見直しや新規策定の必要が認められる規格については、6 月までに CNN が PNN の補遺として盛り込むことができる。

なお、全ての NOM は、最低 5 年に 1 度は見直す必要がある。当該 NOM 発効後 5 年が経過した日から 60 日以内に管轄政府機関は当該 NOM を既存の内容で継続するか、変更するか、NOM を廃止するかを CNN の事務局としての経済省基準局（DGN）に通知する必要がある。

B) 適合性評価（PEC）

NOM の対象となる財やサービスについては、当該財やサービスが NOM で定められた基準を満たしているかどうかの評価を実施し、認証を得る必要がある。このプロセスを適合性評価（PEC）と呼ぶ。PEC に関連する機関は以下の 4 種類がある。

I. 認証機関（Organismos de Certificación）
NOM の基準を満たしている認証を与える第 3 者機関であり、業界団体や研究機関、学界の代表等も参加している。

II. 試験ラボ（Laboratorio de Prueba）
NOM や国際規格の基準を満たしているかどうかを確認するための試験を実施する機関。食品、電気・電子、金属・機械、化学などの分析・試験ラボがあり、DGN あるいはメキシコ認定機関（EMA）による認定を受けなければならない。NOM がラボにおける分析を要求する場合、ラボの試験結果をＩ.の認証機関に提出する必要がある。

III. 校正ラボ（Laboratorio de Calibración）
測定器の測定結果の標準器との差（ずれ）を測定することにより、共通の測定の基盤を作る行為である校正を行う機関。試験ラボ等で用いられる測定器は指定校正ラボの校正を定期的に受ける必要がある。

IV. 検証機関（Unidad de Verificación）
認証機関が認証を与えるに際し、特定分野における必要な検査や検証を行う機関。

なお、PEC において、認証機関や試験ラボが外国の認証機関やラボと相互認証協定（Acuerdo de Reconocimiento Mutuo：MRA）を締結することにより、外国の適合性評価結果や試験結果を国内で自らが行ったものと同等として採用することができる。また、以下の 3 つの NOM

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

に関しては、米国及びカナダの指定認証機関による米国及びカナダの認証が NOM 認証と同等と看做さる。英語やフランス語で書かれたものであれば、外国の証明書が国内の NOM 認証として通用し、国内の認証機関による再認証を必要としない。

表1　メキシコ公式規格（NOM）と米国・カナダの規格の同等性

NOM	対象	米国	カナダ
NOM-001-SCFI-1993	家庭用電子機器	ANSI/UL 60065, UL 6500	CAN/CSA-C22.2 No. 60065/2003 + Amendment 1: 2006
NOM-016-SCFI-1993	事務用機器	ANSI/UL 60335-1	CAN/CSA-E60335-1/4E-03 (R2007)
NOM-019-SCFI-1998	データ処理機器	ANSI/UL 60950-1 (Ed. 2 Mar 27 2007)	CAN/CSA-C22.2 No. 60950-1-07 Second Edition

（出所）2010年8月17日付官報公示経済省令

表2　NOM認証と同等と認められる米国・カナダ認証機関

米国	カナダ
Intertek Testing Service NA, Inc.	Canadian Standards Association (CSA International)
TUV Rheinland of North America, Inc.	Intertek Testing Services NA, Ltd.
Underwriters Laboratories, Inc.	Underwriters Laboratories of Canada

（出所）表1と同じ

C) 輸入通関時の対応

いくつかの NOM は、対象品目を輸入する場合に輸入時に NOM の履行を義務付けている。輸入時に NOM 履行が義務付けられる品目については、「経済省が貿易に関する規則や基準を定める省令」（経済省貿易細則）の別添 2.4.1（通称「NOM 省令（Acuerdo NOMs）」）に、関税分類（HS）コード別に履行が義務付けられている NOM のコードなどが記載されている。NOM 省令をみれば、輸入しようとしている品目の HS コードを基準に、履行が義務付けられる NOM が存在するかどうか、存在する場合はその NOM が何かを調べることができる。NOM 省令はメキシコ経済省の以下の URL からダウンロードできる。

http://www.siicex.gob.mx/portalSiicex/SICETECA/Reglas/Reglas%20SE%202012.htm

NOM 対象品目を輸入する場合、管轄政府当局や認証機関が発行する NOM 認証の証明書を輸入申告書に添付する必要があるが、以下の場合など輸入後に第 3 者に販売しないようなケースでは証明書の添付が免除される。　なお、下記を理由に NOM 履行なしで輸入する場合、事前に輸入者が特定の輸入申告コードで輸入申告し、必要に応じて宣誓書などを輸入申告書に添付する必要がある。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

(1) 旅具として通関する場合
(2) 引越し荷物として通関する場合
(3) 見本品やサンプルなど商品と看做されない場合
(4) 国境地帯の住民が自らの消費用として通関する場合
(5) 大使館や国際機関が外交特権を用いて輸入する場合
(6) 研究・教育機関や大蔵公債省に認められた寄付の受益団体
(7) 輸入者自らが利用するために輸入する場合（自動車やライターを除く）
(8) 輸入者が自らの専門サービスに用いる、輸入者が自らの製造プロセスの過程で部品・原材料として用いる、他の専門業者が自らのサービスや製造プロセスで利用するために用いる、輸入後に小売販売のために再包装する場合（情報表示規格の免除）
(9) 輸入申告額が 1,000 ドル以下であり、同じ輸入者によって 7 日以内に 2 回以上輸入されることが無い場合
(10) 一時輸入品、国際展示会出展品（非買目的）、免税店販売用品、保税転送品、保税区において加工・製造・修理されるもの、戦略的保税区域（RFE）向け貨物
(11) NOM 履行を証明するための試験用サンプル輸入の場合
(12) 専門性が極度に高い情報処理機械の場合
(13) 一時輸出品を再輸入する場合
(14) バルク商品の場合
(15) 国境地帯の居住者による輸入品で国境地帯にとどまる場合
(16) 製品安全規格対象の電気・電子機器のうち、使用電圧が 24V 以下の場合

(7)については、例えば、工場設備として日本から産業用モーターを輸入する場合、メキシコでは三相かご型誘導モーターについては NOM-016-ENER-2010 という省エネ規格が存在し、一部の日本製のモーターは同規格を満たしていないが、輸入者が自らの工場で工場設備として用いるのであり、第 3 者に販売する目的で無い場合は、そのことを宣誓することによって規格を満たさないモーターでも輸入することは可能である。

また、食品や化粧品などの情報表示（商品ラベル）規格の NOM については、輸入者は以下の選択肢を採ることができる。

(1) 対象 NOM に適合した情報表示（商品ラベル等）を付けた商品を税関当局に提示し、通関の際に税関吏の確認を受ける。
(2) 指定検証機関（Unidad de Verificación）に予め商品ラベルや包装のサンプルを送付し、同機関に「適合証書」を作成してもらい、同証書を輸入申告書に添付する。
(3) 指定検証機関でもある総合保税倉庫業者で商品ラベルを添付することを宣誓し、同保税倉庫でラベルを添付する。
(4) 輸入通関後に特定の住所において商品ラベルを添付し、指定検証機関の検査を受けることを宣誓したうえで通関する。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

(4)の選択肢を採用すれば、輸入通関後に輸入者の自社倉庫で商品ラベルを添付することも可能になるが、以下の条件を満たさないと実施できない。

I. 輸入業者登録を取得して 2 年以上の歴史がある
II. 直近の 12 カ月間に 10 万ドル以上の輸入額がある
III. 輸入通関後 15 日（暦日）以内に商品ラベルを添付する（ラベルを添付する商品が 1 万点以上に及ぶ場合は 40 日以内となる）
IV. 事前に大蔵公債省が定めた輸入申告コードで申告する
V. 輸入者の宣誓文書、輸入者と指定検証機関が締結した検査契約書コピー、指定検証機関が発行する検査申請書（オリジナル）の 3 文書を輸入申告書に添付する

D) 衛生登録（Registro Sanitario）

保健法（Ley General de Salud）に基づき、医薬品、医療機器、農薬、肥料をメキシコで販売する場合、連邦衛生リスク対策委員会（COFEPRIS）における衛生登録（Registro Sanitario）が必要となる。COFEPRIS に対する医薬品や医療機器の衛生登録は、以前は COFEPRIS の予算や人員の不足により遅れがちだったが、近年は第 3 者認証機関による事前技術審査の導入や医療機器分野における米国、カナダ、日本の薬事登録制度に対する同等性認定などが進み、以前と比べると迅速な登録がなされるようになっている。農薬については、最大残留基準（MRL）に欧米の基準は採用できても日本の基準が採用できないなど、日本で開発された農薬に不利な状況が一部存在する。ここでは、日本からの輸入が比較的多い医療機器分野における衛生登録手続について説明する。

I. 手続の概要

メキシコで医療機器を製造・輸入・販売しようとする企業は、「保健一般法」第 376 条、「保健関連製品・素材に関する規則」第 82 条に基づき、保健省に対して製品ごとに「衛生登録」（Registro Sanitario）を行う必要がある。「衛生登録」の有効期間は 5 年間であり、5 年ごとに更新する必要がある。「衛生登録」手続は、外国製造品の場合、輸入販売者が登録申請を行う必要がある。外国製の医療機器の場合、衛生登録申請の行政手続コードは「COFEPRIS-04-001-B」（通常審査レーンのコード、後述する低リスク医療機器の登録と同等性認定省令を活用した登録手続は最後のアルファベット記号が異なる）であり、COFEPRIS の窓口及び統合サービスセンター（CIS）で受け付けている。窓口の受付時間は、月～金曜日の午前 8：30～14：00 まで。

衛生登録申請者は保健省に対し、所定申請フォームの該当する欄に申請者や製造者、製品の情報を記入して提出（オリジナル 1 部、コピー1 部）するとともに、以下の情報や資料を保健省に提出する必要がある。

(1) 製品の安全性・機能性を示す科学技術的情報

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

(2) メキシコ公式規格（NOM）に沿った製品表示（スペイン語）の案
(3) 取扱説明書、マニュアル（スペイン語）
(4) 製造プロセスを説明する資料
(5) 構造、素材、部品や機能を説明する資料
(6) 製品仕様を証明する研究所の検査証明書
(7) 必要な場合は、参考書籍・論文
(8) 特定品目については NOM が要求する資料
(9) 原産国の衛生当局が発行した「Certificate of Free Sale」（自由販売証明書）、もしくは同等の証明書
(10) 当該製品の輸入販売者がメキシコにおいて外国製造者を代表することを、製品原産国の法的手続に基づき公認した書状。メキシコにおける輸入業者が外国製造者の子会社である場合で、且つ輸入業者の在外工場で製造された製品を輸入する場合は必要ない。
(11) 製品原産国の衛生当局が発行した適性製造規範（GMP）証明書
(12) 製品製造者により発行された製品分析証明書のコピー。会社のレターヘッドを用い、品質管理責任者のサインが入っていなければならない。
(13) 保健関連製品を扱う事業所（輸入販売業者）としての営業通知のコピー
(14) （輸入販売業者の）衛生管理責任者の指名通知書コピー

上記必要書類のうちスペイン語以外の言語で書かれたすべての文書は、公認翻訳家（Perito Traductor）によりスペイン語に翻訳される必要があり、公文書についてはアポスティーユ認証が必要になる。登録する医療機器が外国製のものと仮定した場合、上記(1)～(14)の提出書類のうち、外国の輸出者は(1)、(3)～(12)を揃えておく必要がある。(2)は一義的に輸入販売側が作成するが、輸入者の求めに応じて表示に必要となる情報を輸出者が提供する必要がある。(13)と(14)は輸入側が揃える。(9)については、日本の場合、当該製品が日本で製造販売を承認、あるいは認証されていることを示す厚生労働省発行の証明書が相当する。(11)については、日本の場合、「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（QMS 省令）」に基づく QMS 認証が相当する。(12)など公文書以外の書類を外国でも法的に有効なものとするためには、外務省の「領事局領事サービス室証明班」という部署に必要とされる書類を持ち込み、証明印を押してもらい、「For legalization of the foreign Consul in Japan」と記載してもらう。その後、メキシコ大使館の領事部(Consul)で在京メキシコ領事のサインを取得すれば、上記書類が法律上正式書類として認められたことになる。(13)については、「保健関連製品・素材に関する規則」第 82 条に基づく営業通知を当局に提出した際に、同写しに当局の受領印を押して返してもらったものをコピーして提出する。(14)については、(13)の通知を行う企業が必要な手続きであり、営業開始時に衛生責任者を指名し、届け出る必要がある。(13)と同じフォームの所定欄に責任者のデータを記載して提出するが、そのコピー(当局受領印付）を衛生登録時にも提出する。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

II. 低リスク医療機器の衛生登録手続

保健省は 2011 年 12 月 31 日付官報で保健省令を公布し、2012 年 1 月 1 日から衛生リスクが低い医療機器や関連素材の衛生登録手続きに関する必要書類の数を大幅に削減した。これらの機器の衛生登録に際して必要となる書類は、(3)-①-D)- Ⅰ.で述べた通常の必要書類のうち、原則として(2)の製品表示案と(13)及び(14)の営業通知と指名通知書のコピーに加え、衛生登録（新規・更新・変更）に係る連邦行政手数料の支払いを証明する書類のコピーのみとなる。ただし、外国製品の場合は、(10)の書類が必要になる。

法定審査期間は 30 営業日（省令第 2 条）であり、「保健関連製品・素材に関する規則」第 179 条で定められたクラス I（従来のリスク分類で最も低リスク）の医療関連素材に対する法定審査期間と変わらない。

III. 同等性認定省令に基づく衛生登録

カルデロン前政権（2006 年 12 月～2012 年 11 月）は規制緩和を政権の重点政策と位置付け、2010 年 9 月 3 日付官報で公示した保健省令に基づき、厳格な衛生管理体制を敷く外国の医療機器登録制度をメキシコの「衛生登録」制度と同等と認定し、同等と認定した国で登録された医療機器については衛生登録手続きを簡素化する措置を導入している。

最初に 2010 年 10 月 26 日付官報で公示された保健省令に基づき、米国及びカナダの医療機器登録制度の同等性が認定され、次に 2012 年 1 月 25 日付官報で公示された保健省令により日本の医療機器の薬事登録制度の同等性が認定された。これらの国で販売認可された医療機器の衛生登録手続きは、COFEPRIS 内に専用レーンが設置され、通常よりも簡素化された書類審査が行われている。上記省令でメキシコの衛生登録制度と同等性が認められたのは、米国の食品・医薬品・化粧品法に基づく米国食品医薬品局（FDA）の「市販前届け出制度〔510（k）クリアランス〕」と「市販前承認制度（PMA）」、カナダの食品・医薬品法と医療機器規則に基づくカナダ保健省（ヘルスカナダ : HC）の「製品ライセンス」、日本の薬事法に基づく製造販売承認制度である。なお、日本の衛生リスク分類で「一般医療機器」（クラス I）に分類される機器や、カナダの衛生リスク分類でクラス I に分類される医療機器については、両国では届出制度となっており政府当局の承認や認可を得ていないので、メキシコ政府の「同等性認定」を活用した簡素化措置は適用されない。

同等性が認められた国で登録された医療機器の法定審査期間については、リスク分類にかかわらず 30 営業日以内に短縮される。法定審査期間は申請者から不備のない完全な書類が提出された日の翌日からカウントされ、書類に不備があった場合は不足する情報が行政的な情報（企業の住所や薬事責任者の情報など）の場合には 10 営業日以内、技術的な情報の場合には 20 営業日以内に COFEPRIS から申請者に不備があった旨を通知することになる。この追加情報・説明要求通知は、通称スペイン語で“ら申請者に不備があったと呼ばれる。追加情報・説明要求があった場合は、書類不備の通知日から申請者が新たな追加情報を揃えて提出するまでの日数が法定審査期間のカウントから除かれることになる。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

同等性認定の対象となる医療機器は、米国、カナダ、日本の制度に基づき各国で販売認可された機器であり、原産国は問わない。したがって、3 カ国以外の国で製造された医療機器でも 3 カ国で販売認可された機器であれば対象となる。医療機器のメキシコでの衛生登録に際し、同等性を認める省令が定める簡素化された手続きに基づいて行うか、もしくは従来の「保健関連製品・素材に関する規則」第 179～180 条が定める通常の手続きに基づいて行うかは申請者の選択であり、義務ではない。

＜米国、カナダとの同等性認定に基づく必要書類＞

2010 年 10 月 26 日付官報で公示された保健省令の第 3 条に基づき、米国 FDA やカナダ HC の認可を受けた医療機器の衛生登録に際しては、(3)-①-D) - I .で述べた必要書類の(2)、(3)、(10)、(12)、(14)の提出は必要だが、それ以外については原則として以下の情報のみが求められる（放射線機器や診断用キット、コンドーム等の特殊品を除く）。

i. 商品名
ii. 一般名称（存在する場合）
iii. 医療機器の説明と用途
iv. 構造、部品構成、原材料、機能（該当する機器の場合のみ）、化学成分構成（同左）
v. 最終製品の特性
vi. 製造プロセスの概略・ダイアグラム
vii. 殺菌方法（該当する機器の場合のみ）
viii. 無毒性あるいは生体適合性試験の概要（該当する機器の場合のみ）
ix. 使用期限、安定性保証試験の概要（該当する機器の場合のみ）
x. 包装（一次、二次）の特性
xi. 商品説明資料、製品コード、モデル番号、前臨床試験、臨床試験の概要と同結果（該当する機器の場合のみ）
xii. 参考書籍・論文の例証（存在する場合）

上記の情報に加えて、米国、カナダの衛生当局による販売認可が確実に行われていることを証明する以下の書類を提出する必要がある。

米国の FDA の認可を受けた医療機器の場合は、以下の書類を併せて提出する。

a) FDA の対外国政府輸出衛生証明書（オリジナルとコピー）
b) FDA による直近の製造施設査察報告書
c) 当該医療機器のクラス分類を承認する FDA 文書のコピー
d) 直近の市販後監視報告の概要あるいは確認書（FDA の分類でクラス I は必要なし）

カナダの HC 認可を受けた医療機器の場合は、以下の書類提出が必要となる。

a) HC が企業に対して発行した製品ライセンスのサーティファイド・コピー

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

b) 関連公式規格（CAN/CCO-ISO 13485:03）を満たすことを証明する書類のコピー
c) ISO 17021 を満たすことを証明する書類のコピー
d) B の認証を行った審査機関に対する HC による機関認定書のサーティファイド・コピー

＜日本の薬事登録制度との同等性認定に基づく必要書類＞

日本で薬事登録された医療機器に関しては、米国やカナダに比べても必要書類は少なく、2012 年 1 月 25 日付官報公示省令に基づき、原則として以下の書類のみが求められる。

i. 2011 年 1 月 28 日付官報で公示された申請フォーマット（必要事項を記入し、連邦行政手数料の支払い証明書を添付する必要がある）
ii. 保健関連製品を取扱う事業所（輸入販売者）としての営業通知（あるいは最新の改定）
iii. 登録認証機関が発行した認証書（「認証」対象機器の場合）、もしくは厚生労働省が発行した承認書（「承認」対象機器の場合）。ただし、認証書や承認書だけでなく、申請の際に提出した申請書の中から以下の情報が分かる書類を併せて提出する必要がある。
    a. 製品名称
    b. 使用目的
    c. 原材料及び部品構成（該当する場合）
    d. 安定性（該当する場合）
    e. 滅菌時間（該当する場合）
    f. 包装（一次、二次）に関する情報（該当する場合）
iv. 輸出用医療機器製造届書（上記の a.～f.の項目とメキシコで販売される製品コードがアクセサリ等のコードも含め、明記されていなければならない）
v. 販売証明書（原本、日本で当該製品が製造販売承認・認証されていることを示す厚生労働省発行の証明書、製品名称と製品コードの記載が必須）
vi. 当該製品の輸入販売者がメキシコにおいて外国の製造者を代表することを、製品原産国の法的手続に基づき公認した書状（原本、メキシコにおける輸入業者が外国製造者の子会社である場合、輸入業者の在外工場の製品を輸入する場合は必要ない。
vii. メキシコ市場で販売するための商品ラベル・表示案
viii. メキシコ市場で販売するための取扱説明書、マニュアル

IV. 民間認証機関による事前認証制度（第 3 者認証制度）

保健一般法第 391 条 BIS は、「第 3 者認証機関が提供した情報、事実確認、技術的提言を基に認証、許可、その他のあらゆる文書を発行することができる」と規定しており、医療機器の衛生登録手続においても、第 3 者認証機関による事前技術審査を利用することが以前から法的には可能であった。保健関連製品・素材に関する規則の第 179 条は、第 3 者認証機関による事前審査で当該製品の安全性と有効性が判定されている医療機器につい

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

ては、15 営業日以内に登録を承認すると規定している。第 3 者認証機関の事前判定付の衛生登録審査の場合、通常の審査期間（クラス I で 30 営業日、クラス II で 35 営業日、クラス III で 60 営業日）よりも法定審査期間はかなり短縮される。

しかし、2012 年までは第 3 者認証機関の認定がなされていなかったため、実際に第 3 者認証機関の事前技術審査は利用されていなかった。COFEPRIS は 2011 年 7 月 6 日に医療機器の第 3 者認証機関を官報公示し、第 3 者認証機関の認定を開始、2012 年 4 月 20 日以降、第 3 者認証機関による事前審査を受けた医薬品・医療機器の衛生登録申請の受付を開始した。2015 年 7 月 27 日時点で COFEPRIS に認定されている第 3 者認証機関は 19 機関ある。そのうち、医療機器の衛生登録の審査ができるのは 18 機関である。第 3 者認証機関による事前審査スキームは、新規登録、登録更新、登録内容変更の 3 種類の手続に用いることができる。なお、医療機器の衛生登録でこのスキームが使えるのは通常の登録手続であり、同等性認定省令を活用した手続には利用できない。

V. 衛生登録手続きにおける留意事項

2012 年 2 月 24 日に発効した日本との同等性認定省令に基づき、日本で登録されている医療機器はその原産国に関らず、専用レーンで簡素化された書類に基づく衛生登録審査が実施される。日本の専用レーンは FDA の専用レーンや一般の新規登録レーンに比べると込み合っていないため、審査は円滑に進むことが期待できる。しかし、同等性認定省令を活用した手続でも注意が必要である。日本との同等性認定省令を活用した手続でよくある書類不備や誤りの例として COFEPRIS は、①輸出用医療機器製造届出書（Export Notification）が添付されていないこと、②日本でそれぞれ別個に登録されている複数の医療機器をまとめて 1 式として登録しようとすること（日本の登録毎に同等性が認定されるため、一つに纏めることは不可能）、③公認翻訳家（Perito Traductor）による翻訳がなされていないこと、を指摘する。

衛生登録の申請には申請コードが付与され、同等性認定省令を活用する登録と一般の登録では申請コードが異なる。各審査レーンでは申請コード別に必要書類要件が決まっており、それぞれのレーンで定められた要件を満たさない場合、追加情報・説明要求（Prevención）が出されることになる。一般の衛生登録用に用意した必要書類をもって同等性認定省令を活用した衛生登録手続にそのまま利用しようとする申請者もいるとのことだが、そもそも一般の手続と同等性認定省令を活用した手続は書類要件が大きく異なるため、それぞれの代用は不可能だという。それぞれ、しかるべき審査レーンで審査されないと追加情報・説明要求の頻発を招くだけである。COFEPRIS はこの状況を審査レーンの「コンタミ」（汚染）と呼んでいる。

一般の衛生登録審査レーンでは通常、「法規面」と「技術面」の 2 側面で審査が行われる。法規面では輸入者が医療機器メーカーのメキシコ市場における代表者であることを照

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

明する書類、自由販売証明書、適正製造規範をクリアしていることを照明する書類などが求められるが、それ以外の一般手続用の必要書類は、技術面の審査に用いられるものである。同等性認定省令を活用した審査レーンでは、技術面の審査は日本で適正に行われていると予め認定しているため、法規面を中心に審査が行われる。その代わりに、日本における技術面の審査を適正に通過したことを証明する書類の提出が求められる。これらの書類は同等性専用レーンでのみ求められるもので、一般の審査レーンでは必要ない。したがって、一般の審査レーンで求められる必要書類を完全に揃えても、同等性認定省令を活用した専用審査レーンでは通用しない。同等性専用審査レーンの「コンタミ」を招くだけである。

VI. 輸入に際して必要な手続き

医薬品、診断薬、健康・医療関連製品、医療機器などを輸入する際、具体的にどの品目が輸入規制の対象となるかは、2002 年 3 月 29 日付官報で公布され、2012 年 10 月 16 日付官報で HS2012 基準により再公布された「輸出入に際し、保健省の規制を受ける商品・製品の分類、コードを定める経済省令」に HS コードと品名が列挙されている。

同省令によると、医療機器の輸入規制は、第 1 条 B 項に列挙されている品目と第 3 条に列挙されている品目の 2 種類に規制内容が分かれている。メキシコで医療機器を販売するためには、あらかじめ COFEPRIS に対し、販売する機器別の衛生登録をしておく必要がある。そのうえで第 1 条 B 項に列挙された医療機器の場合は、輸入に先立ち COFEPRIS の「輸入衛生許可」（Permiso Sanitario de Importación）が必要となるが、第 3 条に列挙されている品目については、保健関連製品・素材に関する規則の第 199 条に基づき、輸入時には当該医療機器の「衛生登録の写し」を提出するだけでよい。

上記経済省令の第 1 条 B 項に記載された輸入衛生許可が必要な医療機器を輸入する場合、実際に輸入する前に COFEPRIS に対して「輸入衛生許可」を申請し、取得しておく必要がある。「輸入衛生許可」を取得するためには、所定申請フォームの該当する欄に必要事項を記入して提出（オリジナル 1 部、コピー1 部）するとともに、以下の書類を別添する。「輸入衛生許可」取得に要する法定期間は最大 40 営業日。「輸入衛生許可」の有効期限は発効から 180 日間。

i. 事業所の衛生ライセンス（放射線関連機器の場合）、あるいは営業通知のコピー
ii. 当該医療機器の「衛生登録」のコピー（登録内容に変更が生じた場合は最新の変更登録内容を含む、また承認された表示ラベルのコピーを含む）

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

② 建設許可における留意点

A) 建設許可の取得難易度は州や地方自治体により大きな差

世界銀行が 2015 年 10 月末に発表したビジネス環境調査（Doing Business 2016）によると、メキシコの建設許可取得に関するビジネス環境順位は 189 カ国中 67 位であり、南アフリカ、トルコ、インドネシア、ロシア、ブラジル、中国、インドよりは高位だが、ベトナム、マレーシア、チリ、コロンビア、タイ、ペルーなどに水をあけられている。

表1　主要新興国の建設許可に関するビジネス環境比較
（倉庫の建設許可）

国名	順位（注1）	所要手続数	所要日数（暦日）	行政手数料（注2，%）	品質管理（注3）
ベトナム	12	9.0	381.0	1.1	11.0
マレーシア	15	15.0	79.0	1.4	13.0
チリ	24	13.0	152.0	0.6	13.0
コロンビア	38	10.0	73.0	7.2	11.0
タイ	39	17.0	103.0	0.1	11.0
ペルー	48	14.0	174.0	0.5	12.0
メキシコ	67	10.5	86.4	10.2	11.7
南アフリカ	90	19.0	141.0	1.0	10.5
トルコ	98	18.0	103.0	3.6	9.5
インドネシア	107	17.0	210.2	3.8	13.0
ベネズエラ	125	9.0	381.0	1.1	11.0
ロシア	119	19.0	263.5	1.6	14.0
ブラジル	169	18.2	425.7	0.4	9.4
アルゼンチン	173	21.0	341.0	2.6	10.0
中国	176	22.0	244.3	7.2	9.0
インド	183	33.6	191.5	26.0	11.0

（注1）順位は189ヵ国中の建設許可に関するビジネス環境の順位。
（注2）行政手数料合計の対倉庫価格比（%）
（注3）建設前、建設中、建設後に行われる検査体制の充実度。15が最高点。
（出所）World Bank, *Doing Business 2016*

建設許可取得に関する指標の中で、メキシコが他国に比べて劣っている点は、行政手数料の高さである。所要手続数は 10.5 と他国と比べても相対的に少なく、所要日数も 86.4 日と長くない。また、建築物の品質管理体制も 11.7 ポイントと悪くない。行政手数料が高くなければ、もう少し順位は上がるはずである。

メキシコの場合、建設許可はメキシコ公式規格（NOM）や州が定める法律、地方自治体の規則に従い、州政府や地方自治体が許可を出すこととなっており、倉庫や工場などを建設する場所によって許可取得の難易度は大きく異なる。Doing Business がメキシコを国際的にランク付けする際に採用しているのはメキシコ市及びモンテレイ市の建設許可取得に要する手続の数、所要日数、コストだが、両市はメキシコの他都市と比較すると、建設許可取得の難易度が相対的に高い地域である。したがって、メキシコの国全体の順位をもって、メキシコは建設許可取得が困難な国と判断するべきではないだろう。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

近年、自動車産業を中心に日本企業の進出が著しい中央高原（バヒオ地区）の諸州をみると、アグアスカリエンテス州やサンルイスポトシ州、グアナファト州の地方自治体の建設許可取得手続は、メキシコ市やモンテレイ市と比べると所要日数やコストの面でかなりハードルが低くなっている。これらの自治体では、他の新興国と比べても建設許可取得におけるハードルは低いほうとみることができよう。

表2　建設許可に関する州別ビジネス環境比較
（倉庫の建設許可）

都市名	州名	順位（注1）	所要手続数	所要日数（暦日）	行政手数料（ペソ，注2）
コリマ	コリマ	1	9	10	34,373
ｱｸﾞｱｽｶﾘｴﾝﾃｽ	ｱｸﾞｱｽｶﾘｴﾝﾃｽ	2	9	36	22,949
エルモシージョ	ソノラ	3	8	40	73,327
ﾄｩｸｽﾄﾗｸﾞﾃｨｴﾚｽ	チアパス	4	9	35	90,908
ドゥランゴ	ドゥランゴ	5	10	25	65,856
マタモロス	タマウリパス	6	11	47	41,515
サンルイスポトシ	サンルイスポトシ	7	8	37	104,449
セラヤ	グアナファト	8	13	39	33,786
カンクン	キンタナロー	9	10	58	42,114
パチューカ	イダルゴ	10	11	59	50,077
クリアカン	シナロア	11	7	48	141,535
トラネパントラ	メキシコ	12	9	43	139,749
ビジャエルモサ	タバスコ	12	13	61	49,752
ベラクルス	ベラクルス	14	9	61	134,543
プエブラ	プエブラ	15	13	37	119,333
ラパス	南ﾊﾞﾊｶﾘﾌｫﾙﾆｱ	16	12	82	56,187
ケレタロ	ケレタロ	17	12	64	120,240
テピック	ナヤリ	18	13	52	136,900
カンペチェ	カンペチェ	19	13	84	55,511
サカテカス	サカテカス	19	13	78	87,318
トレオン	コアウイラ	21	13	107	51,979
トラスカラ	トラスカラ	22	14	79	52,876
モレリア	ミチョアカン	23	14	76	75,539
メリダ	ユカタン	24	14	88	54,046
アカプルコ	ゲレロ	25	12	126	106,745
メキシコ市	連邦区	26	11	82	451,673
モンテレイ	ヌエボレオン	27	14	115	195,111
オアハカ	オアハカ	28	12	96	254,323
グアダラハラ	ハリスコ	29	14	64	285,199
ティファナ	ﾊﾞﾊｶﾘﾌｫﾙﾆｱ	30	15	77	138,677
クエルナバカ	モレロス	31	15	79	155,956
フアレス市	チワワ	32	17	88	183,923

（注1）順位は32州・連邦区の中での建設許可に関するビジネス環境の順位。
（注2）2013年時点の行政手数料の合計
（出所）World Bank, *Doing Business Mexico 2014*

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

B) 工場建設時の環境影響評価

メキシコでは生態系均衡環境保護一般法（LGEEPA）の第 28 条に基づき、特定の建設・土木工事や経済活動を行う場合、環境影響評価（MIA）を実施し、その結果を環境天然資源省（SEMARNAT）に提出して事業実施の承認を得る必要がある。鉄鋼やセメント、発電事業、化学プラントなどは MIA の対象となるが、昨今、日本企業の進出が著しい自動車産業の工場については、MIA の直接的な対象とはなっていない。なお、LGEEPA 第 31 条 III に基づき、鉄鋼やセメント等の対象事業であっても SEMARNAT の承認を得た工業団地内に工場を建設する場合、MIA ではなく事前確認報告書（Informe Preventivo）を SEMARNAT に提出し、MIA の実施要否を事前に確認することができる。SEMARNAT が MIA の実施を要請する場合は MIA が必要となるが、不要と判断されれば MIA は実施しない。

多くの自動車部品製造工場は MIA を実施する必要はないが、州政府に対し事前確認報告書を提出し、州政府の承認を得る必要がある。これは本当に連邦レベルの MIA の実施が必要ないことを州政府が確認するための措置である。地方自治体の多くは州政府と協定を締結しているため、地方自治体にとってもこの州レベルの事前確認報告書が州の承認を得ていれば、地方自治体にとっても有効なものとなる。

事前確認報告書の記載内容は、主に以下のものである。

I. プロジェクト情報
- a) プロジェクトの名称と場所
- b) 申請者（プロジェクト代表者）の一般的な情報
- c) 報告書作成責任者の一般的な情報

II. 参考情報（必要に応じて）
- a) 工事や活動で生じる排気ガス、排水、天然資源利用を規制する NOM 他の法規
- b) 工事や活動を実施する場所の都市開発計画や生態系維持計画
- c) 工事や活動を実施する工業団地の SEMARNAT による許認可

III. その他以下の情報
- a) 計画している工事や活動の概要
- b) 使用する物質で環境に影響を与えうるものの特定、及び同物質の物理的化学的特性
- c) 予想される排気ガス、排水、廃棄物の特定と排出量の推定、及びその抑制措置
- d) プロジェクトの影響が及ぶエリアの環境の記述、必要に応じて既存の排気ガス排出源
- e) 重大あるいは特筆すべき環境への影響の特定、及びその予防・軽減措置
- f) プロジェクトサイトの配置計画（工場レイアウト等）
- g) 必要に応じて、その他環境保護に資する追加的条件

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

(4) 生産・販売

① 現地生産オペレーションにおける課題

A) 現地調達の困難さが際立つ

ジェトロの「2014 年度（第 15 回）中南米日系進出企業の経営実態調査」によると、メキシコにおける進出日系企業の生産面での課題として最も回答比率が高かったのは、「原材料・部品の現地調達の難しさ」であり、68.9%の企業がこの問題を指摘した。その他に回答比率が高かった課題として、「品質管理の難しさ」（59.0%）、「調達価格の上昇」（34.4%）、「限界に近づきつつあるコスト削減」（32.8%）などがある。「品質管理の難しさ」と回答した比率は高いが、この課題は他の新興国にも共通して言えることであり、特にメキシコ進出日系企業の回答比率が際立って高いわけではない。

進出日系企業が生産面での課題として「原材料・部品の現地調達の難しさ」を挙げた比率を製造業、特に自動車産業の集積がみられる他の新興国（中国、タイ、インドネシア、ブラジル）と比べてみると、メキシコ（68.9%）が最も高い、続いてインドネシア（61.1%）、ブラジル（44.4%）、タイ（41.1%）、中国（33.4%）と続く。

図1 アジア・中南米新興国進出日系企業の生産面の課題

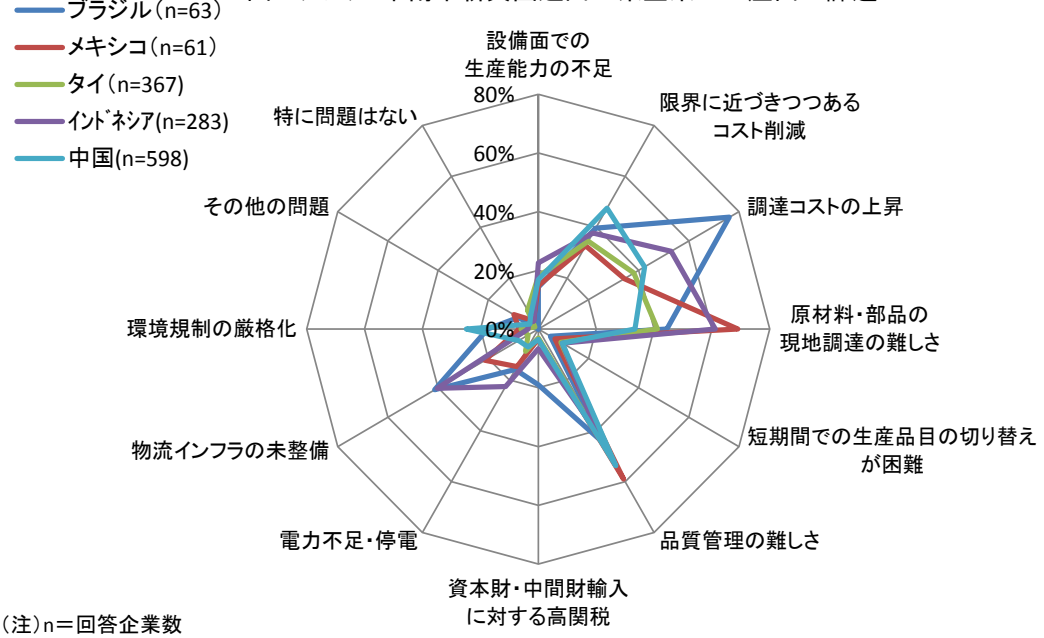

（注）n＝回答企業数
（出所）ジェトロ「第15回中南米日系進出企業経営実態調査」,「2014年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」

日系進出企業実態調査では、現地生産を行っている企業に対し、部品・原材料の地域別調達先（現地、日本、米国等）の比率を聞いている。メキシコ進出日系企業の現地調達比率の平均は25.2%であり、中国の66.2%はおろか、ブラジル（57.3%）、タイ（54.8%）、インド（48.2%）、インドネシア（43.1%）に大きく及ばない。メキシコの場合、日本からの部材調達の比率が高い（34.5%）のに加え、NAFTA 加盟国で米国の南に隣接することから、米国からの調達も他国に比べて高い（20.9%）

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

図2　中南米・アジア進出日系企業の部品・原材料調達先（地域別）

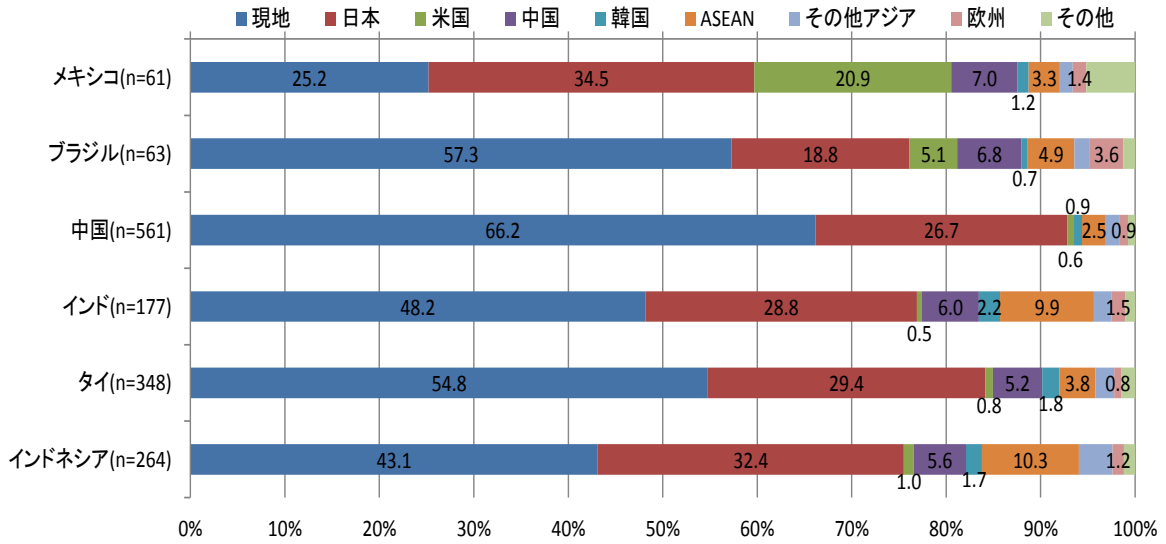

（出所）ジェトロ「第15回中南米日系進出企業経営実態調査」,「2014年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」

メキシコは世界第 7 位の自動車生産台数を誇る国だが、現時点で裾野産業は未成熟と言わざるをえない。タイなどと比べると地場の自動車部品企業の数が少なく、地場企業の品質管理レベルや生産性が総じて低いため、自動車産業のサプライヤーとしては外資に依存している。しかし、中長期的にみると、徐々に裾野が広がりつつある。

メキシコへの自動車部品企業の進出は、これまでは一次サプライヤー（Tier1）が中心であり、Tier2 の進出は稀であった。相対的に組立工程が多い完成車メーカーや Tier1 と異なり、素材加工が中心となる Tier2 の生産工程は資本集約的であり、メキシコに比較優位がある人件費のメリットを活かしにくい。コストが下がらない中で進出を実現するためにはある程度まとまった生産量（受注量）が必要だが、これまでは日系サプライチェーンにそこまでのボリューム感がなかった。しかし、最終的に日産は 1 社で 120 万台の生産能力を目指しており、マツダやホンダも加えると日系だけでもボリューム感が出てきた。そのため、2012 年以降は金属加工、ボルト・ナット製造、熱処理、金型製造など Tier2 や Tier3 の分野まで日系企業の投資が広がっている。その中には、今までは少なかった中小企業の対メキシコ投資もみられている。

Tier1 から Tier2、Tier3 へ、自動車産業の裾野は徐々に広がっているが、メキシコ自動車産業の弱点は素材産業にもある。高炉を有し、鉄鉱石から熱延鋼板まで一貫製造できる鉄鋼企業が 1 社しかなく、自動車用鋼板の調達は日本、欧州、韓国などからの輸入に依存している。産油国でありながら石油化学産業も強くない。自動車用プラスチック樹脂の多くが米国などからの輸入品である。素材産業における投資としては、新日鐵住金とイタリア・アルゼンチンの鉄鋼大手テルニウムとの合弁企業（Tenigal）や韓国のポスコが自動車用鋼板の亜鉛メッキ処理工場を建設したほか、プラスチック樹脂に添加剤を配合し、着色を施すコンパウンド

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

工程をメキシコで拡大する動きがある。また、冷間鍛造用の線材の製造後工程（圧延）をメキシコで行う投資を決めた鉄鋼メーカーもある。しかし、これらは素材製造の後工程の国産化に過ぎず、前工程を含めた素材産業全体の底上げのためには、より大きな投資額と長い期間を要するだろう。

B) サプライヤー・データベースの活用を

自動車産業のサプライチェーンを強化するため、州政府や連邦の貿易投資振興機関である ProMéxico は、自動車産業のサプライヤーとなりえる地場企業（一部外資系も含む）のデータベースを構築している。現地調達の拡大に向けては、これらのデータベースを活用して、効率的にサプライヤーの開拓を行うのも有効であろう。州政府の経済開発局や ProMéxico に探しているサプライヤーの条件等を伝えれば、それぞれの DB から候補となる企業を紹介してくれる。なお、以下の URL からヌエボレオン州、ケレタロ州、グアナファト州及び ProMéxico が所有するデータベースに掲載されている企業の名称、所在州、製造品目等の基本データの閲覧が可能。リンクが貼られている州政府あるいは ProMexico の担当者にコンタクトすれば詳細情報が手に入る。

https://automotive.promexico.gob.mx/suppliers/

また、ジェトロも 2010 年以降、メキシコにおいて現地化を目指す日系自動車メーカーまたは日系自動車部品メーカーを支援するため、鋳造、鍛造、プレス、射出成型、表面処理などのローカルサプライヤーを訪問し、そこで得られた情報をデータベース化し、進出日系企業の購買権限を有する企業の担当者に情報提供している。企業の機微な情報を含むため、以下の要件を満たす利用者にのみ ID とパスワードを付与してデータベースの閲覧を可能としている。

I. 北米、メキシコに進出済み、もしくは今後進出計画があること
II. 自動車またはそれに係る部品を製造するメーカーであること
III. 利用目的が部品の調達先を検討する目的であり、当該業務を担当する部署に配置されていること（自らの顧客開拓目的で本 DB を利用することはできない）

本データベースについての詳細や利用者 ID の申請窓口については、以下の URL を参照。

https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/mx/autoparts.html

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

② 現地販売オペレーションにおける課題

A) 販売・営業面におけるハードル

ジェトロの「2014 年度（第 15 回）中南米日系進出企業の経営実態調査」によると、メキシコにおける進出日系企業の生産面での課題として最も回答比率が高かったのは、「競合相手の台頭(コスト面で競合)」であり、58.8%の企業がこの問題を指摘した。その他に回答比率が高かった課題として、「主要取引先からの値下げ要請」（36.8%）、「新規顧客開拓が進まない」（34.2%）、「限界に近づきつつあるコスト削減」（32.8%）がある。主要新興国と販売・営業面における課題を問題視する比率を比較すると、メキシコは多くの項目において他の新興国よりも回答率が低くなっており、他の新興国と比べて同分野のハードルが高い国ではない。「競合相手の台頭（コスト面で競合）」という回答比率が高いが、これは他の新興国でも概ね高くなっているため、メキシコ固有の問題ではない。また、競争があること自体、悪いことではないため、あえてビジネス環境上の問題点と言うことはできない。

図1 アジア・中南米新興国進出日系企業の販売・営業面の課題

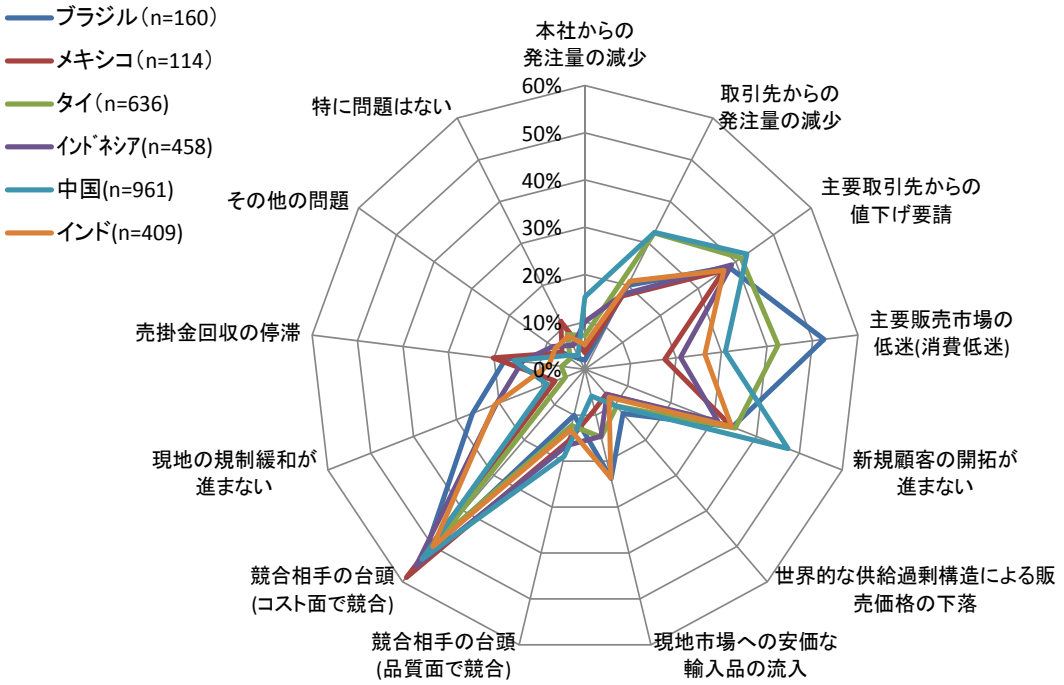

（注）n＝回答企業数
（出所）ジェトロ「第15回中南米日系進出企業経営実態調査」,「2014年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」

B) 遅れがちな代金回収

他の新興国との関係で問題視する比率が高い課題は「売掛金回収の停滞」（20.2%）であり、ブラジル（17.5%）、中国（15.6%）、インドネシア（13.8%）、インド（7.9%）、タイ（5.2%）を上回る。販売・営業面の課題を強いて挙げるのであれば、売掛金を初めとする債権回収の遅延ということができるだろう。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

メキシコ企業は、債務の支払いの時間感覚が日本企業と比べるとルーズであり、全く返さないという事例は少ないものの、支払期日には遅れがちだ。相手が大企業だからといって、支払いがしっかりしているわけではない。また、石油公社（PEMEX）や社会保険庁（IMSS）、州立病院など政府機関の支払いも遅れることが多く、対民間企業以上に代金回収に苦労することも多い。特に 2015 年は国際原油価格の下落により、PEMEX の収入が減少しており、PEMEX の支払いが大きく遅れていると報じられている。

メキシコでは与信管理も容易ではない。上場企業の数が少ないため、財務諸表が公開されている企業は少ない。取引に先立ち財務諸表の提示を求めても、実際に提示する企業は少ない。リスク回避のために取引信用保険を活用している企業もあるが、先進国と比べると保険料が高いため、一般的ではない。

債権回収対策としては、一顧客に依存し過ぎないよう顧客先を多角化する、相手の返済実績に応じて与信管理を徹底する（貸し過ぎない）など、地道な対策しかないようだ。財務諸表を出さないところには社員を派遣し、可能な範囲でヒアリング調査を実施している日系企業もある。

なお、メキシコにも Buró de Crédito や Círculo de Crédito などの信用情報機関（Sociedad de Información Crediticia：SIC）があり、契約している金融機関や割賦販売等を行う与信業者が報告する顧客（消費者及び企業）の信用情報をデータベース化している。したがって、SIC の会員企業であれば、当該 SIC のデータベースに収録された個人や企業の信用情報を知ることは可能だが、一般に広く利用できる情報ではない。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

⑸ 労働・雇用面における課題

① 労働・雇用面におけるハードル

ジェトロの「2014 年度（第 15 回）中南米日系進出企業の経営実態調査」によると、メキシコにおける進出日系企業の労働・雇用面での課題として最も回答比率が高かったのは、「従業員の質」であり、51.8%の企業がこの問題を指摘した。その他に回答比率が高かった課題として、「従業員の賃金上昇」（42.1%）、「従業員の定着率」（36.8%）、「人材（中間管理職）の採用難」（36.0%）がある。日系自動車産業の集積が進む主要新興国と販売・営業面における課題を問題視する比率を比較すると、メキシコは多くの項目において他の新興国よりも回答率が低くなっており、他の新興国と比べて同分野のハードルが高い国ではない。「従業員の質」という回答比率は他の新興国でも概ね高くなっており、インドネシア（56.3%）、中国（55.6%）、ブラジル（52.5%）はメキシコの比率を上回るため、メキシコ固有の問題とはいえない。また、従業員の賃金上昇の比率（42.1%）は、他国（ブラジル 86.9%、中国 83.9%、インドネシア 83.8%、タイ 70.2%）と比べるとかなり低い数値となっており、人件費の上昇圧力も総じて低いということができる。他国に比べてメキシコ進出日系企業の回答比率が高いのは、従業員の定着率（36.8%）ぐらいである。

図1 アジア・中南米主要国の雇用・労務面の問題点

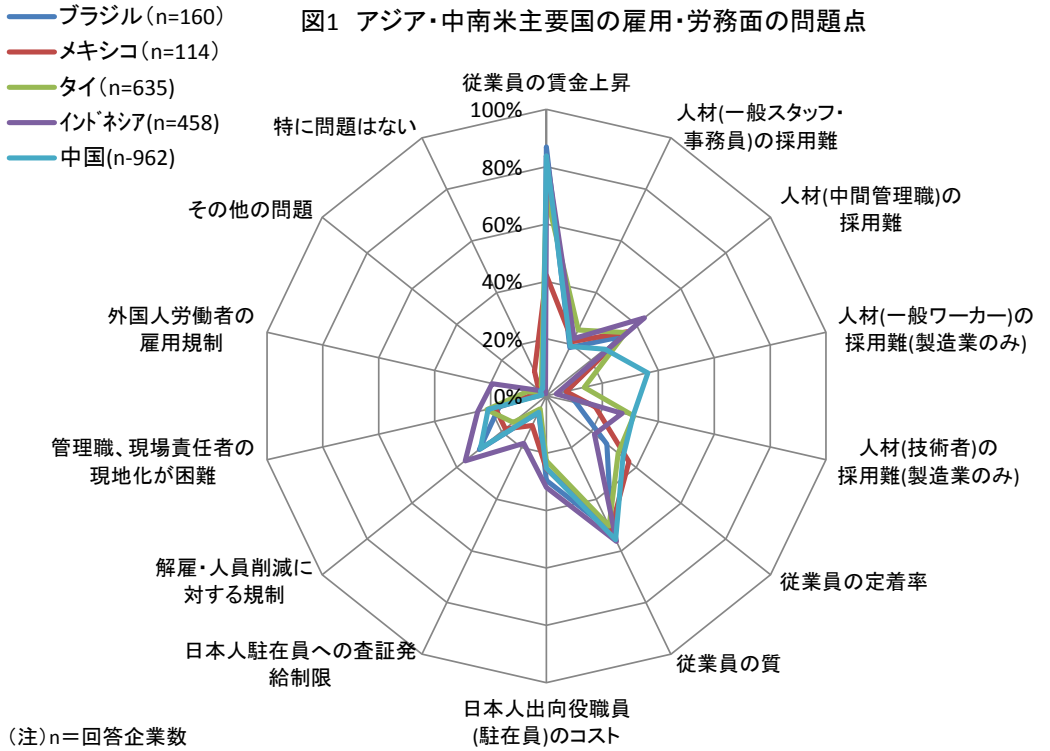

（注）n＝回答企業数
（出所）ジェトロ「第15回中南米日系進出企業経営実態調査」,「2014年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

表1　主要新興国の労働市場の効率性に関する競争力順位

比較項目	ブラジル	中国	インド	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	メキシコ	ロシア	南ｱﾌﾘｶ	タイ	トルコ
労働市場の柔軟性	**132**	**81**	**58**	**131**	**93**	**64**	**129**	**110**	**111**
労使関係における協力	129	62	86	49	46	95	140	34	112
賃金決定の柔軟性	123	73	120	112	63	27	137	111	52
雇用と解雇	137	17	25	34	94	42	138	23	78
解雇費用	68	117	70	135	101	80	29	129	124
労働者の租税負担	138	58	36	43	114	120	30	61	85
人材の効率的利用	**86**	**26**	**119**	**80**	**114**	**50**	**71**	**43**	**131**
生産性に応じた報酬	109	20	47	33	84	25	127	53	86
経営層の資質	57	55	86	32	69	85	24	46	70
有能な国内人材の留保	52	30	40	33	69	99	61	34	84
有能な外国人材の誘致	94	27	40	28	68	89	46	41	105
女性の活用	88	60	132	112	119	42	86	66	128
総合評価	**122**	**37**	**103**	**115**	**114**	**50**	**107**	**67**	**127**

（注）世界140ヵ国中の順位
（出所）世界経済フォーラム（WEF），*Global Competitiveness Report 2015-2016*

しかし、進出日系企業へのアンケート結果をもってして、メキシコの労働市場に関する評価が総じて高いということはできない。世界経済フォーラム（WEF）の国際競争力レポート[8]によると、メキシコの労働市場の効率性に関する順位は世界 140 カ国中 114 位と低位に位置している。新興国ではトルコ（127 位）、ブラジル（122 位）、インドネシア（115 位）は上回るが、中国（37 位）、ロシア（50 位）、タイ（67 位）、インド（103 位）、南アフリカ（107 位）の後塵を拝している。項目別にみると、女性の活用（119 位）、労働者の租税負担（114 位）、解雇費用（101 位）、雇用と解雇（94 位）、生産性に応じた報酬（84 位）における順位が低い。確かにメキシコの労働法体系では終身雇用が原則となっており、定年制もないため、解雇もしにくい。また、雇用主都合による解雇の際の補償金額も高い。さらに、休暇を取得すると休暇手当てが支給される、労働者利益分配金（PTU）といった労働者の生産性が全く考慮されない特別報酬があるなど、外国法人には理解しがたい制度も残っている。

② 連邦労働法における留意点

メキシコの労働法は 1931 年に連邦法として整備されて以来、改正が繰り返されてきたが、メキシコ革命の思想が色濃く残り、労働者を過度に保護する内容となっており、労働関係の流動性を著しく阻害する法律となっていた。カルデロン前政権は、政権終了間際の 2012 年 9～12 月の国会に労働法改正案を提出し、同改正案は 11 月 13 日に国会を通過、11 月 30 日に公布された。同改正により試用期間が合法化されるなど雇用形態に一定の柔軟化がみられたが、人材派遣業務の定義が厳格化されることにより派遣会社からの人材調達が困難になるなど、負の効果も生んでいる。経営者の頭痛の種である労働者利益分配金（PTU）制度に変更

[8] World Economic Forum, *Global Competitiveness Report 2015-2016*, September 2015

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

はなく、依然として問題の多い法律である。労働法の規定のうち、企業経営に際して重要な内容について解説する。

A) メキシコ人雇用義務

労働法第 7 条は労働法では全ての企業や事業所において、雇用主は少なくとも 90%のメキシコ人労働者を採用しなければならないと定めている。9 対 1 の原則を理由に労働社会福祉省が企業に罰則を課した事例はほとんどないが、法律条文としては有効であるため、当局に指摘される可能性はある。なお、執行役員（Directores）、取締役員（Administradores）、総支配人（Gerentes generales）は、90%を計算する上での母数から除外される。

B) 雇用関係

労働法第 20 条は労働関係について、「その原因がどのようなものであるにせよ、他人に従属的かつ個人的な労働を賃金の支払いを通じて提供すること」であると定義している。従属的な関係とは、会社側に仕事上の指揮命令権があり、労働者側に服従義務がある関係と解釈される。したがって、社会保険負担や退職時の補償金の負担を避けるために労働者と業務委託契約等を結んで、労働の対価としての給料の代わりに謝礼金（Honorario）またはコミッションを支払うケースがある。労働者も社会保険料をセーブできるので、この形態での契約を労働者も望むケースがあるが、労働関係を終結しようとするときに会社が訴えられることがあるため注意が必要である。指揮命令権が存在すると、労働関係を否定できない可能性がある。

C) 雇用契約

労働法 24 条は、労働組合との間の集団労働契約（労使協約）がある場合を除き、労働条件を書面で作成して雇用主と労働者が各一部ずつ保存することを定めている。労働裁判では労働者側に有利な解釈が適用されるため、解釈を巡るトラブルを避けるため、給与の支払い条件や方法、職務内容など労働条件は細かく設定しておく必要がある。

D) 雇用関係の期限

従来、雇用関係は明確な理由がない限り無期限とされていたが、2012 年 11 月末に公布された労働法改正に基づき、試用期間や期間雇用に近い雇用形態が初めて合法化された。改正労働法第 35 条は雇用関係について、「特定作業、特定期間、無期限、一時的期限で定めることができる。また、場合により試用期間または初期研修期間を定めることが可能。明確な取り決めがない場合には、無期限の雇用関係とする」と規定した。

試用期間の設定については、第 39 条 A に規定されている。無期限雇用の場合、または 180

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

日を超える雇用関係の場合、30 日以内の試用期間を定め、従業員が必要な条件と知識を備えているか確認することができる。上級管理職ならびに特殊な技術や専門職の場合、180 日まで試用期間の延長が可能だ。仮に雇用主の判断で、その従業員の適性がないとする場合には、「生産性・教育研修合同委員会」（第 153 条に定められ、従業員 50 人以上の企業が設置を義務付けられる）の意見を参考にした上で、雇用主の責任なく雇用関係を解除することができるとしている（第 39 条 A）。研修制度については、第 39 条 B に規定された。「従業員が雇用主の指揮・命令の下に業務を提供し、仕事に必要な知識と能力を獲得するもの」と定義され、期間は一般労働者が 3 カ月、管理職・専門職などは 6 カ月。試用、研修いずれの場合も、雇用契約書を締結し、社会保障上の支払い義務も定めておかなければならない。ない場合は無期限雇用とみなされる。また、試用、研修期間を連続で定めることにより期間を引き延ばしたりすることも認められず、配置転換があっても再度定めることはできない（第 39 条 D）。

期間雇用に近い形態については、第 39 条 F に規定された。無期限雇用は原則として継続的でなければならないが、特定業務の遂行や期間的要素の強い労働により就労が断続的となる場合でも無期限雇用形態を取ることができる。つまり雇用形態は無期限（終身）雇用だが、1 年のうちの特定の時期や週末のみの労働を条件とした契約が可能になる。この場合、社会保険などは無期限契約の労働者と同等の権利を有することになるが、就業期間に応じたものとなる。2012 年 11 月末の労働法の改正により、時間給に対する概念も導入された（第 83 条）。時間給の場合、1 日の就業時間（昼間の場合は 8 時間）を超える時間数の労働契約はできず、また、その給与（例えば 1 日 3 時間で契約した場合、3 時間分の給与）は 1 日の最低賃金を下回ってはならないとされる。また、労働法上および社会保険上の権利を享受することができる。

なお、メキシコに定年という概念は存在しない。高齢の従業員に辞めてもらうためには、会社都合による解雇と同じ解雇補償金（給与の 3 カ月分に加え勤続 1 年につき 20 日分の給与）を支払う必要がある。

E）従業員の解雇

労働法第 46 条から 52 条にかけて個人契約の労働者の解雇の規定が定められている。その内容は次の通り。なお、補償金の計算基準となる「給与」とは広義の給与であり、基本給に交通費やボーナスなどの福利厚生分を加えた給与を指す。メキシコでは一般的に、雇用主都合による解雇（不当解雇）における補償金を満額支払えば、労働者を解雇すること自体は難しくはない。しかし、勤続年数が長い労働者を解雇すると補償金の額が多額になるため、勤務態度や能力が雇用主の期待に沿わない労働者の場合、早めに決断をして解雇してしまった方が、コストを最小限に抑えられると言われている。

I. 労働者の責任による解雇（懲戒解雇）

労働法第 47 条の理由が証明された場合に限り、解雇補償金を支払う必要はなく、年末

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

ボーナスと取り残した休暇・休暇手当に加え、勤続手当（労働法第 162 条：最低賃金の 2 倍×12 日分×勤続年数）のみが支給される。

II. 会社都合による解雇（不当解雇）

理由の如何を問わず、「給与」の 3 カ月分に加えて勤続 1 年につき 20 日分の給与を解雇補償金として支払う（労働法第 50 条）。また、年末ボーナスと取り残した休暇・休暇手当及び勤続手当も支払う必要がある。

III.組合員の解雇

集団の労働契約における解雇（組合員の解雇）においても、解雇補償金や清算金の支払いは非組合員と同じ基準が適用される。ただし、組合が合意書にサインする必要がある。

IV.会社の倒産，工場の閉鎖・清算縮小等による解雇

工場の閉鎖や生産縮小に伴い人員の整理を行う場合は、法律により必ず最初に調停仲裁委員会に理由を通知し、解決を求めなければならない。労働法第 436 条は、採算に合わないため工場などを閉鎖する場合、もしくは会社が倒産した場合などの規定として、3 カ月分の「給料」と勤続手当（労働法 162 条，最低賃金の 2 倍×12 日×勤続年数）をもって解雇補償金とすることが定められている。しかし、実際には組合の要求を受け入れて「給与」の 3 カ月分に加えて勤続 1 年につき 20 日分の「給与」を支払う企業もある。なお、新規の機械設備や新生産工程の導入により人員を削減した場合は、労働法 439 条に基づき労働法 162 条の勤続手当に加え、4 カ月分の「給与」と勤続 1 年につき 20 日分の「給与」に相当する解雇補償金の支払いを義務付けている。

F）就業時間と時間外労働

労働法第 58 条から 75 条は労働時間や休日や残業に関することを定めている。これらの規定によると、労働時間は午前 6 時から午後 20 時までを昼間勤務と称し、午後 20 時から翌朝 6 時までの時間帯を夜間勤務とする。また、両方にまたがる場合で夜間勤務帯から 3 時間半を超えない時間帯の勤務を昼夜混合勤務とする。労働時間は昼間勤務の場合は 8 時間、夜間の場合は 7 時間、昼夜混合の場合は 7 時間半をそれぞれ超えてはならない。連続労働の場合は少なくとも 30 分の休息時間を勤務時間内に入れる。

週に 1 度は休日を設ける必要がある。日曜日を休日とせずに働かせる場合は通常日の 25%増しの給与を支払う。1 週間の労働時間の限度である 48 時間の範囲内であれば、土曜日を休ませるなどのために、労使の合意の下で 1 日 8 時間を超えて労働時間を配分することができる。

残業の規定は、労働法第 65 条から 68 条に規定されており、災害が発生した場合を除いて

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

残業は 1 週間に 3 日を超えてはならず、それぞれ 3 時間を超えてはならない。災害による残業は通常賃金と同額で支払われるが、それ以外で 1 週間に 9 時間までの残業は通常賃金プラス 100%増し（2 倍）の残業手当が支払われる。9 時間を超える場合、会社は罰則を受ける可能性があるうえ、労働者に通常賃金プラス 200%増し（3 倍）の手当を支払わねばならない。

国民の祝日は平常 7 日であり、大統領が交代する年（6 年に 1 度）は 12 月 1 日（大統領就任日）が祝日となる。これに加え、慣習的休日が 5～6 日プラスされる。休日出勤は法定休日であれ、土曜日や日曜日の出勤であれ労働法第 75 条では平常賃金の 2 倍増し（3 倍）で支払われることになっている。

G）休暇

労働法第 76～81 条で有給休暇について定めている。雇用されてから 6 カ月以上働いた労働者は、有給休暇を取得する権利がある。有給休暇は最低 6 日間で、1 年働く毎に 2 日の休暇が追加され、4 年経つと有給休暇は 12 日となる。ただし、5 年目からは勤続 5 年毎に 2 日の有給休暇が追加される。休暇は最低でも 6 日間連続で取得する必要があり、休暇を取得すると 1 日当たり給与の最低 25%に相当する休暇手当が支給される。

労働者は休暇の権利発生後、6 カ月以内に取得する必要がある。会社は各従業員に休暇証明書を手渡すことが義務付けられている。

H）賃金

賃金に関しては、主に労働法の第 82～116 条が定めている。賃金（給与）の定義は基本給プラス諸手当を含む。肉体労働者は 1 週間毎、ホワイトカラーは 15 日毎に支給される。賃金は能率が同等という条件で同一労働、同一賃金の原則が適用される。能率が同等という点に関しては、それを客観的に査定する方法が定められていないので、一般的には同一の労働に対して同じ賃金が払われなければならないとされている。メキシコでは一般的に減給することが困難だが、その法的根拠は労働法第 51 条の「労働者は減給された場合には補償金の支払いを受け退職することができる」という条項と、労働法第 5 条（禁止条項）XI 項の「同一労働であるにも関わらず、同一賃金以下の賃金を支払うこと」である。

労働者は賃金とは別に、12 月 20 日以前に最低 15 日分の給与に相当する年末ボーナスを受け取る権利を有する。

I） 労働者利益分配金（PTU）

PTU は会社の利益の 10%を労働者に分配する制度であり、株主でもない労働者に対して利益を分配することで企業収益が圧迫されるため、メキシコの労働法体系の中でも経営者にと

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

って最も評判の悪い制度の一つである。PTU は「労働者の企業利益への参加」という意味で、法的根拠はメキシコ憲法第 123 条「労働基本権」の第Ⅸ項にある。具体的な内容は労働法 117～131 条にかけて規定されている。憲法の規定及び労働法 120 条に基づき、PTU は課税所得（税引き前利益）をベースに計算され、「労働者の企業利益への参加に関する全国委員会」の 1996 年の決定に基づき、課税所得に 10%を乗じて算出されることになっている。ただし、PTU の課税ベースを算出する際には、前年度までの繰越し欠損金を利用することはできない。

分配方法は、全体の 2 分の 1 を年間労働日数に応じて全ての労働者に分配し、残りの 2 分の 1 は各労働者が受け取った賃金水準に応じて分配する（労働法第 123 条）。ただし、次のことを配慮しなければならない。

I. PTU を計算する場合の賃金は基本給を用いる（労働法第 124 条）。
II. 取締役及び執行役員は PTU の対象外（労働法第 127 条 I）。
III. 信任労働者（非組合員）の賃金は、組合員の最高額の 20%増しを上限として算定される。組合が無いところは本採用一般従業員の給与最高額の 20%増しを上限とする（労働法第 127 条Ⅱ）。
IV. 出産や業務上の傷病による就業不能日は PTU 算定の中に盛り込む（労働法第 127 条Ⅳ）。
V. 勤務日数が年間 60 日以下の労働者は PTU 対象外（労働法第 127 条Ⅶ）。

PTU の労働者への支払いは所得税支払い日（通常は 3 月 31 日）以降 60 日以内（労働法第 122 条）であり、またその日より 1 年経過しても取り立てのない金額（退職労働者などが受け取らなかった場合）は、翌年の PTU に加算される。各労働者が受け取る金額は、企業側、労働者側、同数からなる評議委員会で決定され、決定した金額は掲示される。評議委員会で合意に達しない場合は、労働監視官が決定する。労働者が異議を申し立てたときは、評議委員会が 15 日以内に結論を出す（労働法第 125 条）。

以前は会社が支払った PTU は法人所得税（ISR）の課税所得から控除できなかった（損金算入できなかった）が、2005 年以降は当該年度に支払った PTU（前年度の利益を基に分配した金額）を当該年度の課税所得から控除できるようになった。ただし、2013 年秋の税制改正に基づき、分配を受ける各従業員当たり最低賃金の 15 倍までの金額については、控除（損金算入）できる PTU の額が全体の 53%までとなってしまった。

PTU は会社の生産性向上に貢献しないばかりでなく、企業収益の変動に応じてある年度のみに多額の PTU が発生したりすることによる労使関係のトラブルや関連他社との PTU の水準の違いによるトラブルなどがあり、経営者にとっては非常に頭の痛い問題である。したがって、近年は、PTU を巡るトラブルを回避するためにアウトソーシング会社（人材派遣会社）を活用することや、人材派遣を行なう別の関連会社を自らの出資で作って労働者を同関連会社に所属させ、同関連会社に必要以上の利益を発生させない操作をすることで PTU の負担を軽減する方法を採用する企業が増えていた。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

しかし、2012 年 11 月末に公布された労働法の改正に基づき、人材派遣業務の定義が厳格化され、人材派遣業務は以下の 3 つの要件を満たすことが必要とされ、これらの条件を満たさない場合には、派遣先企業が雇用主とみなされ、社会保障などの負担義務が派遣先に発生することとなった。

I. 職場において同一あるいは総体的に類似した業務全体に適用してはならない。
II. 職務の専門性により正当化されなければならない。
III. 派遣先企業の労働者と同一または類似の職務であってはならない。

職場の労働者の 100%を人材会社から調達することや、類似の生産ラインで一部は正規雇用、一部は派遣社員というやり方をすると、派遣先企業が雇用主とみなされ、社会保障支払い義務が事業会社側に跳ね返るだけでなく、PTU の支払い義務も事業会社側に発生する可能性が高い。さらに、第 127 条 IV－BIS では、1 企業の事業所で働く者は、PTU の効力において、当該企業の一員となると規定した。当該企業の直接的な被雇用者でなくとも、PTU は分配しなければならないと解される。この改正により、人材派遣会社を併設して PTU の負担額を軽減する方法を採ることは、労働法違反と看做されるリスクが高まってしまった。

③ 労働組合との関係

メキシコの労働組合には、職種別、企業別、産業別、多様職種別など様々な組合がある。また、連合および総連合を形成することもできる。総連合の代表的なものとしてメキシコ労働者連合（CTM）、工員・農民革命的連合（CROC）、メキシコ工員地域連合（CROM）、労働者農民連合（CTC）などが有名。これらの大手の組合、連合、総連合の組合が参加して労働評議会（CT）が形成されている。頻繁なストライキなどの労働争議で経営者を悩ましているのは主に業種別の組合であり、全国鉱山冶金労働者組合（SNTMM）、飛行機パイロット組合（ASPA）、飛行機キャビンアテンダント組合（ASSA）、全国教育労働者組合（SNTE）、全国教育調整組合（CNTE）などが挙げられる。日系企業の進出が多い自動車産業や電気電子産業などには過激な組合組織がなく、北部工業州ではストライキの発生自体が稀である。

労働組合は 14 歳以上の労働者が 20 人以上いれば結成することが可能（労働法第 362 条, 364 条）だが、1 企業に 20 名いなくても外部労働者と組合を結成することができる。労働組合を結成する義務はなく、労働者が労働組合に加入しなければならないという義務もないが、過激な外部の労働組合の干渉を排除するため、自社の労働者で労働組合を結成するか、自社の労働者を外部の穏健な労働組合に加入させ、同労働組合と労働協約を締結しておく方が望ましい。なぜなら、労働法第 923 条に基づき、既に組合が存在し労働協約を締結している会社に対しては、他の組合が労働協約締結を目的に会社に対してスト予告を行ったとしても、正当なストとして受理されないと規定されているからである。

組合が結成されると、会社は組合の要求に応じて、労働法第 386～403 条に規定される労使

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

間の協定である「労働協約」（Contrato Colectivo de Trabajo）を締結する義務を負う。労働協約は 2 年毎に全面改定し、賃金条項は毎年見直す必要がある。労働協約がある場合（組合員の場合）には、個人との雇用契約を締結しなくてもよい。

組合との関係では、労働協約のほか、労働法第 422～425 条に規定される「就業規則」（Reglamento Interior de Trabajo）を定めておく必要がある。就業規則は事業所における労働者の義務的な諸規定や処罰を目的とした規則であり、労使双方の代表からなる合同委員会で作られ、署名後 8 日以内に調停仲裁委員会に寄託されなければならない。また、就業規則は印刷した上で従業員に配布され、事業所の最も見やすい場所に掲示しておかなければならない。このような手続きを踏まない限り、就業規則は法的効力を持たない。

労働組合との労働争議で代表的なものはストライキである。労働法第 440～469 条，第 920～938 条までがストライキについて規定している。ストライキは労働者が団結し、業務を一時的に停止する行為であり、過半数の労働者の同意が必要。過半数とは、会社または事業所全体の過半数の賛成であり、一部の職場の労働者が賛成でもその職場のみでのストライキはありえない。ストライキに参加する者が会社の人または財産に危害を加える時は、「非合法スト」とされ、責任者は解職処分を受ける。

ストライキが開始されるまでの手続きとしては、まず「スト予告書」が調停仲裁委員会へ正副 2 通提出される。同委員会は 48 時間以内に会社側にスト予告書を送達する。なお、同送達はスト予定日の少なくとも 6 日前に行われなければならない。ストライキ予告以降は、裁判所の判決の執行などが停止され、財産処分、不動産の占有移転もできない。調停仲裁委員会は労使の当事者を召集して調停をはかる。

過半数の欠如、目的不備、手続不備のいずれかがあった場合、ストライキは「不存在」と看做される。スト不存在の宣言請求は、会社側がストライキ開始後 72 時間以内に調停仲裁委員会に申請しなければならない。スト不存在が認められた場合、労働者は 24 時間以内に職場復帰。これを守らない場合は解雇理由となる。

労働法第 469 条によると、ストライキは、雇用者が労働者側の要求を聞き入れるか、仲裁人や仲裁委員会の裁定を聞き入れて労使が合意するか、仲裁調停委員会の最終的な裁定に従うか、いずれかによって終結する。メキシコの労働問題に詳しい弁護士事務所によると、「労使間の合意」による終結が最も多く、2 週間以上続くストは稀である。スト中の未払い賃金はスト終了後に半額支給するのが一般的慣習である。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

④ 駐在員のビザ取得手続

日本の入国管理法に相当するメキシコの法律は移住法（Ley de Migración）である。同法及び同施行規則が、外国人の入国資格、特に入国、滞在、出国について定めている。移住法 52 条は、外国人の滞在資格を大きく分けて「訪問者」、「一時的居住者」、「永住者」に分類している。細かく分けると以下の区分が導入されている。

＜訪問者＞

A) 国内で報酬を得ない訪問者（報酬を伴う活動許可なし、最長連続滞在 180 日）

B) 国内で報酬を得る訪問者（報酬を伴う活動許可あり、同 180 日まで）

C) 地域訪問者（指定国境地帯の居住者のみ、報酬を伴う活動許可なし、同 3 日まで）

D) 国境地帯労働訪問者（隣国の国民のみ、報酬を伴う活動許可有、同 1 年）

E) 人道的理由による訪問者（政治的迫害、亡命希望者など、期間不特定）

F) 養子縁組のための訪問者（メキシコと協定を締結した特定国国民のみ、手続き期間中）

＜一時的居住者＞

G) 一時的居住者（報酬を伴う活動許可有、最長 4 年、更新可）

H) 一時的居住者－学生（大学以上の場合は報酬を伴う活動許可有、在学期間中）

＜永住者＞

I) 永住者（報酬を伴う活動許可あり、無期限）

このうち日本からの出張者は A)や B)の「訪問者」（日本人の場合、滞在期間 180 日以内の訪問者でメキシコ国内企業からの報酬を受けない場合、ビザは不要）、駐在員については G)の「一時的居住者」の滞在ステータスを得る必要がある。

以前は、飛行機の機内などで配られる入国カード（FMM）に旅行者、またはメキシコで報酬を得ない本社派遣の技術支援職、などと記入してメキシコに入国した後、メキシコ国内で「資格活動の変更」手続きを行い、メキシコで報酬を得る「信任職」のステータスを取得できた。しかし、移住法第 53 条は、「訪問者ステータスでの入国者は人道的理由またはメキシコ人や定住許可を持つ外国人との家族関係などがない限り、滞在ステータスを変更できず、許可された滞在期間が終了する前に出国しなければならない」と規定し、施行規則 141 条は、「一時的居住者」ステータスに変更できるのは人道的理由の訪問者、あるいはメキシコ人またはメキシコに合法的に居住する外国人との婚姻・養子関係を持つ訪問者、などに限定している。したがって、駐在員の場合、「一時的居住者」としての滞在許可を取得してから入国する必要がある。

駐在員の「一時的居住者」滞在許可証取得までには以下の手続を得る必要がある。なお、B)の国内で報酬を得る訪問者の場合も、下記 A．及び B．の手続が必要になる。C．の滞在許可証は、訪問者カテゴリーでは入国時の FMM がその代わりとなるため不要。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

A. 就労ビザ承認手続き（Autorización de Visa por Oferta de Empleo）
B. 在外メキシコ大使館領事部における面接と署名・拇印登録
C. 滞在許可証発給手続

A. は、在メキシコ現地法人もしくはその代理人経由で国家移住庁（INM）に申請する。ビザを得る外国人の職種や報酬額などに関する情報を INM に提出する必要がある。承認までに 3 週間～1 カ月半程度（法定審査期間は 20 営業日以内）を要する。2012 年 11 月 8 日付官報で公示された「内務省・外務省によるビザ発給に関する指針」によると、雇用主は以下の情報を INM に提出する必要がある。なお、III. の雇用主登録が必ず必要になるため、外国人を雇用する企業は必ず雇用主登録を INM に対して済ませておく必要がある。その際の提出書類の 1 つとして「被雇用者とその国籍のリスト」を提出しなければならない。

I. 雇用主の ID（オリジナルとコピー、法人の場合は代表者のもの）
II. 職種、駐在期間、職場、報酬額など駐在員（ビザ申請者）が就く職に関する情報（企業のレターヘッドで印刷）
III. INM に対する雇用主登録証のコピー
IV. 駐在員のパスポートコピー

B. は、就労ビザの承認が下りた後、在日メキシコ大使館領事部など在外公館で面接を受け、署名と拇印の電子登録をした上で手数料を支払い、パスポートに入国ビザを添付してもらう。領事部の混雑度合いにより所要日数は異なる（アポ取得までに数週間を要する可能性有り）。

C. は入国ビザを取得した駐在員が実際にメキシコに入国した後に行う手続であり、INM の管轄事務所に滞在許可証（プラスチック製の ID カード）の発給申請を行う。早い場合、申請から 10 日前後で連絡があり、INM の事務所に出頭して再度署名と拇印の電子登録を行うが、その場で ID カードは即日発効されない。INM の担当事務所の繁忙度などにもよるが、メキシコ入国後の申請から ID カード現物の受領までに数カ月を要した事例もある。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

⑤ 進出日系企業の労務における主要課題とその対策

A) 高い離職率と優秀な人材の引き抜き

他の新興国と比べてもメキシコ進出日系企業が苦慮している課題としては、従業員の定着率の問題がある。メキシコでは会社に対する忠誠心があまり高くなく、出稼ぎ労働者が多く、米国側への労働者の流出も多いティファナやフアレス市などの国境都市では以前から離職率が高い問題は存在したが、中央高原諸州では大きな問題となっていなかった。しかし、昨今の日本の自動車産業の進出ラッシュに伴い、グアナファト州など一部の州では離職率の問題が顕在化している。

2012～2014 年の過去 3 年間に 100 社以上の日系企業が進出したグアナファト州では、2014 年 1 月のマツダとホンダの生産開始に合わせるように大半の自動車部品企業が採用を進めたため、求職者や新規採用者は少しでも高い給与の就職先を求めるようになり、離職率が急速に高まった。日産系列のサプライヤーの進出が盛んなアグアスカリエンテス州では、グアナファト州ほど急激に企業が増えていないこともあり、ワーカーレベルの離職率はそれほど深刻化していないが、エンジニアや管理職レベルの引き抜きの問題が発生している。

従業員の離職対策としては、地域の日系企業会のメンバーや工業団地の進出企業の集まりなどで、いわゆる「紳士協定」（拘束力の強い文書ではなく、口頭による暗黙の合意事項であることが多い）を結び、3 カ月以上勤めた労働者や管理職レベルの従業員の引き抜きを自粛し、他の日系企業で働いている労働者が求職に来た場合は所属元の人事担当者に一報して意思を確認するなどの対策を取っているところが多かった。

従業員を対象に職場環境に関するアンケート調査を実施し、職場環境や福利厚生を改善するなどの対策を取っているところもある。福利厚生の充実策としては、社員食堂の食事を充実させる対策を採っている企業が多い。また、社内で QC（品質管理）サークルや改善提案のコンテストなどを実施し、優秀なグループや労働者には日本本社や米国での研修に参加させるなどのインセンティブを導入している企業もある。

その他の対策としては、同じ職種内でも細かく段階付けした昇給表を設定し、長く働くことで徐々に給与が増えていくメリットを従業員に認識させている企業も複数あった。中には、食堂の掲示板で長く働くメリットを紹介している企業もあった。また、メキシコでは一般的に女性の方が勤勉で、シングルマザーも多いため、子供を養っていく必要性から簡単に仕事を辞めないことに着目し、女性を積極的に活用している企業もある。さらに、社内イベントなどを通じて日本人経営層とメキシコ人従業員の間のコミュニケーションを密にし、職場の雰囲気と親近感を高めることで辞めにくくするという地道な対策の有効性を主張する企業も多い。メキシコ人労働者は自ら積極的に責任を負う姿勢はあまりないが、与えられた職務に対する責任感は強いといわれており、任されていることを誇りに思う労働者もいるという。日本人経営者にとって、信頼できる労働者と任せられる仕事のレベルを見極めることは難しいものの、ある程度信頼して任せることも重要だという意見もある。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

B) 日本企業の進出が集中した地域における人材調達難と賃金上昇

グアナファト州などでは 2013～2014 年の自動車産業の新規採用ラッシュにより、急速に労働需要が高まり、賃金の上昇を招いた。ジェトロが 2013 年 10 月末に実施した進出日系企業へのヒアリング調査によると、2012 年までは日給 110 ペソ前後で採用可能であった一般工員の賃金が 2013 年後半には 125 ペソ（当時レートで約 960 円、1 ペソ＝約 7.7 円）が最低ラインとなり、場合によっては 150 ペソぐらいまで上げないと十分な労働力が確保できない状況となった。サンタフェ工業団地のように団地内の複数の企業で同時に採用が行われているところでは、少しでも高い給与の就職先を求めるため、生産ラインに必要な労働者を確保するために賃金を上げざるを得ない企業もあった。進出日系企業は周辺の市町村まで採用の網を広げたが、遠く離れた市町村から人材を確保すると労働者の通勤バスの手配が困難になるため、範囲を広げるにも限界がある。グアナファト州における人材採用難は、2014 年後半にはやや落ち着いたが、2015 年 4 月にはトヨタも同州に新工場を建設すると発表したため、今後も同州における人材採用難の問題は継続するとみられる。

賃金上昇対策としては、同じ工業団地や都市に進出した日系企業の情報交換会などで賃金水準や賃金改定率に関する情報を交換し、周辺の企業と賃金水準をある程度均一化させることにより、不必要な賃上げを回避するやり方が一般的だ。日本人の集まりのほか、工業団地の事務局がこの種の会合を設定することもあるという。また、地域の賃金相場を調査するために、調査会社を活用している日系企業もある。

メキシコでは明らかな職種の変更がない限り、賃金を名目で引き下げることは労働法違反になるため、一度上げた賃金を引き下げることはできない。そのため、経営者としては賃上げを必要最低限にとどめたいところだ。給与のベースアップではなく、社内の福利厚生を充実させることで、賃上げを抑えている企業もある。また、中期的な人件費の上昇を見込み、生産工程を自動化することで人件費を抜本的に抑制する対策を導入し始めている企業もあった。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

(6) 国内物流と輸出入手続きにおける問題点

① 国内物流上の主要課題

A) 高い貨物損害リスク

日本損害保険協会のデータによると、2014 年度の会員会社の海上・運送保険の損害率平均[9]は 55.4%である。しかし、日本の大手損害保険会社によると、メキシコ向け海上保険の損害リスクは高く、メキシコ向けでは損害率が 100%を超える年もあるという。

メキシコ国内の保険会社が引き受けた貨物運送保険の事故件数（外国で発生した事故を除く）をみると、2014 年は 2 万 6,222 件で対前年比 7.0%減少したものの、中長期的にみると増加傾向にある。2014 年の事故件数を 5 年前の 2009 年と比較すると 29.3%増えている。

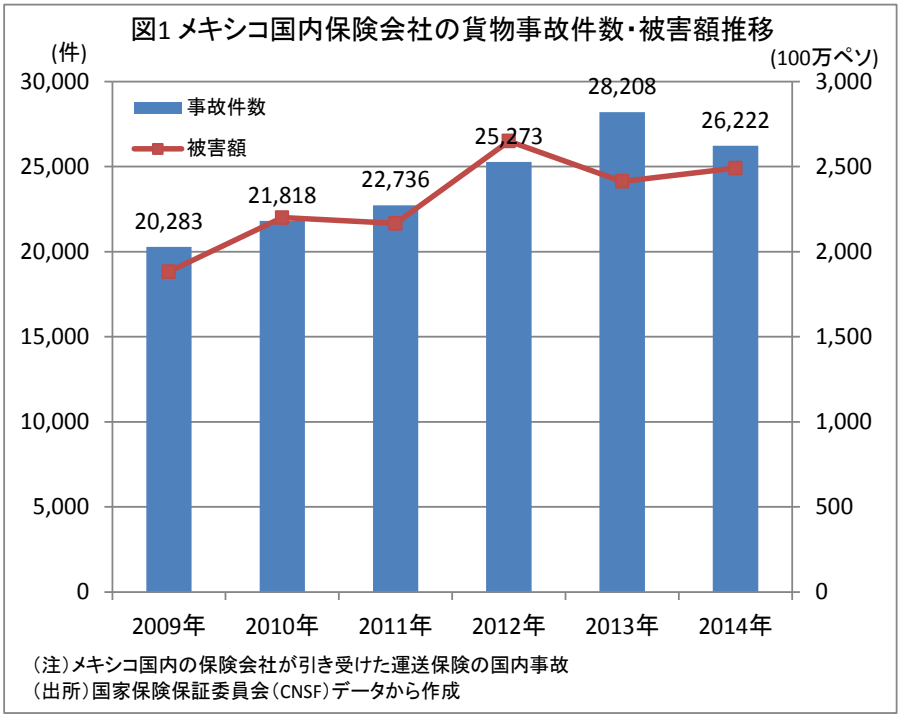

メキシコの貨物運送保険の事故原因として最も多いのは盗難であり、事故件数では全体の 45.9%を占め、被害額では全体の 60.0%を占める。続いて多いのが荷あげ・荷おろしに伴う貨物へのダメージであり、件数ベースで 28.2%を占めるが、被害額でみると 5.6%に過ぎない。被害額が盗難の次に多いのは脱線・衝突・横転の被害であり、被害額全体の 19.9%を占める。件数ベースでは全体の 9.9%を占めるに過ぎないが、全損被害が多くなるため、被害額でみると大きなウェートを占める。

[9] 損害率(%)＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料×100

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

表1　メキシコ国内保険会社の貨物事故内訳（2014年）

原　因	事故件数		被害額合計	
	（件）	（%）	（100万ペソ）	（%）
盗難	12,044	45.9	1,494.8	60.0
うちハイジャック	4,673	17.8	707.5	28.4
荷あげ・荷おろし	7,399	28.2	140.0	5.6
脱線・衝突・横転	2,591	9.9	495.6	19.9
割れ損・ひび	2,281	8.7	154.3	6.2
その他	1,907	7.3	207.0	8.3
合　計	26,222	100.0	2,491.7	100.0

（注）メキシコ国内の保険会社が引き受けた運送保険の国内事故
（出所）国家保険保証委員会（CNSF）

B) 盗難被害とその特徴

メキシコ国内の貨物被害で最も多いのが盗難被害である。Freght Watch International 社によると、メキシコはブラジル、南アフリカ、ソマリア、シリアとともに世界的にみても貨物の盗難リスクが最も高い国の一つである[10]。メキシコの特徴としては、麻薬組織などの武装集団などによるハイジャックなど、暴力を伴う車両強奪が多い。2014 年に発生した国内の全貨物事故（国内の保険会社で付保されたもの）のうち、ハイジャックの比率は件数ベースで 17.8%（盗難事故件数の 38.8%）、金額ベースで 28.4%（盗難事故被害額の 47.3%）を占める。武装集団は車両などでバリケードを作って道路を塞ぎ、強制的にトラックを停車させ、トラックごと本来の目的地とは違う場所に移動させて強奪する犯罪を繰り返している。運転手は後に解放されることが多いが、貨物は全損となるため、被害額が大きくなる。

盗難被害が多いのは、メキシコ市、メキシコ州、ハリスコ州、ヌエボレオン州などの 3 大都市圏に加え、プエブラ州やグアナファト州などの中央高原諸州、ベラクルス州など港湾から中央高原に繋がる州である。商品アイテム別にみると、盗品を売りさばきやすい建設・工業資材や食品・飲料の被害が大きいが、自動車や自動車部品、衣類・履物、電子製品、アルコール飲料、医薬品の被害も比較的多い。自動車や自動車部品は自動車産業が集積する中央高原諸州の被害が多く、電子製品の被害は闇市が存在するメキシコ市など大都市周辺の被害が大きい。他方、建設・工業資材は中央高原や北部工業州での被害が大きくなっている。盗難被害が多いハイウェイとしては、メキシコ市⇔プエブラ⇔オリサバ⇔ベラクルス港を結ぶルート、メキシコ市⇔グアダラハラを結ぶルート、コルドバ（ベラクルス州北部）⇔ミナティトラン（ベラクルス州南部）を結ぶルート、メキシコ市⇔ケレタロ⇔サンルイスポトシを結ぶルート、マテウアラ（サンルイスポトシ州北部）⇔サルティージョ（コアウイラ州都）を結ぶルート、モンテレイ⇔ヌエボラレド国境税関を結ぶルート、などがある。

---

[10] FreightWatch International, *2014 Global Cargo Theft Threat Assessment*, 同社は貨物盗難リスクに応じて「Low」、「Moderate」、「Elevate」、「High」、「Severe」の 5 つにランク付けしているが、メキシコは最高位「Severe」となっている。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

表2　メキシコの貨物盗難事故の州別内訳（2014年）

原　因	事故件数		被害額合計	
	件数	構成比	（100万ペソ）	（%）
メキシコ市連邦区	4,376	36.3	556.9	37.3
メキシコ州	2,234	18.5	264.1	17.7
ハリスコ	1,118	9.3	130.6	8.7
ヌエボレオン	854	7.1	85.1	5.7
プエブラ	455	3.8	48.5	3.2
グアナファト	385	3.2	60.1	4.0
ベラクルス	351	2.9	65.1	4.4
シナロア	265	2.2	37.8	2.5
ソノラ	244	2.0	20.2	1.4
タマウリパス	224	1.9	8.3	0.6
ケレタロ	180	1.5	31.0	2.1
ミチョアカン	134	1.1	17.4	1.2
コアウイラ	122	1.0	18.0	1.2
チワワ	122	1.0	18.0	1.2
サンルイスポトシ	121	1.0	27.1	1.8
その他	859	7.1	106.6	7.1
合　計	12,044	100.0	1,494.8	100.0

（注）メキシコ国内の保険会社が引き受けた運送保険の国内事故
（出所）国家保険保証委員会（CNSF）

図2　メキシコの商品分野別貨物盗難（2014年）

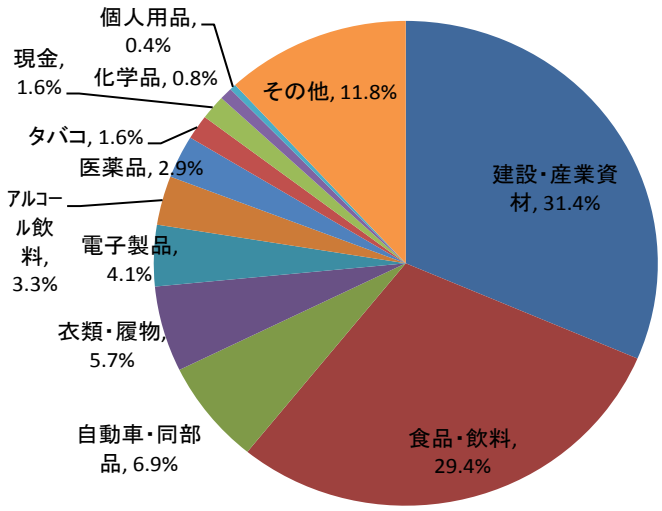

（注）貨物内容が不明な件数を除いたシェア。
（出所）FreightWatch International, *2014 Global Cargo Theft Threat Assessment*

なお、メキシコでは鉄道輸送中の盗難事故も発生しており、近年は増加傾向にある。エンリケ・ペニャ・ニエト政権の第 3 回年次教書の付属統計資料によると、2014 年時点の鉄道の平均輸送速度は時速 26.3 キロメートルと遅く、自転車でも追いつける速度であり、輸送時間も長くなるために盗難被害に遭いやすい。また、線路と道路などを隔てる柵や踏み切りなどはほとんどなく、容易に電車に乗り込むことが可能である。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

C) 貨物破損リスク

貨物の破損リスクは、ドライバーや荷役業者の質に起因する荷あげ・荷おろしなどの作業中に発生する破損のリスク、天候（濃霧，洪水等）や道路・鉄道の整備状況などにも起因する脱線・衝突・横転事故による破損のリスクの 2 種類がある。

メキシコでは外資法の規制があり、外国企業がトラック輸送業に参入できないため、競争の欠如により輸送業者の質が総じて高くない。したがって、車両が古く、作業の質も悪い輸送業者を使った場合、たとえ料金は割安でも破損のリスクが高くなる。また、有料高速道路は比較的整備されているが、一般道の舗装状況は悪く、トラックドライバーが小遣い稼ぎのために有料道路の通行を控え、一般道を用いた場合に貨物にダメージが出やすい。一般道を使う場合、市街地には「トペ」（Tope）と呼ばれる減速バンプが多く、減速バンプの蛍光塗料が剥がれていることも多いため、ドライバーがトペに気づかずに突っ込むと車両全体に大きな衝撃が加わり、中の貨物にダメージを与えかねない。

メキシコでは標高 3,000 メートル前後の高地を走ることも多く、場所によっては濃霧が発生する危険性がある。また、中央高原から港まで下りるルートでは山道のためにカーブが多く、ガードレール等がない道路が多く、横転や転落の危険性もある。メキシコでは一般的に市街地以外は高速道路でも照明がなく、夜間は反射鋲や反射鏡を頼りに運転することが求められる。また、メキシコ市などの市街地では水はけの悪い道路が多く、雨が降ると冠水することもある。

港における荷あげ・荷おろしにおいても破損リスクはある。特にマンサニージョ港のように敷地面積が狭く混雑している港においては、狭いスペースでの荷役作業が強いられるため、破損のリスクが高くなる。

D) 割高な輸送コスト

メキシコのトラックを用いた陸上輸送コストは高く、米国の南に隣接する恵まれた立地でありながらも対米輸送コストが高くなり、メキシコの国際競争力を削ぐ要因の一つとなっている。全国貨物自動車輸送会議所（CANACAR）のホセ・レフヒオ・ムニョス副会長によると、トラック輸送コスト（1 トンの貨物を 1 キロ輸送した場合の単価）は、米国に比べて 15% ほど高いという[11]。

CANACAR のムニョス副会長はその要因として、高速道路料金の違い（米国はフリーウェイが大半、メキシコは有料高速道路）、燃料価格の違い（米国の方がディーゼル燃料は安価）、金融コストの違い（金利差）を挙げているが、それ以外にも治安対策や貨物の破損対策に余計な費用がかかることに加え、根本的な問題として外資法で守られた環境下であるが故に企

[11] 「El Financiero」紙 2015 年 5 月 5 日付

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

業競争力が欠如しているという問題もある。メキシコの外資法は宅配業や国境を跨ぐ国際輸送を除き、外国企業や外資系企業のトラック輸送業への参入を禁止している。したがって、国内の 2 地点間を運ぶトラック輸送業務は自社のための輸送を除き、原則[12]メキシコ資本100%の企業しかできない。そのため、家族経営や個人経営の小規模な輸送業者が多く、所有車両の年式は古く、破損対策、治安対策の観点から十分な水準の優良企業が少なく、優良企業にはオーダーが集中するために価格が割高になってしまう。現時点で外資法改正に向けた具体的な動きはなく、割高な輸送コストの問題が短期的には解消に向かう見通しは立っていない。

鉄道輸送は 1990 年代に民営化されたが、メキシコ資本の鉱山会社グルーポ・メヒコが所有するフェロメックス及びフェロスール、米国のカンザスシティー・サザーンの子会社カンザスシティー・サザーン・メキシコ（KCSM）の実質 2 グループが寡占する状況が続いている。そのため、鉄道インフラ整備や車両の近代化が遅れている。

② 物流リスク対策

A) 盗難リスク対策

メキシコにおける物流リスクについて、天候、治安、インフラなど短期的に解消に向かう可能性が低く、また、自社ではコントロールできないリスクに対しては、保険などの各種リスクヘッジが必要であろう。メキシコでは盗難リスクが他国に比べて高いため、保険料は割高にならざるを得ない。他方、輸送ルート、起用業者、運送契約の内容など自社の努力によってある程度コントロールできるリスクについては、事故を削減・防止するための対策を講じる必要があるだろう。

盗難リスク対策としては、事前の調査に基づき安全な輸送ルートを選定すること、実績に応じて輸送ルートを定期的に見直すこと、休憩のための夜間の駐車などを避けるための運行計画の策定、危険地域や高価な貨物の輸送にはエスコート（警備）会社を手配する、運送貨物・輸送経路・スケジュールなどの情報統制（最小限の情報を、最小限の相手に、できるだけ遅いタイミングで伝える）などの対策が必要であろう。なお、現地保険会社によると、保険会社などの協力を得て運送会社のオーディットを行い、改善が必要な事項を要求していくなどの対策も有効だという。

B) 破損リスク対策

破損リスク対策としては、梱包の強化、運送会社への有料道路利用徹底の申し入れ、適正なルート（工事やデモなどを避ける）や運行計画（夜間走行を控えるなど）の設定、車両や運転手のレベルが高い適正な輸送業者の選定、運送契約に特別な条項を盛り込むなどの対策

---

12 議決権のない株式への投資であれば外国企業の出資が可能。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

が必要だろう。

運送契約については、メキシコでは契約に特別な定めがなく、また輸送を依頼する商品の価格を開示しない場合、物流事業者の責任が貨物 1 トン当たり最低賃金の 15 倍（2015 年時点で 1,051.5 ペソ，約 7,700 円）までに制限されている。そのため、荷主は高額な貨物であっても輸送中の損害に対して物流事業者から十分な賠償を得られないことが多く、物流事業者は荷主に対する賠償責任をカバーする保険をかけていないことも多い。現地進出日系損保会社は、盗難防止のために貨物の価格を運送契約書などに明記しない場合は、安全輸送に必要な取り決めなどを別途契約書に規定し、これに違反した場合は通常の責任限度を超える賠償を得られる旨の規定を運送契約に極力織り込むことが必要だと指摘する。

③ 通関における問題点

A) 時間よりもコストが問題

メキシコの通関に関するビジネス環境は、新興国の中では比較的良好な部類に入る。世界銀行が 2015 年 10 月末に発表した Doing Business 2016 によると、メキシコの通関に関する順位は世界 189 カ国中 59 位であり、マレーシアやタイには及ばないものの、その他の多くの新興国を上回っている。輸入通関について、所要時間とコストに分けてビジネス環境をみると、メキシコは所要時間については他国と比べても短い方だが、必要なコストは比較的高い。文書作成、国境通過、国内輸送を合計すると 1,767 ドルとなる。この背景には、外資法の規制により国内トラック輸送業務に外資系企業が参入できないために競争が少なく輸送コストが割高になること、通関申告のためには原則として生来のメキシコ人しか就くことができない通関士を利用する義務があり、通関士に対する報酬が割高であることなどがある。通関士の利用義務と関連する最近の制度変更については、後に解説する。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

表1　主要新興国の通関に関するビジネス環境比較（順位）

（単位：時間，ドル）

国名	順位	輸入通関所要時間				輸入通関コスト			
		文書作成	国境通過	国内輸送	合計	文書作成	国境通過	国内輸送	合計
マレーシア	49	10.0	24.0	12.0	46.0	60	321	255	636
タイ	56	4.0	50.0	2.0	56.0	43	233	147	423
メキシコ	59	17.6	44.2	27.3	89.1	100	450	1,217	1,767
トルコ	62	11.0	36.0	3.0	50.0	142	655	263	1,060
チリ	63	36.0	54.0	9.0	99.0	50	290	345	685
ペルー	88	72.0	72.0	1.0	145.0	80	583	278	941
中国	96	65.7	92.3	6.7	164.7	171	777	320	1,267
ベトナム	99	106.0	64.0	7.0	177.0	183	268	181	632
インドネシア	105	144.0	99.4	6.2	249.6	160	383	185	728
コロンビア	110	64.0	112.0	44.0	220.0	50	545	1,900	2,495
南アフリカ	130	36.0	144.0	16.0	196.0	213	657	1,550	2,420
インド	133	63.3	287.4	55.5	406.2	145	57	536	738
アルゼンチン	143	336.0	300.0	2.0	638.0	120	1,200	600	1,920
ブラジル	145	146.1	63.1	13.4	222.6	107	970	1,159	2,236
ロシア	170	42.5	96.0	15.3	153.8	500	1,125	744	2,369
ベネズエラ	186	1,090.0	1,330.0	5.0	2,425.0	400	1,750	1,375	3,525

（注）順位は189ヵ国中の通関に関するビジネス環境の順位。
所要時間とコストは15トンのコンテナ貨物（中身は自動車部品）を輸入した場合で、
輸入量が最大の相手国から最も利用される税関を通り、国内最大都市まで運ぶと想定。
（出所）World Bank, *Doing Business 2016*

B) 進出日系企業が抱えるメキシコの貿易制度面の問題点

貿易制度面でメキシコ進出日系企業はどのような問題を抱えているのか。ジェトロが 2014 年秋に実施した日系企業経営実態調査の結果を用い、アジア主要新興国やブラジルとの比較からメキシコの特徴を探った。

メキシコ進出日系企業が最も問題視する貿易制度面での課題は、「通関諸手続の煩雑さ」であり、59.6%の企業が問題視する。この比率はブラジル（62.5%）よりは低いが、インドネシア（58.9%）よりも高く、中国（43.2%）やタイ（26.9%）とは大きな差がある。続いて「通関に時間を要する」ことを問題視する企業が 45.6%と多く、ブラジルやインドネシアと比べると低いが、タイや中国と比べるとかなり高い比率となっている。その他は「通達・規則内容の周知徹底が不十分」と答えた企業の比率が 29.8%と相対的に高いが、それ以外に大きな問題はなさそうだ。メキシコでは「輸入関税が高い」、「非関税障壁が高い」と答えた企業の比率は低く、関税障壁、非関税障壁とも総じて低いとみられる。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

図1 進出日系企業が貿易制度面で抱える問題点

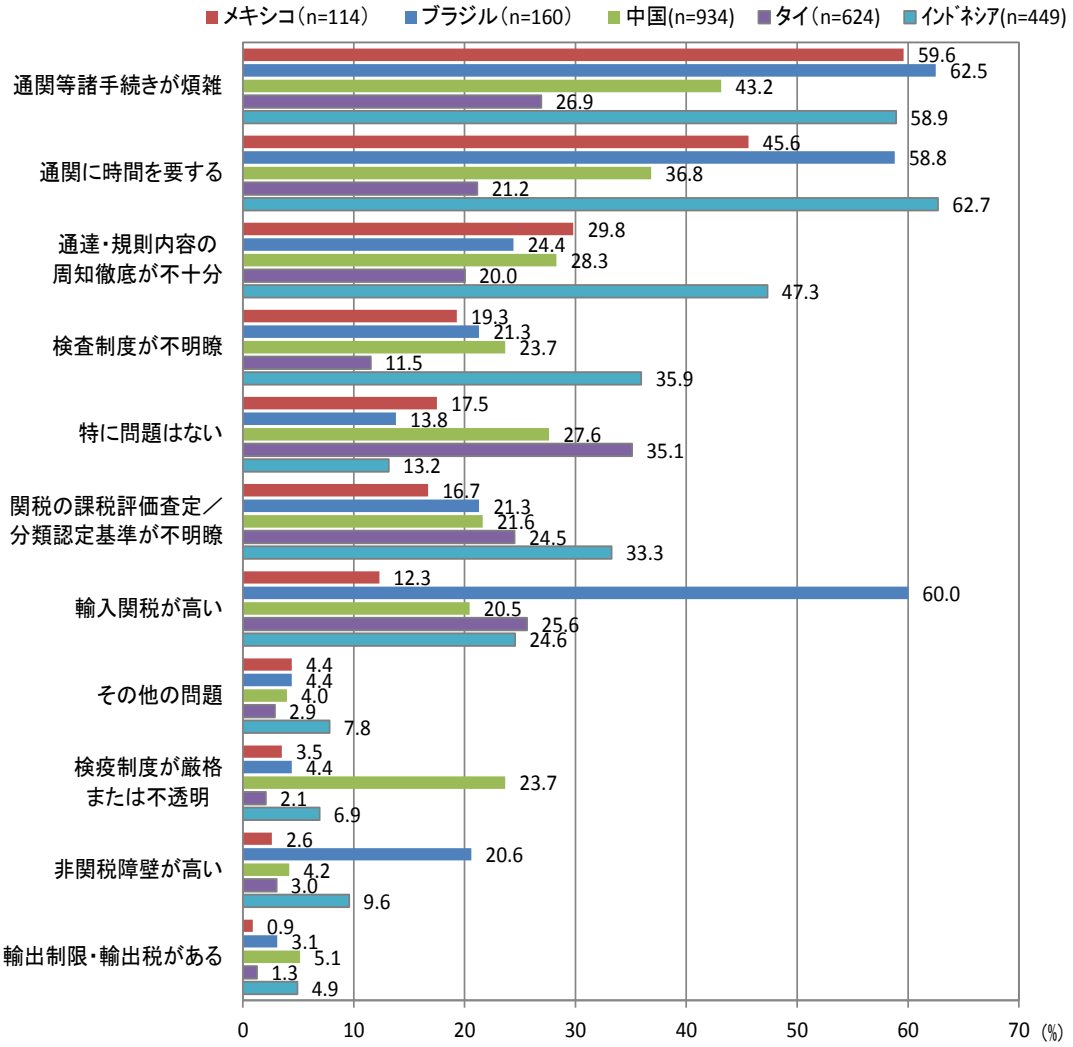

（注）n＝回答企業数。
（出所）ジェトロ「第15回中南米日系進出企業経営実態調査」,「2014年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」

「通関諸手続の煩雑さ」の問題を指摘する日系企業が多いが、メキシコは 46 カ国と 11 の自由貿易協定（FTA）、中南米諸国との分野を特定した 8 の特恵関税協定を締結しており、それぞれの特恵関税が適用できるほか、自動車産業、電子産業など 24 業種における産業分野別生産促進プログラム（PROSEC）の特恵関税、輸出向け製造業・マキラドーラ・サービス業振興のための政令（IMMEX 政令）に基づく一時輸入による保税など、輸入時に選択できる特恵関税やプログラムが多く、輸入者が商品の原産国や用途に応じて利用する協定やプログラムを選択する必要がある。この多くの選択肢の存在がメキシコにおける輸入実務を複雑にしている要因と思われる。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

C) メキシコの輸出入通関の原則

I. 輸入業者登録

旅具や小口通関を除き、原則として輸入を行うためには輸入業者登録（Padrón de Importadores）が必要。一部の品目（武器、危険物、繊維・履物等）については一般の輸入業者登録に加え、部門別輸入業者登録（Padrón de Importadores de Sectores Específicos）が必要。

II. メキシコ貿易デジタル窓口（VUCE）

貿易に関する大半の手続は VUCE（https://www.ventanillaunica.gob.mx/）を通じて行うため、利用者登録が必要。通関士等に手続を代行させる場合は、データ入力代行者の登録も必要。インボイスは電子化（COVE）する必要があり、その他の通関必要書類は PDF 形式等でアップロード。

III. 通関士と通関士登録

輸出入申告は原則として国税庁（SAT）に登録した通関士（Agente Aduanal）を通じて行う。1 通関士あたり 4 税関までしか登録できないため、5 税関以上で輸入する場合は最低 2 名の通関士を登録する必要がある。通関士は生来のメキシコ人にしかなれない（帰化したメキシコ人は不可）。通関士は自らが申告した輸入について、輸入者と連帯責任を負う。関税や付加価値税の追徴課税分や延滞金利等については輸入者が支払うことが多いが、法律違反を理由に罰金が課された場合、罰金部分については通関士が支払う。登録通関士の免許が違法行為などを理由に当局に停止されたり取り消されたりした場合、輸入者は当該通関士を登録した税関では輸出入申告ができなくなる。

IV. 通関士制度を巡る最近の変化

2013 年末の税関法改正により通関士の利用は任意となり、「社内通関法的代表者（Representante Legal）」を任命することで、輸入者自らが輸入申告を実施することが可能になった。社内通関法的代表者は、以下の要件を満たす者が就くことができる。

i. メキシコ人であること（公的文書で証明する必要あり）
ii. 輸出入通関業務について会社を代表する者であることを公証人の面前で証明する書類（Poder Notarial）を持つこと
iii. 輸出者あるいは輸入者との雇用関係を証明すること
iv. 貿易に関する経験や知識を持つことを以下のいずれかの書類で証明すること
  ① 関連分野について公共教育省（SEP）が発給した学位証明書
  ② 職業能力規格認証国家評議会（CONOCER）が発給する貿易や通関に関する能力証明書
  ③ SAT が実施する貿易や通関に関する試験に合格した証明書
  ④ 最低 1 年間、通関代理人として働いたことを証明する書類
  ⑤ 税関に登録された通関士の代理、あるいは補佐、あるいは税関職員として 1 年以上働

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

いた経験を証明する書類

⑥ 恒常的に貿易業務を行う企業の中で 1 年間以上実務を担当していたことを証明する当該企業が発給した書類

v. 納税者登録番号（RFC）を有すること

vi. 電子署名（Fiel）を有し、必要に応じて電子印章（sello digital）を持つこと

vii. 滞納なく納税義務を果たしていること

viii. 税務犯罪、あるいはその他の故意の犯罪により、服役したことがないこと

ix. SAT が法規により定めるその他の条件を満たすこと

また、税関法新施行規則（2015 年 6 月施行）に基づき、少なくとも 2 年に一度は通関士免許が公募されることとなった。これまでは通関士免許の公募が定期的に行われず、免許を与えるための最後の公募は 1998 年の 3 月 25 日以降行われていなかった。通関士の数が限られていることで競争が欠如し、通関士への報酬が割高になる要因となっていた。今後、少なくとも 2 年に一度は通関士試験が行われることにより、通関士免許の数も今後増加する見通しであり、通関士業界にも競争が生まれそうだ。そのため、通関士を使うか、社内通関法的代表者を使うかはメリット、デメリットの見極めが必要である。

表2　通関士と社内通関代表者のメリットとデメリット

制度	メリット	デメリット
通関士	雇用関係がない（交替が容易）	複数の企業の仕事を請け負うため、自社の通関が最優先されない可能性
	専門性が高い	
	多様な経験・視野の広さ	自社の業務を第3者に依存することになる
	申告した通関に関し、通関士も連帯責任を負う	自社とは無縁の理由による通関士の許認可取り消しで輸入できなくなるリスク
	既存のインフラがある（電子申告等）	
	税関当局との人的ネットワーク	数量や価格等に応じて報酬が増加
社内通関代表者	自社のためだけに働いてくれる	出来が悪くても交替が困難（解雇が必要）
	企業や製品についての深い知識	法的代表者のミスは100%自社の責任
	報酬は給与であり、通関申告の量に直接比例しない	自社で電子申告インフラを整備する必要あり
	必要に応じて残業や休日出勤による対応が可能	自社で貨物運搬等の補助要員を雇う必要あり

（出所）税関法、税関法施行規則、各種報道を基に作成

D) メキシコの輸入通関実務の特殊性

I. 貨物内容事前点検（プレビオ）

貨物と書類の照合（数量、商品名など）が目的。誤申告時の通関士に対する罰則が厳しいため、通関士が自らの権利として輸入者に実施を求める。保税区域で開梱検査されるため、貨物へのダメージが懸念されるほか、点数が多い貨物は通関までに要する期間が長くなる。通関士の合意を得てプレビオの省略・簡素化を行うことは可能だが、通関士を納得させることは容易ではない。なお、プレビオを伴う通常の通関で法規違反が指摘された場合、罰金については申告書を作成した通関士が支払うことにな

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

るが、プレビオをやっていない場合、税関法 54 条 I 項の事由を適用し、「輸入者から与えられた情報が不正確であり、不正確であるという事実を知る由がなかった」という理由で全責任を輸入者が負わなければならないリスクがある。

II. 車両（コンテナ）単位の申告書作成

車両（トラック、トレーラー、海上コンテナなど）単位での輸入申告書作成が必要。1 インボイスで複数の車両に貨物を搭載している場合、車両毎の申告価格分割が必要となり、通関件数が増え、通関手数料が高額になる。なお、「車両」単位の申告の例外として 2015 年度の貿易に関する一般規則（第 3.1.11 則）は以下の 7 つを挙げている。

i. 鉄道で運ばれる貨物
ii. 分割した機械設備、あるいはこれから設置する機械設備、製造ライン一式、プレハブ建築物の一式（分解されたもの）
iii. 生きた動物
iv. バルク貨物（穀物、流体等）
v. 鋼板（フラットロール）、鋼管、鉄鋼等の線材（ロール状）
vi. 完成車メーカーによる輸入、完成車（新車）の輸入業者
vii. 全く同じ品質、場合によっては全く同じブランド、モデルの商品（ただし、シリアル番号で個々が特定できるものは除く）

上記貨物の場合、一つの申告書で複数の車両をカバーすることが可能。ただし、この場合、必ず輸入申告書の第 II 部（Parte II）に車両番号等の必要データを記入する必要がある。また、複数の車両の通関のタイミングが異なる場合、最初の車両の通関から原則として 60 日以内に全ての車両の通関を行う必要がある。ただし、ii .の場合は例外的に最初の車両の通関から 3 カ月まで許容される。

III. 租税公課は輸入業者が前払い

通関業者は租税公課の立替払いはしない。租税公課を支払わないと通関できない。なお、輸入時に支払う租税公課は下表のとおり。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

表2　メキシコでの輸入通関時に徴収される公課

名称	計算方法・税率
輸入関税（IGI）	・CIF価格×関税率（%） ※一部の品目には従量税（課税単位×税額）を適用
通関手数料（DTA）	・CIF価格×0.8%（確定輸入） ・1申告当たり280.92ペソ（IMMEX部品・原材料一時輸入） ・CIF価格×0.176%（IMMEX機械設備一時輸入） ※従価税方式のもので280.92ペソを下回る場合は280.92ペソ
付加価値税（IVA）	・（CIF価格＋IGI＋DTA）×16%
生産サービス特別税（IEPS） ※特定品目のみ	・（CIF価格＋IGI＋DTA）×〇〇%（品目に応じて異なる） ※一部の品目には従量税（課税単位×税額）を適用
通関システム利用料（PREV）	・1申告当たり267ペソ ※うち公課（Aprovechamiento）が210ペソ、システムを開発した通関士業界への対価（Contribución）が20ペソ、IVAが37ペソ

（注）DTAの定額およびPREVは2015年時点の金額
（出所）輸出入関税法、連邦公課法、付加価値税法、生産サービス特別税法等の法規を基に作成

E) メキシコにおける輸入通関の流れ

メキシコにおける輸入通関の大まかな流れ（港湾を想定）は、下図のとおりとなる。

図2　メキシコにおける輸入通関の流れ

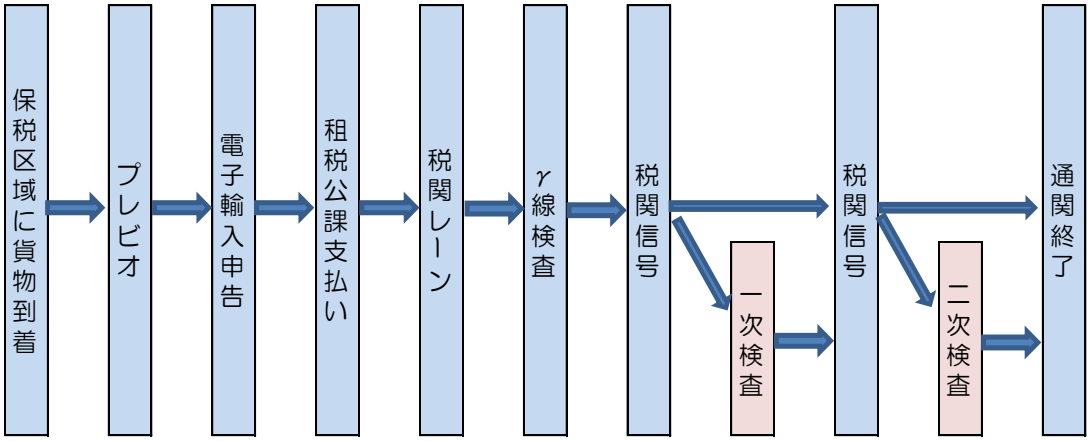

保税区域における無料保管期間は港湾で 5 日間、その他（空港，陸路国境）で 2 日間。それ以降は連邦公課法が定める保管料を支払うことになる。プレビオは保税区域内で行う。

輸入申告は通関士が Prevalidador システムにデータ入力して送信，入力項目等のエラーがなければ税関の Validador システムが自動承認を出す。Validador システムの承認番号を基に輸入者は租税公課を支払う。租税公課支払い後、バーコードが記載された輸入申告書の最初の頁（Carátula）を印刷。貨物を保税区域から搬出し、申告書の Carátula を持った輸送業者が税関

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

レーン（Ruta Fiscal）を通って貨物を税関ゲートに搬送し、税関ゲート前のγ線検査器（港湾の場合）のアーチを通過する。申告書に記載されたバーコードを税関ゲートのバーコードリーダー（Sistema de Selección Automatizado）にかざす。ランダムで青信号（Desaduanamiento Libre）、あるいは赤信号（Reconocimiento Aduanero）が点灯し、赤信号の場合は一次検査（Primer Reconocimiento）へ。同様に二次検査（Segundo Reconocimiento）場の前のバーコードリーダーにバーコードをかざす。赤信号が出れば二次検査を受け、青信号が出れば通関は終了となる。

F) IMMEX を用いた一時輸入における留意点

IMMEX プログラムは、輸出製品製造に用いる部品・原材料、機械設備を保税（部品・原材料は関税と IVA の双方、機械設備は IVA のみ保税）で輸入し、製品に組み立てた上で再輸出する一時輸入プログラムである。部品・原材料の場合は輸入してから原則 18 カ月以内に製品として再輸出する必要があるが、機械設備の場合は同プログラムを活用して操業を続けている限り、一時輸入の状態を保持できる。IMMEX 利用企業の義務として保税在庫管理を徹底する必要があり、税務調査（通関監査）時などには国税庁（SAT）の要請に応じて在庫管理状況を常にアップデートされたかたちで証明する義務がある。

通関監査で指摘を受けやすいのは、一時輸入した機械設備の合法性についてだ。機械設備については一時輸入後 18 カ月以内に再輸出する義務はないが、SAT は合法的に一時輸入された機械設備であるかどうかを輸入申告書など通関関連書類と機械設備の現物とを照らし合わせることで確認する。輸入申告書に記載されている機械のシリアル番号と機械現物に記載された番号が異なっている場合、その機械の合法的な一時輸入ステータスが疑われ、関税（IGI）や付加価値税（IVA）の脱税とみなされることになりかねない。そこで、一時輸入申告時に入力する機械のシリアル番号には細心の注意を払い、機械の現物と一致する番号で輸入申告することが重要だ。脱税行為と見なされるのは、原則としてシリアル番号が輸入申告書と機械の現物の間で 4 ケタ以上異なっていた場合で、3 ケタ以下の違いの場合は同一のものであることを十分に証明できる資料が存在すれば「不正確・不十分な申告」に基づく罰金（1,600～2,280 ペソ）を支払うだけで済む。

輸入申告書のシリアル番号が機械の現物と異なり、同一の機械であることを十分に証明できない場合、通関監査による指摘や処罰を回避するためには、一時輸入ステータスを輸入時にさかのぼって確定輸入に切り替え、その時点で支払うべきだった IGI や IVA をインフレ調整や金利負担を加えて追納する「合法化手続き」〔2015 年度の貿易に関する一般規則（SAT 貿易細則）第 2.5.1 則〕を行う必要がある。

そのほかに IMMEX 企業を対象とする通関監査で指摘を受けやすいのは、一時輸入した部品・原材料を一時輸入滞留期限の 18 カ月以内に再輸出したことが証明されないという違反行為である。SAT は通関監査で、監査対象期間に一時輸入された部品・原材料のすべての一時

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

輸入申告書データを提出させた上で、それらの原材料・部品が製品となって再輸出されたことを証明することを求める。その証明に使われるのが、自動在庫管理システムから出力されるレポートと製品として再輸出（他の IMMEX 企業に国内で製品を保税移転するバーチャル輸出も含む）された際の再輸出申告書（バーチャル輸出申告書も含む）である。また、輸出製品ごとに使用される原材料・部品のリストの提出を求められることもある。

IMMEX 企業は､SAT 貿易細則別添 24 に基づく保税在庫の自動管理が義務付けられている。原則として「先入れ先出し方式」で管理することが求められており、別添 24 が定める管理モジュールを使って常にデータがアップデートされていなければならない。通常これらの在庫管理システムを使えれば、一時輸入された原材料・部品がどの時点で再輸出されたかを明らかにするレポートが出力できるが、元データの入力にミスがあること、またはシステム自体のエラーの発生などにより、出力されるレポートが必ずしも正確ではないことがある。在庫管理システムから提出されたデータの誤りが原因で再輸出が証明できない事例は多いため、在庫管理システムが正常に機能しているかどうか、データの入力作業に誤りはないかなど、在庫管理データの信ぴょう性を定期的に確認しておくことが望ましい。

なお、18 カ月間という一時輸入滞留期間は、企業の生産プロセスや部品の用途・特質によっては必ずしも十分に余裕のある期間ではない。時には悪意なく国内滞留期限を過ぎてしまうような事態が起こり得るが、実際に期限を過ぎてしまった場合は一時輸入ステータスを確定輸入ステータスに切り替える合法化手続きが実施できる。部品・原材料に関する合法化手続きは SAT 貿易細則第 2.5.2 則に基づくもので、輸入時にさかのぼって IGI や IVA を支払う必要があり、一時輸入滞留期限を過ぎてしまったことによる罰金（税関法 183 条 2 項）も支払わねばならない。罰金は、18 カ月を超過した 15 日当たりで 1,840～2,770 ペソ。

上記追加納税額と罰金額の合計は、当局の監査で指摘を受けた際に科される租税債務の総額よりも小さくなることが多いため、監査に入られた場合に生じる多額の罰金を回避する目的で行われる。保税在庫データの日常の確認作業により一時輸入部材の滞留期限超過が判明した場合は、早めに処理することが望ましい。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

(7) 財務・税務

① メキシコの会計制度

メキシコの会計基準は、NIF（Normas de Información Financiera）と呼ばれ、実態としては日本の会計基準と同様に国際財務報告基準（以下、IFRS）へ収斂（コンバージェンス）が進んでいる。そのため、メキシコの経済・法律等を考慮すると、例えばインフレ会計、繰延労働者分配金（繰延 PTU）、解雇手当の処理等で細かい点で IFRS との差異があるが、基本的に IFRS と概ね同等である。

メキシコの上場企業では 2012 年 12 月期より既に IFRS の適用が義務付けられている。一方でメキシコに進出している日本の子会社の場合は、メキシコでは非上場であり、IFRS での財務諸表作成は必須ではないものの、メキシコ基準の適用が求められている。実務上の対応として、メキシコの税務目的でメキシコ基準に準拠した決算数値を作成し、親会社報告目的の決算数値は、アメリカ会計基準（以下、USGAAP）もしくは IFRS で作成するのが一般的な対応である。ただし、親会社との協議の上、メキシコ基準で作成された決算数値を報告しているケースもある。

したがって、メキシコへ進出する際には現地税法目的でメキシコ基準への対応、親会社へ報告する数値をどの基準に基づいて行うのかの決定及びその対応ができる体制をどのように構築するのかを検討する必要がある。

② メキシコの税制

メキシコの税法は以下のような体系となっている（図 1）

（図 1）

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

まず、国税と地方税とに大きく分けられ、国税に関しては直接税と間接税とに分けられる。直接税には法人・個人に対する所得税があり、間接税には付加価値税（Impuesto al Valor Agregado、以下 IVA）、生産・サービス特別税（Impuesto Especial sobre Producción y Servicios）、社会保険関連、輸入関税などがある。また、地方税には不動産税、給与税、ホテル税などがある。

以下、企業活動に大きく影響すると思われる所得税（法人・個人）、付加価値税、関税の概要につき解説する。

A) 法人所得税

現在の法人所得税は、2013 年に大きな改正があり現行法は 2014 年から適用されているものである。基本的には日本の法人所得税と同様、発生主義ベースの会計上の利益に対して一定の税務調整を行って課税所得を算定し、税率（30%）を乗じて税額を算定する。

特徴的な事項としては、以下のような項目がある。

I. 主な損金算入の制限

i. 交際費の 91.5%は損金不算入

ii. 175,000 ペソ（2016 年 1 月～[13]）を超える社有車関連経費は損金不算入

iii. 海外関連者への支払利息・ロイヤリティ・技術支援料につき、その支払い相手国で益金とならない場合などの一定の場合は損金不算入

iv. 個人所得税上非課税となる給与及び福利厚生関連経費（クリスマスボーナス、時間外手当など）は支払額の 47%が法人所得税上損金不算入

v. 正式な請求書（当局承認電子インボイス）に基づかない支払いは全額損金不算入

vi. 利息の発生する負債と資本の比率が 3:1 を超過した場合、超過分の負債に対応する国外関連者への支払利息について、一部又は全額損金不算入となる（過少資本税制）

II. インフレ調整

毎月末の貨幣性資産及び貨幣性負債の差額の年間平均残高に一定のインフレ係数を乗じた金額を、加減算する。例えば、インフレ調整対象の貨幣性資産残高と貨幣性負債残高とで後者のほうが大きい場合、その計算された金額を益金として加算することになる（逆の場合は損金として減算）。また、固定資産の減価償却費についても、一定のインフレ調整を行い調整額を損金算入する（もしくは益金算入）。

III. 配当への源泉税

従来、源泉税が課せられていなかったが、2014 年度の税制改正により、配当金について、2014 年以降発生する利益を源泉として海外居住者（法人・個人ともに）に対して支払う配当金には 10%の源泉税が課せられることになった。

[13] 2013 年末の税制改正に基づき、2014～2015 年は 130,000 ペソだった。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

IV. その他の源泉税

メキシコの会社が、メキシコ国内に恒久的施設（PE）を構成しない外国法人に対して支払う支払利息、技術支援料、ロイヤリティ（研究開発費を含む場合あり）及び、当該外国法人がメキシコ会社の株式を譲渡するときの売却額もしくは売却益について、メキシコ国内を源泉とする所得として源泉税が課せられる。

なお、Ⅲ.の配当金とともにメキシコとの租税条約（日墨租税条約や米墨租税条約など）の適用により、源泉税を軽減できる可能性がある。

B) 個人所得税

メキシコでは最高税率を 35%とする累進課税制度となっており、メキシコに居住する個人（居住者）およびメキシコ企業より収入を得る非居住者は納税義務者となる。なお、全世界所得ベースでの課税となるため、例えば、メキシコ子会社へ派遣された駐在員が日本の親会社から毎月給与を得ている場合で、これを親会社がメキシコ子会社に請求していない場合は、別途駐在員個人で月次申告・月次納税及び確定申告・納税する必要がある。

C) 付加価値税（IVA）

食品や医薬品の一部を除き、基本的にすべての商品の購入やサービスの受注に対して、16%が課せられる。従来、国境地域では税率 11%であったが、2014 年度の税制改正により全国一律 16%となっている。

D) 関税、輸入 IVA

メキシコでは、貿易産業振興のため貿易・通関・関税に関して様々な優遇政策が採られている。2006 年 11 月 13 日より、いわゆる新マキラドーラ制度である「輸出製造、マキラドーラ、サービス振興のための政令」（IMMEX）が発効した。これは以前からあった PITEX 政令を廃して、新マキラドーラ政令に統合したものであり、IMMEX や産業振興プログラム（PROSEC）を利用することにより、IVA の保税、優遇関税の適用を受けることができる。ただし、2014 年から適用の税制改正により、2015 年以降は IVA・IEPS 保税のための認定制度（Certification）が導入され、IMMEX だけでなく Certification を取得しないと IVA の保税のメリットが享受できなくなっている。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

③ 日系企業が留意すべき事項

メキシコにおける会計・税務の具体的な実務については、メキシコ人担当者に対応を頼らざるを得ないため、優秀なメキシコ人担当者を採用することが重要となってくる。しかし、日系企業を含め多くの外資系企業がメキシコに進出していることから、一般的に優秀な人材を探すのは難しく、給与水準も比較的高くなってきている点に留意する必要がある。

なお、特に税務は細かい規定の見直し・追加が毎年なされており、その内容を理解することは一般的に非常に難解であることから、適切な税務実務の遂行、また、不正防止の観点から、経理実務に通じた日本人担当者を配置、もしくは日本人マネジメント自身が最低限の経理実務を把握したうえで、メキシコ人担当者を管理することなどの対応が望まれるが各社の状況次第であると考えられる。なお、以下の A)～G)は日系企業で通常税務・会計への対応として検討されている一般的な留意事項である。

A) 親会社報告目的の会計制度対応

税務の観点から、正式な会計年度は暦年（12 月末）しか認められていないため、3 月決算の多い日本企業の連結決算を考えた場合、メキシコ子会社の 12 月決算を連結するのか、3 月で仮決算をして連結するのかを検討する必要がある。日本の連結決算目的でメキシコ子会社の重要性が高い場合、仮決算を選択するケースもあり、その場合、IFRS や USGAAP を適用する可能性があるため、決算早期化や会計基準差異に対応できる決算態勢や人材の確保が重要となってくる。

また、メキシコではペソ建・スペイン語での記帳が法律上要求されている一方で、日本親会社における連結決算・業績管理のために、機能通貨ベース（例えば USD）に基づいた決算数値を英語もしくは日本語での報告が必要とされる場合もある。したがって、システム対応含めた報告体制の整備が必要となることがある。

B) メキシコ子会社の資金調達

メキシコへ進出するにあたって、例えば日本から出資するのか、もしくはアメリカ子会社経由で出資するのかといった比較をすることがある。一概に優劣はつけられないが、例えば、配当源泉税の影響、租税条約の適用、子会社管理のし易さなど、各社の個別事情を踏まえて検討する場合が多い。

また、メキシコ会社の資金調達として借入を選択する場合、税務上の観点から次の点を予め検討することがある。

I. 国外関連会社からの借入額が大きい場合、過少資本税制により支払利息について一部又は全額損金不算入となることがある点
II. 外貨建（ペソ通貨以外）借入による場合、ペソ高となる場合は為替差益が発生しその益金

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

に対し課税される点。なお、逆にペソ安となった場合には為替差損が発生し、損金が生じることになる。

III. インフレ調整により借入金から益金が生じ課税される点

C) 税務申告義務

法人を含むすべての納税者の課税年度は暦年とされ、法人の申告期限は翌年の 3 月末とされている（個人は 4 月末）。なお、法人は、年間の確定申告のほか毎月、月次で法人所得税の申告・予定納税を翌月の 17 日までにする必要があり、その計算は前年度又は過年度の利益率をベースに行う。

IVA は、月次で確定申告となり、毎月計算し、こちらも翌月の 17 日までに申告・納税をする必要がある。

なお、メキシコ税務上、実質よりも形式を重視する傾向が強いため、損金処理にあたって、適切な契約書や電子インボイス等の税務上の要件を満たした資料を具備しておくことも重要となる。

このように税務コンプライアンス準拠のための体制が必要といえる。

D) 税務監査

2013 年までは法人所得税法上の一定の要件（収益、総資産、従業員数）を満たす会社は、毎年 6 月末までに公認会計士の署名する税務監査報告書を提出する（Dictamen Fiscal / Tax Report）あるいは代替情報（未監査）を提出する義務があったが、2014 年以降は一定の要件を満たした場合であっても Tax Report の提出は任意となった。Tax Report が任意となったことにより、Tax Report の前提であった公認会計士による会計監査も任意となった。

すなわち、2013 年度までは Tax Report 要件を満たすために会計監査は義務であったが、2014 年度以降は Tax Report が任意となったことで会計監査も任意となった。

なお、Tax Report を提出する場合、公認会計士が税務計算の確認を行っているため、専門家から一定の保証がなされていると言える。このことから、税務当局は、会社に直接調査を実施する前に税務監査を実施した公認会計士に対して調査を行う必要があるという原則があり、この点は会社にとってはメリットと考えられる。Tax Report の提出が義務から任意となった理由もこのメリットを享受できる会社を一定の規模の会社に限定することが背景にあると言われている。したがって、メキシコ子会社の会計・税務監査については、連結決算、子会社管理や税務リスク管理等の観点から、費用対効果を考慮して主体的に決定する必要がある。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

一方で、当局によるインターネットを通じた税務に関する質問・調査制度や一定の会計情報の提出が義務化されるなど、当局の徴税権限強化が図られているが、当局の実務が追い付いていないと思われる点もあり、最新の取り扱いの動向には留意が必要である。

E) 日本親会社等の従業員をメキシコ子会社へ長期派遣する場合

日本親会社等の従業員をメキシコ子会社立ち上げ支援目的等で、長期的に派遣する場合がある。この場合、派遣する期間が 183 日を超える場合は、PE とみなされるリスクや、派遣者の個人所得税がメキシコにて発生するリスクが生じる。一方で、メキシコ子会社から日本親会社等へ支払われる技術支援料等の対価について租税条約を適用して源泉税を軽減したい場合は、税務調査対策として必要な書類の整備が必要となってくる。

実務的な対応はケースバイケースであり、税務リスクを軽減するためには、現地専門家と相談して対策を検討することが望まれる。

F) IMMEX 等の保税プログラム

IMMEX 等の保税プログラムを用いて付加価値税を保税している場合、保税対象となる固定資産や在庫に関して物理的な入出庫管理と通関書類（Pedimento）との紐付が要求される。当局が調査に入る場合もあり、その結果適切な管理ができていないとされた場合は罰金等を科せられる。したがって、事前に管理体制の整備が必要となってくる。

また、「(7)-②-D) 関税・輸入付加価値税」記載の通り、保税メリットを享受するためには IMMEX 登録に加えて Certification の取得も必要となったため、新規に進出して当該プログラムの恩典を享受したい場合は、設備輸入の開始時期等を考慮しながら IMMEX や Certification 取得のスケジュールを検討する必要があり、スケジュールによっては輸入 IVA を支払うこともある点に留意が必要であり、上記管理体制含め、事前に現地専門家と相談して対応することが望まれる。

G) IVA 還付長期化の恐れ

IVA の仮払残高が残る場合は、還付請求もしくは他の税金と相殺することができる。還付請求をする場合、例えば Certification を保有した上で一定の要件を満たすような会社であれば 20 営業日で還付されることになっているが、実際には数カ月、場合によっては 1 年以上還付されないこともある。したがって、資金繰りを計画するにあたってはこの点を考慮する必要がある。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

H) 移転価格税制

ビジネスのグローバル化にともない、メキシコでもマキラドーラ産業[14]は 1995 年から、一般企業でも 1997 年から移転価格に関する書類を保管することを義務付けられている。関連者との各取引の利益率を比較する細かい基準、税務申告書での報告義務や税務監査上での記述義務等の厳しい規定が設けられている。メキシコの税務当局も移転価格に注目しているため、関連者との取引価額の決定に関しては、移転価格の観点で適切な分析・論拠付を書面で残しておくことが望まれる。なお、関連者の定義につき明確な数値基準がないことから、関連者の範囲については事前に専門家に確認するなどの留意が必要である。

[14]主にアメリカとの国境沿い多く存在している保税受託加工業。メキシコの優遇税制が得られる 1 つの形態であるが、近年はその恩典も少なくなりつつある。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

④ インフラプロジェクト（政府調達）受注における留意点
～為替や税制に起因するリスク～

日本企業がメキシコにおける大型インフラプロジェクトに参画する際の留意点につき、メキシコ電力公社（CFE : Comisión Federal de Electricidad）との IPP（Independent Power Producer）事業を例に紹介する。

メキシコの IPP 事業は、CFE との電力購入契約（Power Purchase Agreement）に基づき一定期間（主に 25 年間）にわたり、事業者が負担する CAPEX 投資と O&M コスト（Operation and Maintenance costs）と事業者の利鞘を確保するドル建の売電収入を得ることが出来るため、総じてメキシコペソの為替リスクを直接的に負う必要がない建付けとなっており、初期の CAPEX 投資を賄う資金調達は、国際協力銀行（JBIC）等のドル建プロジェクト・ファイナンスを導入することが主流である。

まずは為替リスクについて考察する。メキシコ税務上はペソ建財務諸表をベースとした課税所得計算が行われる。事業会社で資本 3 億ドル、プロジェクト・ファイナンス 7 億ドルを調達し、発電資産（固定資産）10 億ドルを保有するケースにおいて、ペソ建財務諸表を作成する際、固定資産、資本は為替換算替対象にならない一方、プロジェクト・ファイナンスは為替換算替対象となり、ペソ高ドル安の場合は為替差益が、逆に、ペソ安ドル高の場合は為替差損が発生することになる。

仮に、前期末 MXN12/USD が今期末 MXN10/USD とペソ高ドル安となった場合、14 億ペソ（＝7 億ドル×MXN2/USD、1 億 4,000 万ドル相当）の為替差益が税務上認識され、税率 30%とした場合 4 億 2,000 万ペソ（4,200 万ドル相当）の法人所得税の納税負担が発生する。逆に、前期末 MXN10/USD が今期末 MXN12/USD とドル高ペソ安となった場合、14 億ペソ（＝7 億ドル×MXN2/USD、1 億 4,000 万ドル相当）の為替差損が税務上認識され、法人所得税率 30%とした場合 4 億 2,000 万ペソ（4,200 万ドル相当）の法人所得税の減税メリットが発生するが、IPP 事業の課税所得規模を考えると、同減税メリットを一年で全て使い切ることは難しいケースが多いと思われる。このように、ドル建プロジェクト・ファイナンス調達を行う場合、IPP 事業の収益規模に比し、非常に大きな金額の納税リスクを内包していると考えられる。

この為替リスクを回避する為には、ペソ建プロジェクト・ファイナンスを調達するか（売電収入がドル建であることを考えると本末転倒）、もしくは、プロジェクト・ファイナンスの代わりに全て親会社からの資本で調達するか等の方策しかなく、実態は同リスクを抱えながら事業を推進しているケースが主と思われる。この場合、為替差益に対する法人所得税支出をカバーする為の親会社保証ベースの借入枠を事前に確保しておくこと等が重要となる。

また、法人所得税支出というキャッシュ・フロー上の問題に加えて、会計上の問題も存在する。上述のケースにおいて、ペソ建損益計算書においては 14 億ペソ（1 億 4,000 万ドル相当）の為替差益が計上され、これに対して、4 億 2,000 万ペソ（4,200 万ドル相当）の法人所

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

得税のマイナス、当期純利益は為替変動が無い場合と比べると 9 億 8,000 万ペソ（9,800 万ドル相当）のプラスとなる一方で、ドル建損益計算書においては為替差益が認識されず、4,200 万ドルの法人所得税のマイナスが追加発生し、結果として当期純利益が 4,200 万ドル分減少する（表 1）。

メキシコの IPP 事業はドル収入ドル支出がベースとなっているが、この場合、米国会計基準及び国際会計基準（IFRS）においては、機能通貨（事業を行っている第一次的に重要な経済環境の通貨）はドルとなり、ドル建財務諸表を作成することが求められるため、為替差益が発生するペソ高ドル安の場合においてはドル建損益計算書の当期純利益は大きなマイナスを認識する結果となることも考えられる。

（表 1）

単位：百万ペソ／百万ドル

① 前期末MXN10/USD／今期末MXN10/USD

	ペソ建決算	ドル建決算
売上総利益	1,000	100
販売費及び一般管理費	-500	-50
支払利息	-200	-20
為替差損益		
税前利益	300	30
法人所得税	-90	-9
当期純利益	210	21

② 前期末MXN12/USD／今期末MXN10/USD

	ペソ建決算	ドル建決算
売上総利益	1,000	100
販売費及び一般管理費	-500	-50
支払利息	-200	-20
為替差損益	1,400	不認識
税前利益	1,700	30
法人所得税	-510	-51
当期純利益	1,190	-21

②と①の差額

	ペソ建決算	ドル建決算
売上総利益	0	0
販売費及び一般管理費	0	0
支払利息	0	0
為替差損益	1,400	0
税前利益	1,400	0
法人所得税	-420	-42
当期純利益	980	-42

続いて、インフレ課税について考察する。インフレ課税とは、貨幣性資産額と貨幣性負債額の差額に対するインフレの影響を調整して課税所得を計算するもので、貨幣性資産より貨幣性負債が大きい場合は同差額にインフレ率を乗じた金額を課税所得に加え、逆に、貨幣性資産より貨幣性負債が小さい場合は同差額にインフレ率を乗じた金額を課税所得から減少させるものである。

上述同様、事業会社で資本 3 億ドル、プロジェクト・ファイナンスで 7 億ドルを調達し、発電資産（固定資産）10 億ドルを保有するケースにおいて、プロジェクト・ファイナンスは貨幣性負債であるが、発電資産及び資本は貨幣性とは看做されない為、仮にインフレ率を 4%

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

とした場合、2,800 万ドル（＝7 億ドル×4%）が課税所得に上乗せされ、法人所得税率 30%とした場合 840 万ドルの追加法人所得税の支払が必要となる計算となる。競合他社が何らかの理由によりプロジェクト・ファイナンスで調達せずに全て親会社からの資本で調達可能な場合、例えば、メキシコへの投資優遇減税の様な措置が投資国に存在し、事業会社でのプロジェクト・ファイナンス調達よりも親会社からの資本での調達が志向される場合、プロジェクト・ファイナンス調達を前提とする日本企業の方が IPP 事業の入札において競争力が劣ることになるケースも考えられる。

メキシコが海外からの投資を誘致するインセンティブの一つとして、現実的には難しいと思われるが、仮にプロジェクト・ファイナンスの様な特定借入から発生する為替差損益を課税所得計算対象から除外する、もしくは、プロジェクト・ファイナンスの様な特定借入をインフレ課税計算対象から除外する（貨幣性負債として看做さない）ことが認められるのであれば、IPP 事業の入札における日本企業の競争力は増すものと思われる。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

Ⅲ. セキュリティーリスクの概要と対策

1. 治安と従業員の安全管理

(1) 進出日系企業の 7 割が安全面でのリスクとして治安悪化を問題視

ジェトロが 2014 年秋に実施し、2015 年 1 月に発表した「2014 年度（第 15 回）中南米日系進出企業経営実態調査」によると、メキシコ進出日系企業の 69.3%が安全面のリスクとして「治安」を挙げている。この数字は 2013 年度の調査結果（75.2%）に比べると 6 ポイント弱低下したものの、依然として高い比率だ。治安を問題視する企業の比率は、ブラジル（65.6%）や中南米平均（63.4%）を上回っている。また、メキシコでは「外国人・企業を対象とした犯罪」をリスク視する企業の比率も高く、実際のところは外国人や企業よりも、むしろメキシコの大企業や資産家が狙われる可能性の方が高いものの、進出日系企業はメキシコにおける犯罪の多さをリスク視していることがわかる。

図1 メキシコ・ブラジル・中南米進出日系企業が指摘する安全面におけるリスク

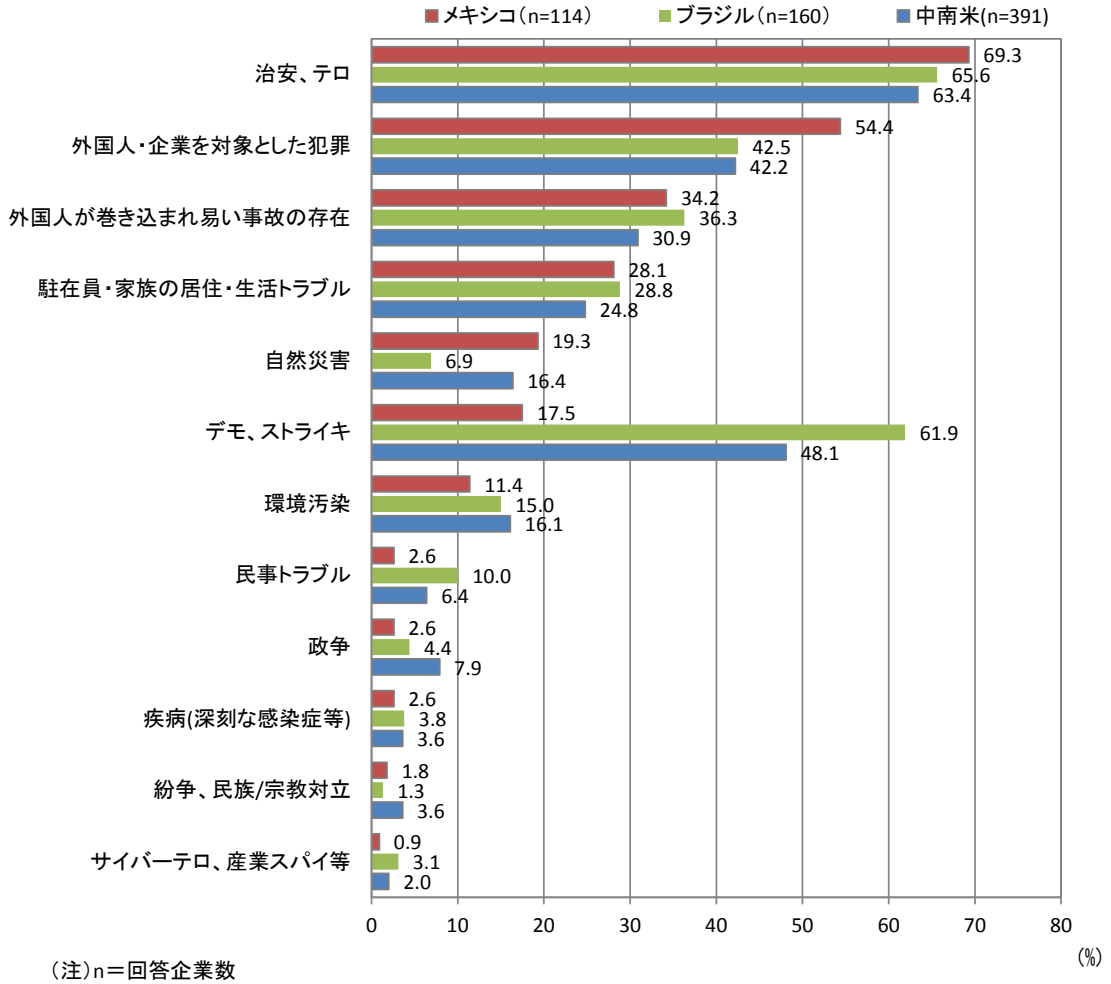

（注）n＝回答企業数
（出所）ジェトロ「2014年度（第15回）中南米進出日系企業経営実態調査」

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

表1　中南米主要国の治安状況（ビジネスに与えるコスト）に関する順位
＜最下位からの順位＞

国名	指標	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
ベネズエラ	犯罪と暴力	8位	5位	5位	4位	5位	3位	1位	1位
	組織犯罪	10位	11位	5位	3位	3位	4位	4位	2位
メキシコ	犯罪と暴力	10位	10位	8位	9位	10位	10位	10位	6位
	組織犯罪	8位	5位	4位	4位	6位	6位	5位	5位
コロンビア	犯罪と暴力	17位	8位	6位	10位	9位	9位	11位	9位
	組織犯罪	6位	3位	3位	5位	5位	5位	6位	6位
ペルー	犯罪と暴力	22位	26位	21位	22位	20位	17位	18位	12位
	組織犯罪	36位	40位	31位	28位	19位	12位	10位	8位
ブラジル	犯罪と暴力	12位	16位	17位	17位	23位	25位	21位	13位
	組織犯罪	19位	23位	15位	23位	23位	23位	26位	20位
アルゼンチン	犯罪と暴力	24位	27位	24位	24位	30位	31位	22位	20位
	組織犯罪	41位	43位	25位	10位	25位	42位	36位	26位
チリ	犯罪と暴力	51位	54位	62位	73位	80位	83位	84位	70位
	組織犯罪	103位	105位	95位	91位	91位	95位	100位	99位

（注）原典ではビジネスに与える影響が小さいほど高順位だが、この表では逆に最下位からの順位をカウントし、治安が悪いと看做されている国ほど順位が高くなるようにした。
（出所）世界経済フォーラム（WEF）データからジェトロ作成

メキシコにおける治安のリスクを問題視するのは、進出日系企業だけではない。世界経済フォーラム（WEF）の「国際競争力レポート 2015-2016」（The Global Competitiveness Report 2015-2016）によると、メキシコでは「犯罪と暴力」、「組織犯罪」がビジネスに与える影響という評価項目（影響が小さいほど順位は高い）において、世界 140 カ国の中で下から数えてそれぞれ 6 位、5 位と低位に甘んじている（表 1 参照）。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

⑵ 局所的に悪化するメキシコの治安

メキシコの治安悪化は 2008 年以降、深刻化している。2006 年 12 月に就任したカルデロン前大統領は、麻薬組織などの組織犯罪撲滅を課題の 1 つに掲げ、軍隊まで導入して徹底した取り締まりを図った。その過程で治安当局と麻薬組織の衝突、勢力バランスが崩れた麻薬組織間の抗争が激化し、犯罪組織や治安当局を中心に多数の死傷者が出た。また、政府の取り締まりにより麻薬ビジネスが以前よりもやりにくくなったため、犯罪組織が麻薬以外のビジネス（車両盗難や強盗・誘拐、企業や農場などに対するみかじめ料の請求など）に手を染めることとなり、企業や一般市民の生活にも影響を及ぼしている。

国立統計地理情報院（INEGI）の死亡統計によると、2013 年の殺人による死亡者数は前年比 11.2%減少しているものの、7 年前の 2006 年と比較すると約 2.2 倍の 2 万 3,063 人に達しており、この中には一般市民の巻き添えも含まれている。

国連薬物犯罪事務所（UNODC）によると、メキシコの 2013 年の人口 10 万人当たりの殺人件数は 18.9 件で、世界で 22 番目に殺人事件の発生率が高い。タイ（4.9 件）、米国（3.8 件）、インド（3.3 件）、チリ（3.1 件）、中国（0.8 件）、日本（0.3 件）などと比べるとかなり高い数値といえる（表 2 参照）。

表2　世界の殺人事件発生確率ワースト40ヵ国

順位	国・地域名	件/10万人	調査年	順位	国・地域名	件/10万人	調査年
1	ホンジュラス	84.3	2013年	21	ガイアナ	19.5	2013年
2	ベネズエラ	53.6	2012年	22	メキシコ	18.9	2013年
3	バージン諸島（米領）	52.6	2010年	23	ナミビア	17.5	2012年
4	ベリーズ	45.1	2012年	24	スワジランド	17.4	2010年
5	ジャマイカ	42.9	2013年	25	パナマ	17.2	2013年
6	エルサルバドル	39.8	2013年	26	サンピエール島・ミクロン島	16.5	2009年
7	レソト	38.0	2010年	27	ボツワナ	15.4	2010年
8	グアテマラ	34.6	2012年	28	ケイマン諸島	14.7	2009年
9	セントキッツ・ネービス	33.4	2012年	29	南スーダン	14.4	2012年
10	南アフリカ	31.9	2013年	30	中央アフリカ共和国	13.6	2010年
11	コロンビア	31.8	2013年	31	コンゴ民主共和国	13.5	2012年
12	トリニダード・トバゴ	30.2	2013年	32	グレナダ	13.3	2012年
13	バハマ	29.7	2012年	32	仏領ギアナ	13.3	2009年
14	プエルトリコ	26.5	2012年	34	エクアドル	12.4	2012年
14	ブラジル	26.5	2013年	34	コートジボワール	12.4	2012年
16	セントビンセント・グラナディーン	25.5	2012年	36	ボリビア	12.1	2012年
17	ドミニカ共和国	22.0	2012年	37	モーリタニア	11.4	2012年
18	セントルシア	21.6	2012年	38	ニカラグア	11.3	2012年
19	モントセラト	20.4	2008年	39	アンティグア・バーブーダー	11.2	2012年
20	ツバル	20.1	2012年	39	マリ	11.2	2012年
105	タイ	4.9	2012年	110	米国	3.8	2013年
136	チリ	3.1	2012年	129	インド	3.3	2013年
188	中国	0.8	2012年	216	日本	0.3	2013年

（出所）UNODC, *Global Study on Homicide 2013*（2015年4月アップデート版）

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

ただし、メキシコ全土が劣悪な治安環境に置かれているかといえば、必ずしもそうではない。「治安と刑事犯罪のための市民評議会」という市民団体の調査によると、2012 年の世界の殺人発生率ワースト 50 都市の中に、メキシコの都市が 10 都市含まれている。アカプルコ（10 万人当たり 104.16 件）、クリアカン（同 42.17）、フアレス市（39.94）、オブレゴン（37.71）などこれら 10 都市における殺人発生率は極めて高いが、グアナファト州イラプアト市（9.96）、メキシコ市（連邦区）ミゲルイダルゴ区（7.98）、ケレタロ市（5.02）、アグアスカリエンテス市（3.62）など、日本人駐在員が多く住む都市の殺人発生率はそれほど高くない。つまり、メキシコでは局所的に極度に治安が悪く、それらの地域が全体の数字を引き上げているとみることもできる。日産自動車の工場があるアグアスカリエンテス市の 10 万人当たりの殺人発生率は 2014 年に 10 万人当たり 3.6 件であり、米国の全国平均（3.8 件）よりも低い。

地域別の治安状況をみると、麻薬の最終消費市場である米国へのゲートとなる国境都市や麻薬組織の本拠地周辺は治安が悪いと一般的にはいえる。しかし、治安当局の取り締まりの成果や麻薬組織間の抗争の結末などにより、状況は日々変化している。

2008 年当時は米国カリフォルニア州サンディエゴと国境を接するティフアナの治安が悪かったが、2011 年以降は改善傾向がみられる。また、北部の重要な工業都市であるモンテレイの治安が 2010～2011 年にかけて大きく悪化したが、2012 年以降は殺人事件発生件数が減少傾向にある。他方、マツダとホンダが新工場を建設し、2011 年以降、日本企業の進出ラッシュが続き、在留邦人数も急増しているグアナファト州では、治安が悪化している。凶悪事件こそ少ないものの、車上荒らし、駐在員宅の盗難事件などが多発している。また、ケレタロ州進出日系企業の駐在員の中にも、グアナファト州への出張中に車上荒らしなどの被害を受けた事例が報告されている。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

表3　州別殺人件数推移

（単位：件，%）

州・連邦区	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年			
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	/10万人	06年比	12年比
ゲレロ	788	764	1,001	1,851	1,567	2,397	2,638	2,283	65.0	189.7	△ 13.5
チワワ	648	518	2,604	3,680	6,421	4,487	2,776	2,136	58.9	229.6	△ 23.1
シナロア	457	397	820	1,413	2,397	1,967	1,380	1,206	41.2	163.9	△ 12.6
モレロス	141	126	215	259	494	435	672	630	33.7	346.8	△ 6.3
コリマ	43	43	56	61	131	169	265	227	32.6	427.9	△ 14.3
サカテカス	77	73	98	129	140	292	463	430	27.9	458.4	△ 7.1
コアウイラ	104	107	175	270	449	718	1,146	798	27.6	667.3	△ 30.4
ドゥランゴ	181	178	426	1,033	1,112	1,085	838	475	27.6	162.4	△ 43.3
タマウリパス	358	193	265	315	963	1,097	1,557	882	25.5	146.4	△ 43.4
ソノラ	249	321	435	573	740	542	526	659	23.1	164.7	25.3
バハカリフォルニア	465	369	1,031	1,530	1,525	822	587	771	22.8	65.8	31.3
ミチョアカン	988	556	658	934	707	853	830	919	20.4	△ 7.0	10.7
メキシコ	1,748	1,243	1,579	1,864	2,114	2,627	2,900	3,311	20.3	89.4	14.2
オアハカ	520	563	617	598	731	685	696	762	19.3	46.5	9.5
ハリスコ	480	450	547	681	1,081	1,527	1,558	1,488	19.3	210.0	△ 4.5
ナヤリ	103	108	155	195	541	583	288	226	19.2	119.4	△ 21.5
ヌエボレオン	169	279	241	342	928	2,149	1,833	932	18.9	451.5	△ 49.2
メキシコ市（連邦区）	819	848	931	981	1,078	1,100	1,086	1,107	12.5	35.2	1.9
グアナファト	207	219	296	492	446	616	692	701	12.3	238.6	1.3
サンルイスポトシ	159	142	199	211	363	364	455	302	11.2	89.9	△ 33.6
キンタナロー	67	121	144	141	145	164	154	164	11.1	144.8	6.5
タバスコ	145	146	154	173	194	230	195	247	10.6	70.3	26.7
チアパス	538	101	262	514	199	196	389	493	9.6	△ 8.4	26.7
ベラクルス	359	380	341	692	461	999	1,017	761	9.6	112.0	△ 25.2
プエブラ	353	274	352	360	376	440	465	560	9.3	58.6	20.4
カンペチェ	33	50	54	58	48	51	81	71	8.1	115.2	△ 12.3
トラスカラ	45	36	54	81	56	89	75	88	7.1	95.6	17.3
南バハカリフォルニア	26	35	38	34	55	50	37	49	6.8	88.5	32.4
ケレタロ	61	56	73	89	73	109	114	119	6.1	95.1	4.4
イダルゴ	48	74	75	145	113	211	161	168	6.0	250.0	4.3
アグアスカリエンテス	26	44	59	67	75	105	48	49	3.9	88.5	2.1
ユカタン	42	49	49	37	34	53	42	49	2.4	16.7	16.7
全国	10,452	8,867	14,006	19,803	25,757	27,213	25,967	23,063	19.5	120.7	△ 11.2

（注）日系企業が10社以上いる州にピンクの網掛けを施した。
（出所）INEGI, *Estadísticas Vitales*

在メキシコ日本国大使館発表の在留邦人犯罪被害統計をみると、日本企業のメキシコ進出ラッシュにともない在留邦人や出張者の数が増えているため、メキシコにおける邦人被害件数は増加傾向にある。特に急速に在留邦人数が増加したグアナファト州における被害が増えている。ただし、犯罪被害を種類別にみると、車上狙いや置き引き、空き巣などの窃盗被害の増加が顕著であり、強盗などの凶悪犯罪の被害が急増しているわけではない。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

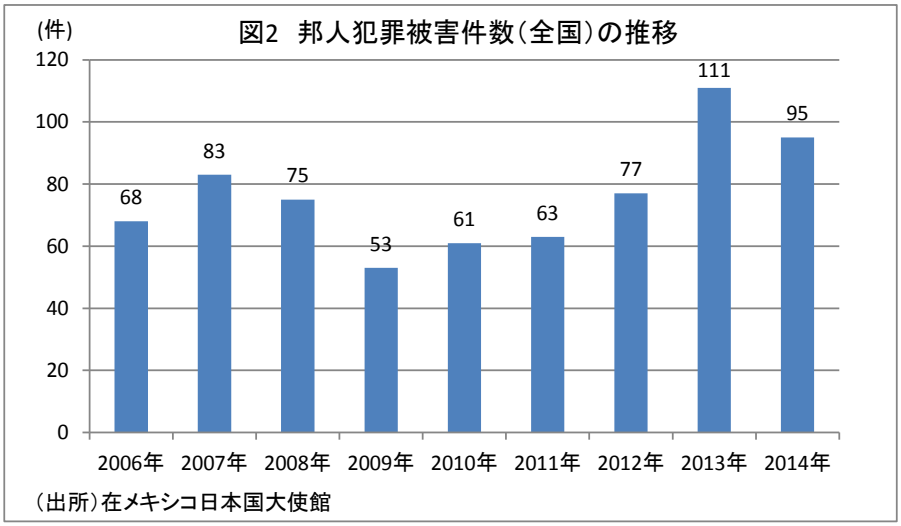

表4　州別邦人犯罪被害件数の推移

(単位:件, %)

州名	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	伸び率
	件数	件数	件数	件数	件数	14/10年
グアナファト	3	5	15	42	44	1,366.7
メキシコ市	33	26	31	25	17	△ 48.5
ケレタロ	2	1	5	4	9	350.0
キンタナロー	3	4	5	9	6	100.0
ｱｸﾞｱｽｶﾘｴﾝﾃｽ	2	4	1	9	5	150.0
メキシコ州	3	1	2	3	3	0.0
ハリスコ	2	1	5	2	2	0.0
ﾊﾞﾊｶﾘﾌｫﾙﾆｱ	1	2	3	2	1	0.0
ヌエボレオン	4	4	4	5	0	△ 100.0
その他	7	15	6	11	8	14.3
合計	60	63	77	112	95	58.3

(出所)在メキシコ日本国大使館

表5　犯罪の種類別邦人被害件数

(単位:件)

犯罪の種類	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
窃盗	38	43	65	83	79
車上狙い	9	12	21	36	45
置引き	10	7	14	14	9
スリ	8	7	6	9	9
空き巣等	7	7	10	13	6
ひったくり	2	5	7	5	4
客室狙い	0	3	3	1	3
その他	2	2	4	5	3
強盗	17	17	11	18	10
凶器使用	9	8	8	12	8
強盗致傷	0	3	2	3	2
強盗致死	0	1	0	0	0
恐喝	3	2	0	5	3
殺人未遂	0	1	0	0	0
わいせつ	0	0	1	1	0
その他	3	0	0	4	3
合 計	61	63	77	111	95

(出所)在メキシコ日本国大使館

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

(3) 情報収集と防犯対策の徹底が基本

治安対策としては地道な対策を徹底するしかない。グアナファト州で頻発している車上荒らしの対策としては、ショッピングセンターの駐車場などで被害に遭うケースが多いため、車の中に荷物を残して買い物に行かないことが基本だという。最近はトランクに荷物を入れておいても、トランクを工具でこじ開けて盗んでいく事例があり、これも安全とはいえないようだ。住居については、可能な限り 24 時間警備の集合住宅を選ぶ、鍵を頻繁に交換する、駐在員を 1 カ所に住まわせて管理しやすくする、などの対策を取っている企業が多い。

国境都市など治安があまり良くない都市では、夜間の移動や外出は極力避ける、治安の特に悪い国境地帯への旅行禁止、駐在員の住居を安全な地域に限定する、住居から工場へは一緒に防弾車で移動する、などの対策が取られている。また、従業員の犯罪歴の調査や麻薬検査（労働者の採用時や定期健診時などに実施）を行うことも一般的だ。麻薬検査については、メキシコ人労働者の気分を害しないよう、日本人駐在員も含めて公平なかたちでランダム検査を実施している企業があった。

治安が悪い都市では、12 時間 2 シフト（7～19 時、19 時～翌 7 時など）の操業体制を敷き、深夜にシフト交替をしないようにするなど、工場労働者に対する配慮もされている。メキシコの労働法では、週の労働時間が 48 時間を超えない範囲であれば、週休を 3 日などにして、1 日の労働時間を 8 時間以上に延ばすことは可能だ。

安全管理のコンサルティング企業を活用し、駐在員や家族に研修を行っている企業もある。メキシコ治安当局による麻薬組織の撲滅は短期的には望めないため、治安対策の中心は適切な情報収集と防犯対策の徹底にならざるを得ない。危ない時間、危ない場所、危ない行為を認識し、それを避けることが治安対策の基本となる。

なお、社内の盗難被害も比較的多い。社内盗難対策として、監視カメラの設置、重要保安区域の出入管理（指紋認証で特定従業員しか入れないなど）、信頼できるガードマンの雇用とその待遇の改善、工具箱やキャビネットなどの施錠、などの対策を取る必要があるだろう。

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

メキシコ・リスクマネジメント研究会　委員（当時、敬称略）

委員（座長）：長島　忠之（日本貿易振興機構　理事）

委員：川上　和哉（三井住友銀行　グローバル・アドバイザリー部　部長）

委員：吉田　幸司（あずさ監査法人　メキシコデスク　パートナー）

委員：藤山　綱行（三井物産　ﾌｧｲﾅﾝｼｬﾙﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ第二部　ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ経理室　室長補佐）

執筆者　一覧（敬称略）

長島　忠之：Ⅱ．1．(1)

川上　和哉：Ⅱ．1．(2) ③

吉田　幸司：Ⅱ．2．(7) ①・②・③

藤山　綱行：Ⅱ．2．(7) ④

中畑　貴雄（ジェトロ海外調査部　米州課　課長代理）：
Ⅰ．1.、Ⅱ．1．(2) ①・② 、Ⅱ．1．(3) 、Ⅱ．2．(3)・(4)・(5)・(6) 、Ⅲ.

西澤　裕介（ジェトロ海外調査部　米州課　課長代理）　：Ⅱ．2．(1)・(2)

Copyright (C) 2016 JETRO.　All rights reserved.

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約１分）にご協力ください。
https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20150133

「メキシコ・リスクマネジメント研究会報告書」

2016 年 1 月発行

独立行政法人 日本貿易振興機構
東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号
アーク森ビル私書箱 528 号
〒107-6006 電話 (03)3582-4690 （海外調査部米州課）

禁無断転載